

326.94
Si298d2



* 0016466000 *

0016466-000

. 326. 94 - S i 298 d 2


独逸刑法及び行刑法施行法草案


司法省調査課・編

司法省調査課

1930

ACG





エト5R48

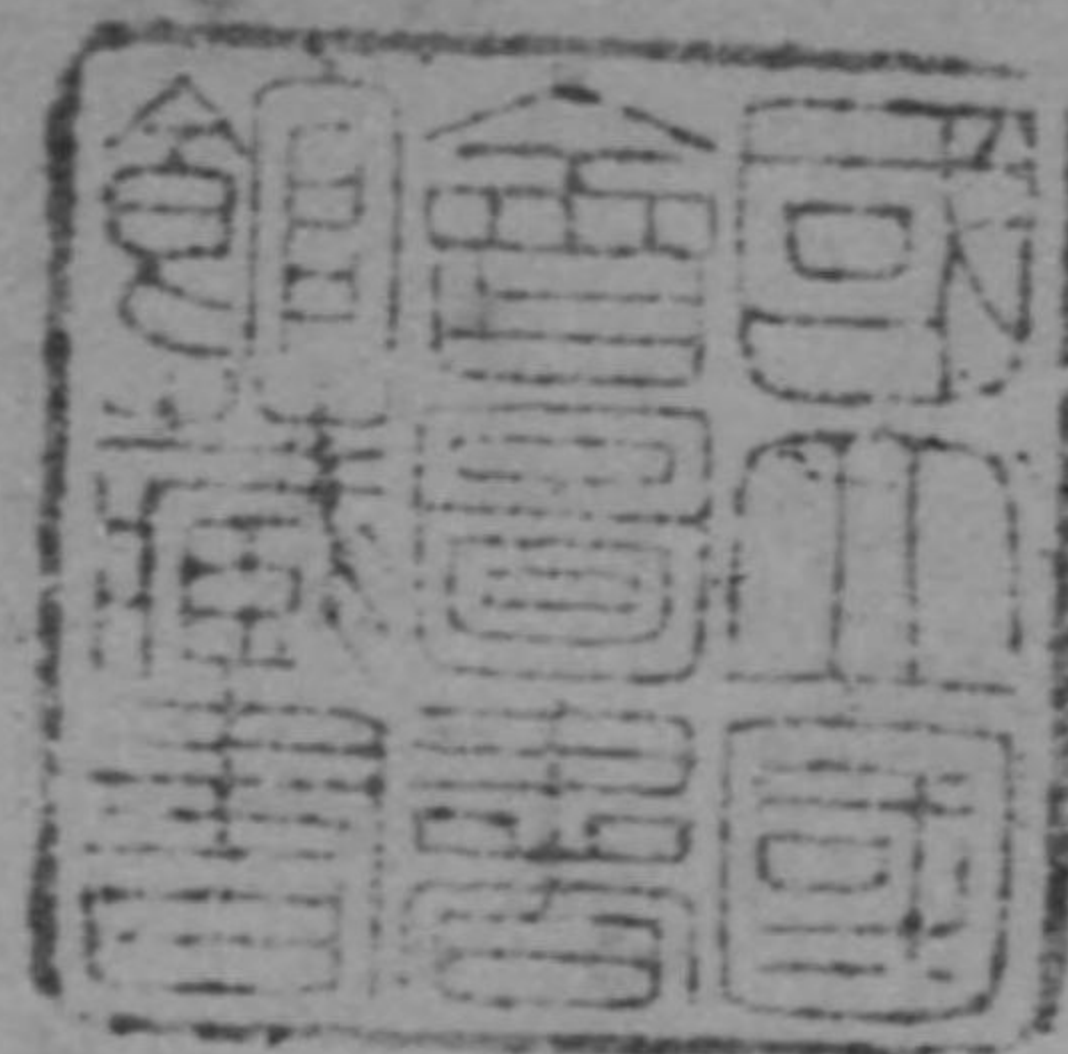
料 資 法 司

號 四 十 五 百 第

獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案

〔禁轉載〕 昭和五年七月

司 法 省 調 查 課



326.94
S 29.8d2



418831

本號には獨逸刑法及び行刑法施行法草案を邦譯收録したり尙同理由書は次號に收録することとしたり

本草案は一九二七年刑法草案を基礎としたるものなり獨に於ける刑法及び行刑法の改正は關係各法律に多大の改變を必要とするに至り條文の數二百有餘に互り立案頗る困難なりしものとして知らるる施行法の性質上直接參照資料たらずとするも曩に紹介されたる刑法草案自體の意義を明瞭ならしむる上に於ては重要な參考資料なり茲に紹介の勞を採り排印して筆寫に代ふ

昭和五年七月

司法大臣官房調査課

目次

獨逸普通刑法典及び行刑法施行法草案

備考……………一

第一部 總 則……………一

第二部 獨逸普通刑法典及び行刑法の國法及び邦法に對する關係……………四

第一編 國法及び邦法の爲にする留保……………四

第二編 國法及び邦法の變更……………九

第一章 總 則……………九

第二章 裁判所の構成及び刑事訴訟手續に關する國法の改正……………一八

第三章 民法、民事訴訟手續、裁判費用及び手数料に關する國法の改正……………二八九

第四章 營業上の權利保護及び著作權に關する國法の改正……………三八八

第五章 商法、通貨、銀行及び取引所制度に關する國法の改正……………三九五

第六章 營業法及び労働法に關する國法の改正……………四〇六

第七章	公安及び出版物に関する國法の改正	四二七
第八章	保健に関する國法の改正	四二四
第九章	社會保險及び國の救護に関する國法の改正	四三一
第十章	税法及び専賣法の改正	四六四
第十一章	郵便及び交通制度に関する國法の改正	四九九
第十二章	その他の國法の改正	五二六
第三部	経過及び結末規定	五二〇
第一編	刑法の経過	五二〇
第二編	裁判所の構成及び手續の経過	五三三
第三編	行刑の経過	五二五
第四編	結末規定	五二七

目次終

司法資料
第五百五十四號
獨逸刑法及び行刑法施行法草案

獨逸普通刑法典及び行刑法施行法草案

備考 本草案に於て別に明示的に注意することを爲さざる限りは、一九二八年第四回選舉期第二十一國議會委員會の第一讀會の決議に依つて、第一編總則の部及び各編の部第一章、第三章乃至第十五章につき受けたる改正を伴ふ獨逸普通刑法典草案を以て其の基礎とす。獨逸及び埃太利の兩國の議會の刑法會議に際して豫期せられたりし總則の部及び各論の部第三章、第四章、第六章及び第七章に関する決議の變更は亦斟酌したりし所に屬せり。

第一部 總則

第一條 獨逸普通刑法典及び行刑法は本法と同時に……を以て之を施行す。

第二條 一八七一年五月十五日の獨逸帝國刑法典、一八七〇年五月三十一日の北獨聯合刑法典施行法、及び此の二の法律を獨逸の各邦、及び邦の一部地域に施行する爲の國法の規定は、前條記載の當日を以て其の效力を失ふ。

本條第一項記載の法律及び規程を改正する爲に制定したる規定についても亦前條に同じ。

第三條 獨逸普通刑法典、行刑法及び本法の陸海軍刑法に對する關係は、本法と同時に施行すべき特別法を以て之を規律す。

第四條 本法中に邦法の規定の效力を妨げざる旨を規定せる限りは、新なる邦法上の規定をも制定することを得るものとす。

第五條 法律に別段の規定を爲さざる限りは、年齢及び期間を算定するには、民法典の規定を適用す。

第六條 「原註」一個の行爲に對して數個の罰則の適用あり、且行爲それ自體については裁判所構成法第十三條「譯者註」の定むる所に依り、一個の裁判所と一個の行政官廳、又は數個の異なる種類の行政官廳の管轄を樹立するときは、法律に別段の規定を存せざる限りは、獨逸普通刑法典第六十六條に依り刑を定むるについての標準と爲すべき法律を以て、判決を爲すについての管轄にとつての標準とす。

〔原註〕 本草案は第一讀會の決議に依つて削除せられたる獨逸普通刑法典第三條第二段か、第二讀會に於て左の如き法文に於て再び挿入せらるることとなりたりし事實より出發す。曰く、

特殊の事實上の關係を存するの故を以て制定ありたりし規定は、法律に別段の規定なく、又は別段の規定なかるべき限りはかくの如き關係の消滅したるの故を以て該規定の廢止を見たる後にあつても、其の效力の存續中に犯したる罪に對しては尙ほ之を適用するを要す。

若し第三條第二段にして削除せられたるか儘に放任せらるるものとせば、施行法草案は第六條の前に、左の別段なる一條を設くるを必要とすへし。

獨逸普通刑法典以外の罰則にして、特殊の事實上の關係を存するの故を以て制定せられたるもの又は將來制定せらるべきものは、法律に別段の規定なく、又は別段の規定なかるべきときは、此の關係の消滅したるの故を以て該規定の廢止を見たる後にあつても、其の效力の存續中に犯したる罪に對しては尙ほ之を適用するを要す。

〔譯者註〕 裁判所構成法第十三條の規定左の如し。

一切の民事訴訟事件、及び刑事事件にして行政官廳若は行政裁判所の何れもの管轄の樹立せられざるもの、又は國法を以てして特別裁判所を設け、若は特別裁判所を設くることを許したるにあらざるものは、すべて通常裁判所の管轄に屬す。

第二部 獨逸普通刑法典及び行刑法の國法及び 邦法に對する關係

第一編 國法及び邦法の爲にする留保

第七條 獨逸普通刑法典の總則の規定は、本法に特に除外例を認むるにあらざる限りは、其の施行の當時現行中なる國法に對し之を適用す。別段の規定を存するにあらざる限りは、將來の國法に對しても之を適用す。

第八條 獨逸普通刑法典の總則の規定は、本法又は將來の國法か特に除外例を認めたるにあらざる限りは、且邦法か認められたる種類の規定を掲ぐるにあらざる限りは、其の施行の當時現行中なる邦法、及び將來の邦法に對して之を適用す。

第九條 獨逸普通刑法典の各論は、獨逸普通刑法典又は本法よりして、其の廢止又は改正の結果を生ずるにあらざる限りは、國法の罰則の效力を妨ぐるることなし。

第十條 獨逸普通刑法典の各論は、邦法上の罰則か獨逸普通刑法典の各論の部に、終局的に規律を爲したる事項に關するにあらざる限りは、此の邦法の罰則の效力を妨ぐるることなし。

狩獵、漁撈、山林及び田野の各警察法、及び木材（山林）竊盜に關する法律の邦法上の罰則は、獨逸普通刑法典の各論の部に終局的に規律したる事項に關する限りに於ても、亦其の效力を妨ぐるることなし。
租税 Steuer 及び交通上の公課 Verkehrsalgabe を除く公課に關する法律の邦法上の罰則についても亦同し。

第八條の規定は本條第一項及び第二項に記載したる邦法の規定に對しても之を適用す。

第十一條 邦法上の規定は二年以下の禁錮、又は罰金以外の刑を規定することを得す。

第十二條 國法及び邦法の規定中に於ては重罪輕罪若は違警罪につきて規定せらるるにあらざる刑を、罰金又は拘留と稱することを得す。

第十三條 外國に於て犯したる重罪、又は輕罪にして、獨逸普通刑法典第六條に記載したる以外のものに對しても、行爲地の法律とは無關係に國の刑罰法規を適用すべきものとするの限りに於ては、國法の規定は其の效力を妨げず。

第十四條 火酒專賣法及び同盟關稅法の規定にして、租税連脱又は禁制違反の故を以て、處罰を爲すべきものとする限りは、租税連脱又は禁制違反の故意を認定するの必要なくして其の效力を妨げず。
租税連脱又は禁制違反の故意の認定ありたる場合に限り、本條第一項に記載したる規定に従つて禁錮に處することを得。

第十五條 國法及び邦法の規定にして犯人若は共犯と相竝んで、又は犯人若は共犯に代へて他人を有罪とせる限りに於ては其の效力を妨げず。

第十六條 國法及び邦法の規定にして有罪被告人の外に、他人が罰金の納付に代當すべきものとする限りに於ては、其の效力を妨げらるることなし。

數個の法律違反の競合あるときは（獨逸普通刑法典第六十五條乃至第六十八條）、假令數個の法律違反中の一個に關してのみ他人の代當責任の規定せられ、若は認めらるるに止まる場合にあつても、本條第一項に記載したる規定に従ひ他人の代當責任を言渡すことを必要とし、また言渡すことを得るものとす。

此の場合には代當責任の輕重は恰も代當責任樹立する法律に従つてのみ有罪被告人を處罰するを要するかの如く確定すへし。

第十七條 木材（山林）竊盜に關する邦法の規定は、之に依るときは其の規定したる罰金又は其の多額か特定額の數倍、一倍又は分數に於て成立せる限りは其の效力を妨げず。

第十八條 邦法の規定にして自由刑又は罰金の代りに山林勞役又は地方團體勞役を命じ、又は之を認めたる限りに於ては其の效力を妨げず。

第十九條 國法及び邦法の規定にして、刑事裁判所の有罪の言渡の結果公職を喪失せる公務員に對し、本人が有罪判決の既判力發生の當時退職せしめられたりしならんには、本人に歸屬したりしなるべき法定

の恩給額の全部若は一部を、特に永久的に、若は一時元の如く給與するか、又は給與することを得べき旨を規定する限りに於ては其の效力を妨げず。

第二十條 國法及び邦法の規定にして有罪被告人の費用を以て有罪の言渡を公告すべきを認め、又は之を規定せる限りに於ては其の效力を妨げず。

前項の公告の範圍及び方法は裁判中に於て之を定む。

裁判の既判力の發生以來六箇月を経過したるときはもはや公告を許さず。

其の外國法及び邦法の規定にして、被害者又は他の權利者に有罪被告人の費用を以て、有罪の言渡を公告するを許すべき旨を強行的に規定する限りに於ては、其の效力を妨ぐるることなし。

第二十一條 國法及び邦法の規定にして、獨逸普通刑法典第五十二條に依り認めらるる物體の沒收を強行的に規定し、又は之を禁止せる限りに於ては其の效力を妨げず。

其の外國法及び邦法の規定にして物體の官沒の宣告 Verfallenerklärung 滅却 Vernichtung 又は廢棄處分 Unbrauchbarmachung 又は刑に代へて沒收 Einziehung を認め、又は之を規定せる限りに於ては其の效力を妨げず。

本條第一項及び第二項の場合に對しては、獨逸普通刑法典第五十二條第二項乃至第五項及び第五十四條を準用す〔原註〕。

〔原註〕第一讀會の決議の法文に於ける獨逸普通刑法典第三項第二段上生ずる所の如き國家の賠償義務か、國及び邦の附屬法にとつての特別な留保を必要ならしむるものなりや否やの問題は、本案の差當つては顧慮せざりし所に屬せり。

第二十二條 國法及び邦法の規定にして、獨逸普通刑法典の規定する所以外の附帶的結果 *Veranfolge* を認め、又は之を確立せる限りに於ては其の效力を妨げず。

其の外國及び邦の懲戒法の規定にして、之に依るときは公務員に對する一年以上の自由刑の言渡は、其の在職中なる公職の喪失の結果を來す旨、又はかくの如き結果を來すことあり得べき旨を規定せる限りに於ては、其の效力を妨げず。

第二十三條 人數個の獨立したる罪を犯したるときは、裁判所構成法第十三條〔譯者註〕に依り行政官廳に於て裁判を爲す罪か、裁判所に於て判決する罪と相競合する限りに於ては、統一刑 *Einheitsstrafe* の形成に關する獨逸普通刑法典第六十五條乃至第六十八條の規定を適用せず。

犯人の數個の獨立したる罪に關し、異なる種類の行政官廳に於て判決を爲す場合には、本條第一項を準用す。

第二十四條 國法及び邦法の規定にして、之に依るときは有罪性 *Strafbarkeit* の時効に關する期間又は其の始期は、獨逸普通刑法典第七十九條、第八十條、第三百八十九條第一項とは別様に規律せられ、且此

の時効期間か六箇月以上を算する限りに於ては其の效力を妨ぐるることなし。

第二十五條 國法及び邦法の規定にして、之に依るときは有罪性の時効は獨逸普通刑法典第八十一條第一項第一段及び第二項に記載したる以外の場合に休止するものとせる限りに於ては其の效力を妨げず。

第二十六條 田野及び山林警察法及び木材（山林）竊盜に關する法律の邦法上の規定にして、違警罪の場合に未遂又は從犯を有罪と宣告する限りに於ては其の效力を妨げず。

第二編 國法及び邦法の變更

第一章 總 則

第二十七條 本法第二十八條乃至第六十五條は其の施行の當時現行中なる一切の國法及び邦法に對し之を適用す。

前條記載の各本條は本法上其の效力を妨げざる法律及び規定に對しても之を適用し、また本法第六十六條乃至第七十八條よりして別段の論結を生ずるにあらざる限りは、第六十六條乃至第七十八條を以て改正したる法律及び規定に對しても之を適用す。其の外官廳又は他の官公署に刑を規定し、又は確定するの權限を委任する規定に對しても之を適用す。

第五十八條乃至第六十五條は國法を以て、又は國法の授權に基き邦法上の規定を以て、別段の規定を爲したるにあらざる限りは、將來の國法及び邦法に對しても之を適用す。

第二十八條 他の自由刑と相並んで要塞禁錮 *Festungshaft* を規定せる規定に於ては、要塞禁錮の規定を廢止す。

第二十九條 他の自由刑と選擇的に拘留を規定せる規定に於ては、拘留の規定を廢止す。

第三十條 「原註」 自由刑と相並んで同時に罰金を言渡すことを命し、又は認むる規定に於ては、罰金の規定を廢止す。

第三十一條 「原註」 罰金と相並んで同時に自由刑を言渡すことを得るものとせる規定に於ては、刑の規定を變更して自由刑と罰金とを選擇的に規定することとす。

自由刑と罰金又は此の二の刑の何れか一を科することとせる規定についても亦前項の規定に同じ。

「原註」 獨逸普通刑法典第三十八條及び第三百八十五條（射利心の場合に於ける罰金）に於て、「射利心に基き」と云ふ字句に代ふるに更に包括的なる措辭を以てせんことを意圖したり。

第三十二條 罰金と選擇的に三箇月以下の禁錮を規定する規定に於ては、禁錮の規定を廢止す。第三十一條の場合についても亦同じ。

左の規定に對しては本條第一項を適用せず

(一) 割増金付無記名證券に關する一八七一年六月八日の法律第六條第二項、

(二) 海員法第九十三條第二項、第百條、第百八條第一項、

(三) 國議會及び邦議會の建築物の保護に關する一九二〇年五月八日の法律第四條、

(四) 一九二二年四月八日の馬券及び富籤法第七條、

(五) 一九二二年八月一日の航空法第三十二條第二項、

(六) 一九二四年八月三十日の私設銀行券發行銀行法 *Privatnotenbankgesetz* 第二十八條第一號、

(七) 邦法を以て本條第一項の適用性を除外する邦法上の規定。

第三十三條 舊法に所謂輕罪につき罰金と選擇的に拘留を規定せる規定に於ては、拘留の規定を廢止す。

第三十四條 規定ありたる罰金又は其の多額か特定の金額の數倍、一倍又は分數に於て成立するものとせる規定に於ては、是と選擇的に禁錮の規定あり、然も此の禁錮が第三十二條の規定の定むる所に従つて廢止せらるるにあらざる限りは、此の刑罰に代ふるに罰金を以てし、尙ほ罰金は一萬馬克以下とす。

本條第一項は第十七條の場合に對しては之を適用せず。

第三十五條 舊法に所謂輕罪にして單に罰金を規定せらるるに止まるか、又は第三十二條及び第三十三條に依り引續き罰金を規定せらるる行爲は、本法の施行の時より之を違警罪と看做す。從來規定ありたる罰金の多額は、第三十四條の規定を留保して依然之を維持するも、唯單に罰金のみを規定する規定、又

は第三十二條、第三十三條の規定に従ひ引續き罰金を規定せらるる規定に於ては、此の刑罰に代ふるに一萬馬克以下の罰金を以てす。

第三十六條 舊法に所謂違警罪につき罰金と撰擇的に拘留を規定する規定に於ては、拘留の規定を廢止す。

第三十七條 舊法に所謂違警罪につき罰金のみを規定するに止まれるか、又は前條に依り引續き罰金を規定せらるる規定に於ては、第十七條に依り從來規定ありたる罰金の多額の維持せらるるか、又は、第三十四條に依り其の別段に確定せらるるにあらざる限りは、從來規定ありたる罰金の多額を廢止す。

第三十八條 拘留のみを規定せる規定に於ては、拘留に代ふるに罰金を以てす。

第三十九條 規定にして輕罪につき罰金の寡額を三馬克未満に定め、違警罪につき一馬克未満に定むる限りは之を廢止す。

第四十條 規定にして徴收不可能なる罰金に代るべき代科自由刑 *Ersatzfreiheitsstrafe* の種類及び長期につき規定を爲すは之を廢止す。

第四十一條 規定にして徴收不可能なる罰金に代ふるに代科自由刑を以てすることを禁止せるものは之を廢止す。

第四十二條 公權又は個々の資格若は權利の喪失を規定し、又は之を認めたる規定に於ては、此の刑罰を

廢止す。

第四十三條 公權又は個々の權利若は資格の喪失か有罪被告人にとつて一八七一年五月十五日の獨逸帝國刑法典第三十三條、第三十四條第一號乃至第四號中に記載したる結果以外の結果を伴はしめらるるか、又は伴はしめらるることあり得べき規定に於ては、公權又は個々の資格若は權利の喪失に代ふるに、公職就任資格 *Amtsfähigkeit* の喪失を以てす（獨逸普通刑法典第四十六條乃至第四十八條）

第四十四條 規定にして警察監視に附する旨を言渡すことを必要とするものとせるか、又は言渡すことを得べきものとせるものは之を廢止す。

規定にして警察監視に附する旨を言渡したる場合につき、更に別段なる結果を規定し、又は之を認むる限りに於ては亦前項に同じ。

第四十五條 規定にして特定人の訴追又は有罪の言渡を實行し得へからざる場合に、獨立して沒收、官沒の宣告、滅却又は廢棄處分を言渡すことを得るものとせる限りは、之を廢止す。

第四十六條 規定にして有罪性 *Strafbarekeit* の爲に罪責 *Ver schulden* を條件とせざる限りは之を廢止す。

第四十七條 規定にして遁脱の故意を認定するを要せずして租税、手数料又は其の他の公課の遁脱に基く處罰を行ふ限りは、第十四條の規定を留保して之を廢止す。

第四十八條 規定にして數個の法律違反の相競合せる場合に、獨逸普通刑法典第六十五條乃至第六十八條と異なる刑の確定を命せる限りは之を廢止す。

第四十九條 規定にして數個の獨立せざる行爲の本來連續したる行爲を成す場合にあつても、獨立の行爲として之を處罰すべきものとせる限りは之を廢止す。

第五十條 規定にして減輕事情を存する場合に特別の刑を規定せる限りは之を廢止す。

第五十一條 満了に依つて有罪性を消滅するに至らしむべき時効期間を、六箇月未滿に定むる規定に於ては、此の期間に代ふるに六ヶ月の期間を以てす。

第五十二條 規定にして刑の執行力 *Vollstreckbarkeit* の時効の期間の長期又は始期についての規定を爲す限りは之を廢止す。

第五十三條 規定にして有罪性又は刑の執行力の時効の中斷についての規定を爲す限りは之を廢止す。

第五十四條 規定にして被害者は償金 *Buße* の判與を要求することを得べき旨の規定を爲す限りは、之を廢止す。

第五十五條 規定中に於て訴追を被害者又は爾他の權利者の申立に繋らしむる限りは、申立に代ふるに權利者の請求を以てす。

規定か申立の取下に關して規定を爲す限りは、之を廢止す。

第五十六條 重罪、輕罪若は違警罪につき金錢に於てする刑を規定し、之に對して罰金と云ふ名稱以外の名稱を使用せる規定中に於ては、從來の名稱に代ふるに罰金の名稱を以てす。

第五十七條 規定中に於て重罪、輕罪又は違警罪につき刑を規定することなく、之に代ふるに拘留又は罰金の名稱を使用せる限りは、拘留 *Haft* の名稱に代ふるに秩序罰拘留 *Ordnungshaft* の名稱を以てし、罰金 *Geldstrafe* の名稱に代ふるに金錢を以てする秩序罰 *Ordnungsstrafe in Geld* の名稱を以てするものとし、爾他の名稱、特に強制拘留 *Erzwingungshaft (Zwangshaft)*、保安拘留 *Sicherungshaft*、金錢を以てする強制刑 *Erzwingungsstrafe (Zwangstrafe) in Geld* の名稱は舊の如しとす。

第五十八條 官廳又は其の他の官公署か規定を爲すの權限を委任せられたるか、又はかくの如き權限を委任せらるべき罰金は、特別の授權に基きて更に多額の金額を規定したるか、又は規定すべきにあらざる限りは、輕罪にあつては三千馬克以上一萬馬克以下、違警罪にあつては一馬克以上五百馬克以下とす。

第五十九條 重罪、輕罪若は違警罪につきて規定せらるるにあらざる、又は規定せらるべきにあらざる刑については、第六十條乃至第六十二條の規定を適用す。

第六十條 自由の剝奪 *Freiheitsentziehung* は一日以上とし、別段の規定なきときは、又は別段の規定あらざるべきときは六週間以下とす。

第六十一條 金錢を以てする刑 *Strafe in Geld* は更に多大の金額、又は更に寡少の金額の規定せられたるか、又は規定せらるべきにあらざるべきときは、一馬克以上一千馬克以下とす。

官廳、公務員、團體若は其の長又は其の他の官公署が規定又は確定の權限を委任せられたるか、又は委任せらるべき金錢を以てする刑は、更に多大なる多額又は更に寡少なる多額の規定又は確定を爲すの特別の授權を存するか、又はかくの如き授權を與へられたるにあらざる限りは、一馬克以上一千馬克以下とす。

本條第一項及び第二項所定の多額は、刑か特定の金額の數倍、一倍又は分數に於て成立せる限りは、之を適用せず。

第六十二條 金錢を以てする刑の徵收不可能なる場合に、之に代へて自由の剝奪を科すべきときは、其の期間は一日以上六週間以下とす。金錢を以てする刑と撰擇的に僅少なる期間の自由の剝奪を規定せるときは、代科の自由の剝奪は此の期間を超ゆることを得ず。

代科の自由の剝奪は滿一日を單位としてのみ計算を爲すことを得。

其の外の點に於ては代科の自由の剝奪の程度は、其の之を確定する官廳の自由なる裁量に依つて定まる。

第六十三條 證人の供述の宣誓に關して規定を爲す規定中に於ては、眞實開示の義務を引合として行ふ供

述の正確、完全の保證を以て宣誓に代ふ。刑事事件又は懲戒罰事件に於ては刑事訴訟法の條件を存する場合に限り、非訟事件に於ては非訟事件に關する國法の條件、爾他の事件に於ては證人の宣誓についての民事訴訟法の條件を具備する場合に限り、證人の宣誓を行ふことを得、證人の宣誓を更に一層制限し、又は全然之を禁止する規定は其の效力を妨げらるゝことなし。證人の供述が宣誓せられたるときは、之に關して其の文句の儘の記録を録取すへし。

鑑定人の意見書に關して規定を爲す規定中に於ては、鑑定人は公平に、且良知良心に従つて其の鑑定を爲すべき旨、又は爲したる旨の保證を以て宣誓に代ふ。鑑定意見の宣誓を許さず。

公示宣誓 *Offenbarungseid* の實施についての規定を爲す規定中に於ては、眞實開示の義務を引合として行ふ、陳述又は報告の正確完全、なるの保證を以て宣誓に代ふ。

宣誓に代る保證又は意思表示に關して規定を爲す規定中に於ては、眞實開示の義務を引合として爲す、陳述の正確、完全なる旨の書面を以てする保證を以て、前掲の保證又は意思表示に代る。

第六十四條 外國の官廳に現に繫屬中なるか、又は將來繫屬すべき事件に於ては、獨逸の官廳に於てする同一の手續中にあつては、宣誓を許さざるべき場合にあつても、證人を宣誓せしむることを得、鑑定人及び通事の宣誓、竝に外國に於て權利及利益を主張するについての宣誓に代る保證に關しても亦同しく（一九二一年二月五日の國法）宣誓に代る保證は眞實開示の義務を引合として爲す書面に依る保證に同

第六十五條 規定にして刑事訴訟法手續に於ける搜索の権利を檢事、檢事の補助官又は警察以外の行政官應に附與する限りは之を廢止す。

第二章 裁判所の構成及び刑事訴訟手續に關する國法の改正

第六十六條 裁判所構成法は左の如く之を改正す。

(一) 第十八條〔譯者註一〕及び第十九條〔譯者註一〕に代ふるに左の如き規定を以てす。

第十八條 内國の裁判權は獨逸國に於て接受したる外交使節及び其の隨員に及はす。内國の裁判權はまた一般的に承認せらるる國際法の原則上、又は各邦間の條約上治外法權 *Exterritorialität* を享受する爾他の者にも及はす。

本條第一項に記載したる者の中の一人か獨逸の邦の邦民なるときは、本人の屬する邦か之に關する裁判權を放棄せるの程度に於てのみ、本人は内國の裁判權より免る。

獨逸の一邦に於て接受したる外交使節及び其の隨員は此の邦の裁判權に服せず。參議院の所在地たる邦より派出せられたるにあらざる參議院の議員についても亦同し。

第十九條 前條の規定は前條に記載したる者の事務員、同居の家族及び獨逸國民にあらざる使用人に

對して之を適用す。前條第一項第一段に記載したる者の事務員、家族及び傭人に對しては、國法律公報中に於て公示したる國政府の告示上相互主義 *Gegenseitigkeit* の保證せらるる限りに於てのみ之を適用す。

〔譯者註一〕 現行裁判所構成法第十八條及び第十九條の規定左の如し。

第十八條 内國の裁判權は獨逸國に於て接受したる外交使節及び隨員に及はす。是等の者か獨逸の一邦の邦民なるときは、本人の屬する邦か本人に關する裁判權を放棄したるの程度に於てのみ内國の裁判權を免る。(第二項) 獨逸の一邦に於て接受せられたる外交使節及び隨員は、此の邦の裁判權に服せず。參議院の所在地たる邦より派出せられたるにあらざる參議院議員についても亦同し。

第十九條 前條に記載したる者の家族事務員、及び獨逸國民にあらざる其の傭人に對しては前條の規定を適用す。

(二) 第二十四條〔譯者註二〕は次の如き法文を執る。

第二十四條 區裁判所は刑事事件に於ては左の各號の一に該當する犯罪につき管轄權を有す。

一、違警罪、

二、輕罪、

三、左の各號の一に該當する重罪、

(a) 主刑のみにて、又は附加刑若は附帶的結果牽聯して、又は矯正及び保安の處分を伴ひて十年以下の懲役を規定せらるる重罪にして、大審院の管轄する所にあらざるもの。其の定ありたる刑の規定については一に通常の刑を以て標準とするものとし、獨逸普通刑法典第一編の總則の部に規定したる刑の減輕及び特に重き場合、若は常習的犯罪人に對する加重並に陸海軍刑法中に規定したる加重刑（陸海軍刑法典第五十三條）は之を度外視す。

(b) 通貨偽造、強姦、重き凌辱、婦女賣買及び兒童賣買、營業的破壊盜、營業的持兇器竊盜、強盜的竊盜及び強盜の各重罪（獨逸普通刑法典第二百五條、第二百八十三條、第二百八十五條、第三百八條、第三百三十一條、第三百三十二條第一項及び第二項、第三百三十八條第一項及び第二項）

(c) 獨逸普通刑法典第三百三十一條と相牽聯する陸海軍刑法第三百三十八條第二項の場合に於ける軍事上の竊盜、詐欺破産（破産法第二百三十九條、第二百四十四條）及び他人の有價證券の横領（他人の有價證券を保管する際に於ける商人の義務に關する一八九六年七月五日の法律第十一條、第十二條第二項第二號）の各重罪。

〔譯者註二〕 現行裁判所構成法第二十四條の規定左の如し。

區裁判所は刑事事件に於て左の各號の一に該當する犯罪につき管轄權を有す。一、違警罪、二、輕罪、三、左の各號の一に該當する重罪、(a) 主刑のみにて、又は他の刑若は附帶的結果と相牽聯して十年以下の禁錮又は要塞禁錮又は懲役を規定せる重罪にして、大審院の管轄する所にあらざるもの、但し刑法典第五十三條乃至第五十五條の場合に於ける僞誓の罪は之を除外す。規定ありたる刑の規定については陸海軍刑法第五十三條を度外視す。(b) 刑法典第一百十九條の場合に於ける敵對、第四百六條、第四百七條、第四百九條の場合に於ける通貨偽造罪、第七十七條の場合に於ける強姦、第二百四十四條の場合に於ける累犯竊盜、第二百四十九條、第二百五十條の場合に於ける強盜、第二百五十二條及び第二百五十五條の場合に於ける強盜的竊盜及び強盜的恐喝にして第二百四十九條及び第二百五十條に基きて刑を推斷すべきとき、第二百六十一條第一項の場合に於ける累犯贓物授受及び第三百四十條第二項の場合に於ける職務上の重大なる傷害の各重罪、(c) 陸海軍刑法第三百三十八條第二項の場合に於ける軍事上の竊盜、破産法第二百三十九條及び第二百四十四條の場合に於ける詐欺破産、他人の有價證券の保管の際に於ける商人の義務に關する一八九六年七月五日の法律第十一條、第十二條第二項第二號の場合に於ける他人の有價證券の横領の各重罪。

(三) 第二十五條〔譯者註三〕及び第二十六條〔譯者註三〕は次の如き法文を執る。

第二十五條 區裁判所判事は左の各號の一に該當する場合に單獨にて裁判を爲す。

一、違警罪の場合、

二、私的起訴の方法に於て訴追したる輕罪の場合。

第二十六條 其の外區裁判所判事は輕罪につき公判を命ずるに先たち檢事か其の申立を爲したるとき、又はかくの如き公判の命令行はれざるべきは公判の開始までに其の申立を爲したるときに單獨にて裁判を爲す。

檢事は事件か簡單なるとき、特に公判被告人か自白を爲し、事件か何等特別なる意義を有するにあらざるべきに限り此の申立を爲すべく、此の場合に於ても六箇月以上の自由刑、公職就任資格又は選舉權及び表決權の喪失、又は獨逸普通刑法典第五十五條第一號乃至第四號中に規定したる矯正及び保安の處分中の何れか一を豫期すべきときは此の申立を爲すべからず。

租税、手数料若は其の他の公課の徴收に關する規定に對する違反の場合に行政官廳か公訴を提起したるときは、此の行政官廳は檢事と同一の方法に於て本條第一項の申立を爲すことを得。

〔譯者註三〕 現行裁判所構成法第二十五條及び第二十六條の規定左の如し。

第二十五條 區裁判所判事は左の各號の一に該當する場合に單獨にて裁判を爲す。一、違警罪の場合、二、輕罪につき、(a) 其の私的起訴の方法に於て訴追せらるるとき、(b) 行爲か主刑のみにて、又は他の刑若は附帶的結果と相牽聯して六箇月以下の禁錮より重からざる刑を規定せらるるとき

き、(c) 檢事か起訴狀を提出するに際し、又は其の起訴狀を必要とせざる場合にあつては、口頭を以て起訴を爲すに當り其の中立を爲したるとき。(第二項) 檢事は主刑のみにて、又は他の刑若は附帶的結果と相牽聯して一年以下の禁錮よりも重からざる刑の言渡あるものと豫期すべき場合に限り、第一項第二號に記載したる申立を爲すべし。(第三項) 公課及び地租の徴收に關する規定に對する違反の場合に、行政官廳か公訴を提起したるときは、此の行政官廳は檢事と同一の方法に於て申立を爲すことを得。

第二十六條 其の外區裁判所判事は重竊盜及び贓物授受の重罪、竝に累犯の故を以てのみ重罪たる有罪行爲につきて、檢事か起訴狀を提出するに際し、又は其の起訴狀を必要とせざる場合にあつては、口頭を以て訴を提起するに際し其の申立を爲したるときは單獨にて裁判を爲す。(第二項) 被疑者は起訴狀に基く意思表示の爲に定められたる期間中、又は書面を以て起訴することなくして公判を開くに至りたる場合にあつては、本案についての被疑者の訊問の開始あるまでの間は異議を申立つることを得。起訴狀を通知するに際し、又は書面を以て起訴を爲すことなくして公判を開くに至りたるときは、本案についての被疑者の訊問に先たちて、異議を爲すことを得べき被疑者の權利につき被疑者に教示を爲すべし。

(四) 「第四章參審裁判所」の表題を廢止す。

(五) 第二十九條 「譯者註四」に於て

(a) 第二項に代ふるに次の規定を以てす。

検事が公判を命ずるに先たち、又はかくの如き命令の行はれたるにあらざるときは公判の開始に至るまでの間に其の申立を爲したるときは、第二の區裁判所判事を參與せしむへし（擴張參審裁判所 *erweiterte Sei. öf. Gericht*）。事件の範圍又は意義に顧み第二の區裁判所判事を參與せしむるを合宜的なりと認めらるる場合、特に獨逸普通刑法典第五十五條第一號、第二號、第四號に規定したる矯正及び保安の何れか一を豫期すへきときには検事は此の申立を爲すへし。

(b) 第三項に於て「第二十五條第三項」の指示に代ふるに「第二十六條第三項」の指示を以てす。

「譯者註四」 現行裁判所構成法第二十九條の規定左の如し。

參審裁判所は區裁判所判事を裁判長とし、是と參審員二人とより成る。參審員の少くとも一人は男子たることを必要とす。(第二項) 検事が起訴狀を提出するに際し、其の申立を爲したるときは第二の區裁判所判事を參與せしむへし。検事は事件の範圍及び意義に顧み第二の區裁判所判事を參與せしむるを必要と認めたるに限り此の申立を爲すへし。(第三項) 第二十五條第三項を準用す。

(六) 第三十二條 「譯者註五」は次の如き法文を執る。

參審員たるの資格を有せざる者左の如し。

- 一、官廳の命令に基きて施設内に監置せらるる者、
- 二、刑事裁判所の有罪の判決に依り無資格の存続中公職に就任し、又は公の事項に於て選舉を爲し、若は表決を行ふの資格を喪失したる者、
- 三、公職就任資格又は選舉權若は表決權の喪失の結果を伴ふことあるへき重罪若は輕罪の故を以て公判の命令の客體となりたる者、

四、保護監督を受けつつある者、

五、裁判所の命令に依つて自己の財産の處分を制限せられたる者。

「譯者註五」 現行裁判所構成法第三十二條の規定左の如し。

參審員たるの資格を有せざる者左の如し。一、刑事裁判所の有罪の言渡の結果として資格を喪失したる者、二、公權又は公職就任資格の褫奪の判決を受くるの結果を伴ふことあるへき重罪又は輕罪に基き、公判の開始の客體となりたる者、三、裁判所の命令の結果自己の財産の處分を制限せられたる者。

(七) 第四十九條第二項「譯者註六」に於て、「裁判所の所在地に居住せる豫備參審員を省くへし」と云ふ字句に代ふるに、「比較的多大なる時間の損失を伴ふにあらざれば招致すること能はざる豫備參審員を省くことを得」と云ふ字句を以てす。

〔譯者註六〕 現行裁判所構成法第四十九條の規定左の如し。

個々の開廷に最初に召集したる參審員以外の參審員を招致することを必要とするときは、爲し得る限り最初に召集したる男子の代りには男子を、最初に召集したる婦女の代りには婦女を以てするの標準を以て、年度名簿の順序に従ひ豫備參審員中より招致を行ふ。(第二項) 年度名簿の順序に依る豫備參審員を召集するに因つて辯論の延期又は其の開始の著しき遅延を必要とするときは、裁判所の所在地に居住せざる豫備參審員を省くへし。

(八) 第五十一條〔譯者註七〕は次の如き法文を執る。

參審員の宣誓は其の最初の服務に際し公判廷に於て之を行ふ。此の宣誓は當該司法年度中效力を有す。

裁判長は宣誓すべき人物に向ひ左の語を發す。

「貴下は全能全知の神を引合として忠實に參審員の義務を果し、良知良心に従つて貴下の評決を爲すを誓ふものなり」。

參審員は各人何れも左の語を以て宣誓を爲す。

「余は神懸けて之を誓ふ」。

參審員の宣誓は其の希望ありたるときは、判事か「全能全知の神を引合として」と云ふ語を略し、

宣誓者は左の如き意思表示を爲すに止むるの方法に於て之を行ふを要す。

「余は之を誓ふ」

宣誓者は其の宣誓を爲すに當つて其の右手を舉ぐへし。

法律か某々宗教團體の所屬者に許すに宣誓に代へて特殊の誓言方式を行使するを以てしたるときは、此の誓言方式は宣誓と同視す。

宣誓に關しては當該官署の認證官吏に於て調書を録取す。

〔譯者註七〕 現行裁判所構成法第五十一條の規定左の如し。

參審員の宣誓は其の最初の服務に際し公判廷に於て之を行ふ。此の宣誓は當該司法年度中效力を有す。(第二項) 裁判長は宣誓すべき人物に向ひ左の語を發す。「貴下は全能全知の神を引合として忠實に參審員の義務を果し、良知良心に従つて貴下の評決を爲すを誓ふものなり」。(第三項) 參審員は各人何れも左の語を以て宣誓を爲す。「余は神懸けて之を誓ふ」。(第四項) 參審員は其の宣誓に際し右手を舉ぐへし。(第五項) 參審員か法律に於て宣誓に代へて特殊の誓言方式を行使することを許せる宗教團體の所屬者なるときは、此の宗教團體の誓言の方式の下に於てする意思表示は宣誓と同視す。(第六項) 宣誓に關しては當該官署の認證官吏に於て調書を録取す。

(九) 第五十六條(譯者註八)に於て第一項は左の如き法文を執る。

參審員及び委員會の信任委員自己の義務を免れんか爲に虚偽の申立を口實としたるとき、又は充分なる辯解を爲すことなくして適時に法廷に出頭せざるるとき、又は他の方法に於て其の義務を免れたるときは、金錢に於てする秩序罰又は三箇月以下の秩序罰拘留並に其の惹起したる費用の賠償を言渡すへし。金錢に於てする秩序罰の徴收不可能なるときは、六週間以下の秩序罰拘留を以て之に代らしむ。

〔譯者註八〕 現行裁判所構成法第五十六條の規定左の如し。

參審員及び委員會の信任委員充分なる辯解を爲すことなくして適時に法廷に出頭せず。又は他の方法に於て其の義務を免れたるときは、金錢に於てする秩序罰並に其の惹起したる費用の賠償を言渡すへし。(第二項) 前項の言渡は檢事の意見を徴したる後區裁判所判事に於て之を言渡す。後に至つて充分なる辯解行はれたるときは、前項の言渡の全部又は一部を取消すことを得。此の裁判に對しては其の言渡を受けたる者の側より、刑事訴訟法の規定に従つて抗告を爲すことを得。

(十) 第五十八條第一項〔譯者註九〕に於て「裁判 Entscheidung」の語に代ふるに「處理 Bearbeitung」の語を以てす。

〔譯者註九〕 現行裁判所構成法第五十八條第一項の規定左の如し。

邦司法行政部の命令を以て數個の區裁判所の管轄區域につき、其の中の一に刑事事件の裁判の全部

若は一部を附託することを得。

(十一) 第六十二條第一項〔譯者註十〕に於て第二段を削除す。

〔譯者註十〕 現行裁判所構成法第六十二條第一項の規定左の如し。

地方裁判所の全員の首座を占むる者は所長とし、部の首座を占むる者は所長及び部長とす。小刑事部〔第七十六條。刑事部は公判以外に於ては裁判長を併せて判事三人の組立に於て裁判を爲す。(第二項) 公判に於ては刑事部は左の如く組立つるものとす。一、控訴か區裁判所判事の判決に對して指向せらるる場合に於ては裁判長一人と參審員二人(小刑事部)、二、控訴か參審裁判所の判決に對して指向せらるる場合には、裁判長を包含する判事三人と參審員二人(大刑事部)〕の首座は所長に於て一司法年度中につきて指定する地方裁判所判事に於ても之を占むることを得。

(十二) 第七十三條第一項〔譯者註十一〕及び第七十四條〔譯者註十一〕に於て「區裁判所判事及び參審裁判所」の字句に代ふるにそれぞれ「區裁判所」の文字を以てす。

〔譯者註十一〕 現行裁判所構成法第七十三條第一項及び第七十四條の規定左の如し。

第七十三條第一項 刑事部は豫審及び其の結果に關する裁判にして刑事訴訟法の規定上裁判所に於て爲すべきものにつき管轄權を有するものとし、豫審判事及び區裁判所判事の處分並に區裁判所判事及び參審裁判所の裁判に對する抗告に關して裁判を爲す。控訴院及び大審院の權限に關する規

定は之に依つて其の效力を妨げらるることなし。

第七十四條 刑事部は判決裁判所としては區裁判所判事及び參審裁判所の判決に對する控訴の上訴に關する辯論及び裁判につき管轄權を有す。

(十三) 第七十六條〔譯者註十二〕に左の第三項を追加す。

公判の期日の指定に先立ち檢事か其の申立を爲したるときは、大刑事部は小刑事部に代つて區裁判所判事の判決に對する控訴に關して裁判を爲す。檢事は事件の範圍又は意義上事の宜きに適へるものと認めらるる場合に限り此の申立を爲すべきものとし、第二十六條第三項を準用す。専ら私的起訴の提起に基きて手續を開始したるときは、此の規定を適用せず。

〔譯者註十二〕 現行裁判所構成法第七十六條の規定については譯者註十參照。

(十四) 第九十一條第一項〔譯者註十三〕に於て「陪審裁判所の管轄區域内の」と云ふ字句を削除す。

〔譯者註十三〕 現行裁判所構成法第九十一條第一項の規定左の如し。

地方裁判所の刑事部は陪審裁判所の個々の開廷を地方裁判所の所在地に於てすることなく、陪審裁判所の管轄區域内の他の場所に於て開廷すべき旨を指定することを得。

(十五) 第二十條第一項〔譯者註十四〕に於て第一段の「本手續の開始 *Eröffnung des Hauptverfahrens*」を云ふ字句に代ふるに、「公判の命令 *Anordnung des Hauptverfahrens*」の字句を以てす。

〔譯者註十四〕 現行裁判所構成法第二十條第一項の規定左の如し。

控訴院は第三百三十四條第二項に依り檢事總長に於て邦檢事局 *Landesstaatsanwaltschaft* に委讓したる刑事事件、又は第三百三十四條第三項に依り大審院か本手續の開始に際して辯論及び裁判を控訴院に附託したる刑事事件に於て、第一審として且最終審として辯論及び裁判を爲すの權限を有す。檢事總長か邦檢事局に委讓したる事件に於ては、控訴院は第七十三條第一項に記載したる裁判をも爲す。

(十六) 第二百一十一條第一號。〔譯者註十五〕に於て「第一審に於て」と云ふ字句の次に、「區裁判所判事又は」と云ふ字句を挿入す。

〔譯者註十五〕 現行裁判所構成法第二百一十一條第一號の規定左の如し。

其の外控訴院は刑事事件に於て左の各號の一に該當する上訴に關する辯論及び裁判につき管轄權を有す。一、左の各號の一に該當する上告、(c) 大刑事部の判決にして第一審に於て判事一人と參審員二人を以て組立つる參審裁判所か裁判を爲したるもの。

(十七) 第二百二十二條〔譯者註十六〕は左の法文を執る。

控訴院の部は訴訟法の規定上單獨判事か部に代つて裁判を爲すことを要するにあらざる限りは、裁判長を併せて五人の判事の構成に於て裁判を爲す。

第一審に於ては刑事部は公判以外に於ては裁判長を併せて判事三人の構成に於て裁判を爲す。

〔譯者註十七〕 現行裁判所構成法第二百二十二條の規定左の如し。

控訴院の部は訴訟法の規定上單獨判事か部に代つて裁判を爲すを要するにあらざる限りは、裁判長を併せて判事三人の構成に於て裁判を爲す。(第二項) 刑事部は第一審の公判に於ては裁判長を併せて判事五人を以て組立つへし。

(十八) 第二百二十二條の次に第二百二十二條^aとして左の規定を挿入す。

控訴院か上告裁判所として國法の罰則的規定を解釋するに當つて、大審院又は他の控訴院の裁判に異なる解釋を爲さんとするときは、自己の法律上の見解の理由を附して検事局を通して上告を大審院に提出することを要す。根本的の重大なる意義を有する國法上の法律問題にして、大審院か未だ意見を表明したることなきものを裁判すべきとき亦同し。

提出に關する決定は關係人に告知すへし。

此の上告に關しては大審院裁判を爲す。

(十九) 第二百二十七條第一項〔譯者註十八〕に於て「本手續」Hauptverfahrenの語に代ふるに「公判」Hauptverhandlungの語を以てし、「開始」の語に代ふるに「命令」の語を以てす。

〔譯者註十八〕 現行裁判所構成法第二百二十七條第一項の規定左の如し。

重罪又は輕罪の故を以て大審院判事の一人に對し本手續の開始ありたるときは、検事總長に諮問したる後、大審院の聯合部の決議を以て、是か休職を命ずることを得。

(二十) 第三百三十四條に於て第三項〔譯者註十九〕は次の如き法文を執る。

大審院は検事總長の申立ありたるときは、第二項に記載したる事件に於て公判を命ずるに際し、辯論及び裁判を控訴院に附託することを得へく、此の申立に際しては第二項第二段を準用す。

〔譯者註十九〕 現行裁判所構成法第三百三十四條第三項の規定左の如し。

大審院は第二項に記載したる事件(背叛罪事件並に軍機保護法第一條及び第三條に對する重罪事件)に於て、検事總長か起訴狀を提出するに際し是か申立を爲したるときは、本手續を開始するに際し辯論及び裁判を控訴院に附託することを得へく、此の申立に對しては第二項第二段を準用す。

(二十一) 第三百三十九條第一段〔譯者註二十〕に於ては「五人」の數に代ふるに「七人」の數を以てす。

〔譯者註二十〕 現行裁判所構成法第三百三十九條の規定左の如し。

大審院の部は裁判長を併せて判事五人の構成に於て裁判を爲す。第一審に於ては刑事部は公判外にあつては裁判長を併せて判事三人の構成に於て裁判を爲す。

(二十二) 第四百一十一條〔譯者註二十一〕に於て「裁判所」の語に代ふるに「刑事事件の處理に鞅掌する裁判所」の語を以てす。

〔譯者註二十一〕 現行裁判所構成法第四十一條の規定左の如し。

各裁判所に検事局を附置すへし。

(二十三) 第五十五條〔譯者註二十二〕に於て、

(a) 第一號(1)に於て「たるべき」の語の次に「又はたりしとき」の語を挿入す。

(b) 第一號(3)に於て「本人」の語の次に「約婚したるか、又は」の語を挿入す。

(c) 第一號(3)の次に(四)として左の規定を追加す。

(四) 本人と育子關係に *Pflegekindschaft* に依つて結合せらるる者か當事者たるべき。

(d) 第二號(1)に於て「たるべき」の語の次に「又は自己か刑事訴追の請求を提出し、又は刑事訴追に同意を表したるとき」の字句を挿入す。

(e) 第二號(2)に於て「配偶者」の語の次に又は「後見人」の語を挿入す。

(f) 第二號(3)に代ふるに次の法文を以てす。

(3) 自己か被疑者又は被害者に對して第一號(三)及び(四)に記載したる關係に在るとき。

〔譯者註二十二〕 現行裁判所構成法第五十五條の規定左の如し。

執達吏は左の各號の一に該當する場合には法律上當然に其の職務の執行より除斥せらるるものとす。(一) 民事訴訟に於て自己自身當事者なるか、又は當事者の一方の法定代理人なるべき、又は當

事者の一方に對して共同権利者若は共同義務者又は損害賠償義務者の關係に在るとき、(2) 自己の配偶者か當事者なるべき、此の場合にあつては婚姻の既に解消したるときにあつても尙且然りとす。

(3) 自己か直系に於て血族又は姻族たり、又は養子縁組に依つて結合せられし者、傍系に於て三等以内の血族たり、又は二等以内の姻族たる者か當事者たるべき、此の場合にあつては姻族關係を設定する婚姻のものはや解消したる場合にあつても尙且然りとす。

(二) 刑事事件に於て、(1) 自己自身有罪行為に因つて傷害せられたるとき、(2) 自己か被疑者又は被害者の配偶者たるべき、又はたりしとき、(3) 自己か被疑者又は被害者と前掲第一號(3)に記載したる血族關係又は姻族關係に在るとき。

(二十四) 第六十二條〔譯者註二十三〕及び第六十三條〔譯者註二十三〕を削除す。

〔譯者註二十三〕 現行裁判所構成法第六十二條及び第六十三條の規定左の如し。

第六十二條 六週間を超えざる自由刑は受刑者の現在地に於て執行すへし。

第六十三條 他の裁判所の管轄區域内に於て自由刑を執行すべきとき、又は他の裁判所の管轄區域内に在る有罪被告人 *der Verurteilte* を服役の目的を以て逮捕し、之を引渡すべきときは、此の管轄區域の地方裁判所の検事局に實行を囑託すへし。

(二十五) 第六十四條〔譯者註二十四〕は左の如き法文を執る。

異なる獨逸各邦の官廳の間に於ける司法上の共助の場合にあつては、司法上の共助の費用は囑託官廳に於て償還せず。

支拂義務ある當事者を存するときは、其の費用は囑託官廳に於て此の當事者より徴收すべく、其の徴收したる金額は之を受託官廳に送附すべし。

印紙又は其の他の公課及び手数料にして受託官廳の權利上、囑託官廳の送附したる文書に課せらるべきものは、之を計算中に加へす。

〔譯者註二十四〕 現行裁判所構成法第六十四條の規定左の如し。

異なる獨逸各邦の官廳の間に於ける司法上の共助の場合にあつては、引渡又は刑の執行に依つて生したる現金の支出は、囑託官廳に於て受託官廳に之を償還すべし。(第二項) 其の場合にあつては司法上の共助の費用は、囑託官廳に於て償還せず。(第三項) 支拂義務ある當事者を存するときは、費用は囑託官廳に於て此の當事者より徴收すべく、徴收したる金額は之を受託官廳に送附すべし。

(第四項) 印紙料、登録手数料又は其の他の公課にして受託官廳の權利上、囑託官廳に於て送附したる文書(證書、調書)に課せらるべきものは之を計算中に加へす。

(二十六) 第六十七條に於て第二項〔譯者註二十五〕は左の如き法文を執る。

逮捕被告人 *Der Ergreifene* は遅滞なく其の之を逮捕したる邦の官廳の處分に委すべく、此の目的の

爲に未決勾留者 *der Untersuchungsgelangene* を收容するに適したる拘置場を有する直近の裁判所、

又は此の邦の直近の警察官廳に引渡すべし。

〔譯者註二十五〕 現行裁判所構成法第六十七條第二項の規定左の如し。

逮捕被告人は遅滞なく直近の裁判所、又は其の逮捕せられたる邦の直近の警察官廳に引渡すべし。

(二十七) 第七十一條の次に第七十一條^aとして左の規定を挿入す。

刑事訴訟法第二百七十五條^aの場合に於ては檢事又は辯護人の申立ありたるときは、公判又は公判の一部につき其の公行を停むることを得。

(二十八) 第七十二條〔譯者註二十六〕に於て「懸念すべきとき」の次に左の如き法文を挿入す。

「又は辯論に於て究明すべき事件の知れ渡ることに依つて少年の性感を刺戟し、又は之を誤らしむるの懸念すべし」と。

文末に左の法文を追加す。

「辯論か私生活上又は家庭生活上の事項にして公の利益と相交渉する所なきものに關する場合亦同し」。

〔譯者註二十六〕 現行裁判所構成法第七十二條の規定左の如し。

辯論か公の秩序を危殆ならしめ、特に國家の安寧又は風俗に對する危害を懸念すべきときは、裁判

所は一切の事件に於て辯論又は其の一部につき公行を停むることを得。

(二十九) 第七十三條第二項〔譯者註二十七〕に於て「懸念すべきとき」の次に左の法文を挿入す。

「又は判決理由中に於て究明すべき事件の知れ渡ることに依つて少年の性感を刺戟し、又は之を誤らしむるを懸念すへきとき」。

文末に左の法文を追加す。

「判決理由中に於て私生活上又は家庭生活上の事項にして、公の利益と相交渉する所なきものを取扱ひたるべき亦同し」。

〔譯者註二十七〕 現行裁判所構成法第七十三條第二項の規定左の如し。

判決理由の言渡か國家の安寧を危殆ならしめ、又は風俗に對する危害を懸念すべきときは、裁判所の特別の決議を以て判決理由、又は其の一部の言渡につき公行を停むることを得。

(三十) 第七十四條〔譯者註二十八〕は次の如き法文を執る。

公行の停止に關する辯論は關係者か其の申立を爲したるとき、又は裁判所か之を適當と認めたるときは、非公開の法廷に於て之を行ふ。公行を停むるの決議は之を公に言渡すことを必要とす。第七十一條^a乃至第七十三條の場合に於ては、此の言渡に際し如何なる原因に基き公行を停めたるやを開示すへし。

〔譯者註二十八〕 現行裁判所構成法第七十四條の規定左の如し。

公行の停止に關する辯論は關係者か其の申立を爲したるとき、又は裁判所か之を適當と認めたるときは、非公開の法廷に於て之を行ふ。公行を停むる決議は之を公に言渡すことを必要とす。此の言渡に際し停止は公の秩序に對する危害、特に國家の安寧に對する危害に基きて行はれたりしや、はたまた風俗に對する危害に基きて行はれたりしやを開示するを要す。(第二項) 國家の安寧に對する危害の故を以て公行を停めたるときは、裁判所は在廷者に向つて辯論、起訴狀又は其の他訴訟上の官文書に依つて其の知悉する所となりたる事實を黙秘するの義務を負擔せしむることを得。此の決議は公判始末書 *Sitzungsprotokoll* 中に録取すへし。此の決議に對しては抗告を許す。此の抗告は停止の效力を有することなし。

(三十一) 第七十四條の次に第七十四條^a及び第七十四條^bとして左の規定を挿入す。

第七十四條^a 裁判所の辯論に際し國家の安寧に對する危害の故を以て公行を停めたるときは、辯論の内容に關する報知を公にすることを得す。また手續の終結後にあつても事件に關する官文書、又はかくの如き文書に基き報知を公にすることを得す。裁判所は辯論に立會たる者に向つて第一段に記載したる事實を完全に黙秘するの義務を負擔せしむることを得。

他の原因に基きて公行を停めたるときは、裁判所は在廷者に向つて辯論又は訴訟上の官文書に依つ

て、其の知悉する所となりたる事實を公にするを禁止することを得。其の何れの場合に於ても辯論に基き、又は刑事訴訟手續上の官文書に基きて、感情を刺戟する方法に於て公然報知を爲すを禁止す。

此の決議（第一項第二段、第二項）は公判始末書中に録取すへし。此の決議に對しては刑事訴訟法又は民事訴訟法の規定の定むる所に従つて抗告を爲すを許すも、此の抗告は停止の效力を有することなし。

第七十四條b 前條に依り認めらるる命令は豫審判事、準備手續に於ける區裁判所判事並に受命判事及び受託判事にあつても之を爲すことを得。前條第三項を準用す。

(三十二) 第七十五條第一項〔譯者註二十九〕に於て「公權を享有しあらざる者、又は」の字句を削除す。

〔譯者註二十九〕 現行裁判所構成法第七十五條第一項の規定左の如し。
未成年者及び公權を享有しあらざる者、又裁判所の威嚴と調和させる風體に於て出頭したる者は、公判廷への入廷を禁止することを得。

(三十三) 第七十七條、第七十八條、第八十二條の各條に於て、「拘留」の語に代ふるにそれれ「秩序罰」の語を以てす。

(三十四) 第八十八條〔譯者註三十〕は左の如き法文を執る。

眞實開示の義務を引合して爲す保證及び宣誓は、獨逸語に精通せざる者にあつては其の熟達せる國語を以て行ふ。

〔譯者註三十〕 現行裁判所構成法第八十八條の規定左の如し。

獨逸語に精通せざる者は其の熟達せる國語に於て宣誓す。

(三十五) 第八十九條〔譯者註三十一〕に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。
通事は裁判所の要求又は關係人の申立ありたるときは、眞實開示の義務を引合として、自己か公平に且良知良心に従つて通譯を爲すへきを保證するを要す〔原註〕。

(b) 第二項を削除す。

〔原註〕 獨逸普通刑法典第八十三條（虚偽の保證）に追加を爲すことに依つて、此の規定はここに規定したる通事の保證をも併せ包括するものなるの主旨を明確にするを要す。

〔譯者註三十一〕 現行裁判所構成法第八十九條の規定左の如し。

通事は「自己か忠實に且良心に従つて通譯を爲すへき旨」を宣誓するを要す。（第二項）通事か當該の種類の通譯につき概括的に宣誓を爲したるときは、此の宣誓を援用するを以て足る。

(三十六) 第九十條第二段〔譯者註三十二〕に於て、「宣誓」の語に代ふるに「保證」(第八十九條)の語を以てす。

〔譯者註三十二〕 現行裁判所構成法第九十條の規定左の如し。

通事の職務は其の行爲を爲すへき官廳の認證官吏に於ても之を行ふことを得。此の場合には特に宣誓を行ふことを必要とせず。

第六十七條 刑事訴訟法は左の如く之を變更す。

(一) 第二條〔譯者註一〕に於て第一項に次の第二段を追加す。

同一人に對して數個の刑事事件の指向せらるるときは結合を爲すへし。

〔譯者註一〕 現行刑事訴訟法第二條の規定左の如し。

個々に於てそれぞれ異なる等級の裁判所の管轄に屬すへき相牽聯する刑事事件は、之を結合して高級の管轄權を有する裁判所に繫屬せしむることを得。(第二項)合宜上の原因に基き此の裁判所の決定を以て、結合せる數個の刑事事件の分離を命ずることを得。

(二) 第八條の次に第八條^aとして左の規定を挿入す。

第八條^a 裁判籍は其の外被告人が起訴の當時未決勾留若は處罰拘留中なるか、又は其の他裁判所の命令に基きて施設内に監置中なる地を管轄する裁判所に樹立せらるるものとす。

(三) 第九條〔譯者註二〕に於て

(a) 第一項の「第八條の」の語に代ふるに「第八條及び第八條^aの」の語を以てす。

(b) 第二項に於て「住所の裁判籍も確實なら」の次に「す、はたまた第八條^aに依る裁判籍も樹立せられ」の字句を挿入す。

〔譯者註二〕 現行刑事訴訟法第九條の規定左の如し。

有罪行爲か外國に於ける所犯に係り、第八條に依る裁判籍の樹立せられるときは、逮捕の行はれたる地を管轄する裁判所是か管轄權を有す。逮捕行はれるときは大審院に於て管轄裁判所を指定す。(第二項)有罪行爲か内國に於ける所犯に係るも、行爲地の裁判籍も、住所の裁判籍も確實ならざるとき亦前項に同じ。

(四) 第十條〔譯者註三〕は次の如き法文を執る。

行爲か國外に在る獨逸の艦船若は航空機上に於ける所犯に係るときは、當該艦船の船籍港 *Heimathafen* 又は當該艦船若は航空機が行爲後最初に到達したる獨逸の港の地を管轄する裁判所是か管轄權を有す。

〔譯者註三〕 現行刑事訴訟法第十條の規定左の如し。

有罪行爲か外國又は公海に於ける獨逸の艦船上に於ける所犯に係るときは、船籍港又は該艦船が行

爲後最初に到達したる獨逸の港の地を管轄する裁判所はか管轄権を有す。

(五) 第十三條第二項〔譯者註四〕に於ては第一段の次に左の第二段を追加す。

第二條第一項第二段を準用す。

〔譯者註四〕 現行刑事訴訟法第十三條第二項の規定左の如し。

數個の相牽聯する刑事事件が異なる裁判所に繫屬せしめられたるときは、檢事の申立に一致する是等裁判所の協定に依り、是等の刑事事件の全部又は一部を數個の裁判所中の一に結合することを得。かくの如き協定が成立せざる場合に於て檢事又は被告人の一人か其の申立を爲したるときは、是等の裁判所の共同の上級裁判所は結合を爲すを要するや否や、若し結合を爲すを要すときは何れの裁判所に結合を爲すを要するやを裁判す。

(六) 第十六條〔譯者註五〕に於て「本手續の開始に關する決定の讀上あるまでの間」の字句に代ふるに、「遅くも本案に關する被告人の訊問の開始に際し」の字句を以てす。

〔譯者註五〕 現行刑事訴訟法第十六條の規定左の如し。

被告人は豫審の終結に至るまでの間、また豫審の行はれざるときは公判に於て本手續の開始に關する決定の讀上に至るまでの間、管轄違の抗辯を主張するを要す。

(七) 第十八條〔譯者註六〕に於て「本手續の開始」の語に代ふるに「公判の命令」の語を以てす。

〔譯者註六〕 現行刑事訴訟法第十八條の規定左の如し。

本手續の開始後は裁判所は公判被告人の抗辯ありたる場合に限り其の管轄違を言渡すことを得。

(八) 第二十二條〔譯者註七〕に於て

(a) 第一號乃至第三號に代ふるに次の規定を以てす。

一、自己自身當該の行爲に依つて害を被りたるとき、又は自己か刑事訴追の請求を爲し、若は之に同意を表したるとき。

二、自己か被疑者又は被害者の親屬なるとき 又は此の兩者の中の一人と傍系に於て三等以内の血族たるとき。

三、自己か被疑者又は被害者の後見人なるとき、又はたりしとき。

(b) 左の如き第二項を追加す。

本法に於て親屬と稱するは直系の血族及び姻族、育親及び育子、配偶者、兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹及び婚約者を謂ふ。是等の者は親族關係を設定する婚姻關係のもはや解消したる場合にあつても尙ほ親屬たるものとす。養子縁組に依つて互に相結合せしめらるる者は親子に同し。

〔譯者註七〕 現行刑事訴訟法第二十二條の規定左の如し。

左の各號の一に該當する場合には判事は法律上當然に判事の職務の執行より除斥せらるるものとす。一、自己自身有罪行為に因つて害を被りたるとき、二、自己自身被疑者又は被害者の配偶者又は後見人なるとき、又はたりしとき。三、自己か被疑者又は被害者と直系に於て血族、姻族たり、又は養子縁組に依つて相結合せられ、傍系に於て三等以内の血族たり、又は二等以内の姻族たる場合にして、姻族關係を設定する婚姻關係のものはや解消したる場合にあつても尙ほ且然りとす。四、自己か検事局の官吏として、警察官として被害者の辯護士として又は辯護人として當該の事件に於て作用を爲したるとき。五、自己か當該の事件に於て證人又は鑑定人として訊問せられたるとき。

(九) 第二十三條〔譯者註八〕に於て第一項の次に左の第二項を挿入す。

判事手續の再審を求むる申立に依つて不服を申立てられたる裁判、又は當該の行為に關する下級審の判決に參與したるときは、法律上當然に再審手續に於ける裁判への參與より除斥せらるるものとす。

〔譯者註八〕 現行刑事訴訟法第二十三條の規定左の如し。

(八) 判事上訴に依つて不服を申立てられたる裁判に參與せるときは、法律上當然に上級審に於ける裁判への參與より除斥せらるるものとす。(第二項)豫審判事は自己か豫審を執行したる事件に於て、判決裁判所の判事たるを得ず。また公判外に於て行ふ刑事部の裁判に際し參與することをも得ざるものとす。

のとす。

(十) 第二十五條〔譯者註九〕に於て「本手續の開始に關する決定の讀上あるまでの間に限り」の字句に代ふるに、「遅くも本案に關する被告人の訊問の開始に際し」の字句を以てす。

〔譯者註九〕 現行刑事訴訟法第二十五條の規定左の如し。

偏頗の虞あるの故を以てする判事の忌避は、第一審の公判に於ては本手續の開始に關する決定の讀上あるまでの間に限り、控訴及び上告に關する公判に於ては報告の開始に至るまでの間に限り之を許す。

(十一) 第二十六條第二項〔譯者註十〕に於て「宣誓」の語の次に、「又は眞實開示の義務を引合として行ふ保證」の字句を挿入す。

〔譯者註十〕 現行刑事訴訟法第二十六條第二項の規定左の如し。

忌避の原因は疏明すべく、宣誓は疏明方法としては之を許さす。疏明の爲に忌避せられたる判事の證言を援用することを得。

(十二) 第三十三條〔譯者註十一〕は左の如き法文を執る。

公判の經過中に爲す裁判は、關係人を審訊したる後裁判所に於て之を言渡す。遅延に依つて事件にとつての不利益を生せるときは、第一項所掲以外の裁判に先たち關係人に表

示を催告するを要するも、検事の意見は常に徴すへし。

本法に於て關係人と稱するは検事、被疑者、辯護人を謂ひ、其の外私的起訴原告 Privatkläger、公訴參加人 Nebenkläger 及び其の代理人を指稱す。

〔譯者註十一〕 現行刑事訴訟法第三十三條の規定左の如し。

裁判所の裁判は其の公判の經過中に爲すときは、關係人を審訊したる後に、其の公判外に於て爲すときは、検事の書面又は口頭に依る表示の行はれたる後に言渡す。

〔十三〕 第三十五條〔譯者註十二〕に左の第四項を追加す。

特定の期間内に不服を申立つることを得へきすへての裁判の告知を爲すに當つては、關係人に其の不服申立の可能と是か爲に規定せられたる期間及び形式を教示すへし。

〔譯者註十二〕 現行刑事訴訟法第三十五條の規定左の如し。

關係人の面前に於て爲す裁判は言渡に依つて本人に告知す。其の請求ありたるときは之に對し謄本を附與すへし。(第二項) 爾他の裁判は送達に依つて之を告知す。(第三項) 拘留中の者に對しては其の請求ありたるときは送達ありたる文書を讀聞すへし。

〔十四〕 第三十八條〔譯者註十三〕に於て「刑事訴訟手續に關與したる者にして」の語を削除し、「直接」の前に「刑事訴訟手續に於て」の字句を挿入す。

〔譯者註十三〕 現行刑事訴訟法第三十八條の規定左の如し。

刑事訴訟手續に關與したる者にして直接證人及び鑑定人を呼出すの權限を與へられたる者は、執達吏に呼出の送達を委任するを要す。

〔十五〕 第三十九條〔譯者註十四〕に於て「刑の執行」の語に代ふるに「秩序罰及び強制罰の執行」の字句を以てす。

〔譯者註十四〕 現行刑事訴訟法第三十九條の規定左の如し。

公訴を準備する手續、豫審及び刑の執行の場合に於ける手續については邦司法行政部の命令を以て、送達の證明についての簡單なる形式を認むることを得。

〔十六〕 第四十條〔譯者註十五〕に於て

(a) 第一項第一段に於て「公判への呼出の尙ほ未だ送達せられざる」の字句を削る。

(b) 第二項に於て第一段を削除し、第二段は第一項の第三段として其の第二段に接続せしむ。

〔譯者註十五〕 現行刑事訴訟法第四十條の規定左の如し。

公判への呼出の尙ほ未だ送達せられざる被疑者への送達か、獨逸國內に於て規定の方法に於ては行ふこと能はずして、且外國に於てする送達につき現行中なる規定の遵守は實行不可能なるか、又は其の功を收むるの見込なきものと認めらるるときは、獨逸又は外國の新聞紙を通して送達すべき文

書の内容公告せられ、此の新聞紙の發行以來二週間を経過したるとき、又は送達すべき文書を二週間の間第一審の裁判所の掲示板に貼付したりしときは、送達は實際に行はれたるものと看做す。此の新聞紙の選定は送達を促す官吏の権限に屬す。(第二項) 公判への呼出か豫め既に公判被告人に送達せられたりしときは、爾後の送達は獨逸國內に於て規定の方法に於ては行ふこと能はざる場合にあつても、送達すべき文書を二週間の間第一審の裁判所の掲示板に貼付したりしときは、公判被告人に對する爾後の送達の行はれたるものと看做す。判決及び決定については裁判の部分のみを貼付す。

(十七) 第四十一條〔譯者註十六〕に於て

(a) 第一段に於て「原本」の次に「又は正本」の字句を挿入す。

(b) 第二段に於て「原本」の次に「又は正本」の字句を挿入す。

〔譯者註十六〕 現行刑事訴訟法第四十一條の規定左の如し。

檢事に對する送達すべき文書の原本を提出することに依つて行ふ。送達と同時に期間か其の進行を開始するときは、檢事に於て提出の日附を原本上に記入すへし。

(十八) 第四十二條〔譯者註十七〕及び第四十三條〔譯者註十七〕に代ふるに左の如き第四十二條を以てす。

第四十二條 期間の計算については民法典の規定を適用す。期間の最終日か日曜日又は國家の承認したる一般の休日なるときは、期間は常に其の翌日たる平日の経過と共に満了す。

〔譯者註十七〕 現行刑事訴訟法第四十二條及び第四十三條の規定左の如し。

第四十二條 日を以て定むる期間の計算に際しては期間の始期を定むるの標準たるべき時期又は事件の當日は之を算入せず。

第四十三條 週又は月を以て定むる期間は其の呼稱又は數に依つて期間の開始ありたる日に相當する最終週又は最終月の當日の経過と共に満了するものとし、最終月に於て此の日を缺きたるときは、期間は此の月の最終日の経過と共に満了す。(第二項) 期間の末日か日曜日又は一般の休日に當るときは、期間は翌日たる平日の経過と共に満了す。

(十九) 第五十條〔譯者註十八〕に於て

(a) 第二項に左の如き第二段を追加す。

官府それ自體は開會したるにあらざるも、官府に於て設置したる委員會の開會せる場合にあつては、委員會の委員についても亦同し。

(b) 第三項に於て「會」の語に代ふるに「官府及び第二項第二段の場合に於ては委員會の承諾」の字句を以てす。

〔譯者註十八〕 現行刑事訴訟法第五十條の規定左の如し。

國政府又は邦政府の構成員は其の任地に於て、又は其の任地外に居住せる場合には、其の居住地に於て訊問すへし。(第二項) 國參議院又は獨逸の一邦の邦參議院の議員は其の國參議院又は邦參議院の所在地に滞在中は此の所在地に於て、國議會、國經濟協議會、又は邦議會の議員は其の開會中に於て且其の開會地に滞在中は、此の開會地に於て訊問すへし。(第三項) 前二項の規定に異なる規定を設くる爲には左の各號の一に該當する承諾を必要とす。(一) 國政府の構成員については國政府の承諾。(二) 邦政府の構成員については邦政府の承諾。(三) 國議會、國參議院、國經濟協議會、邦議會又は邦參議院の各議員については此の會の承諾。

(二十) 第五十二條に於て第一項〔譯者註十九〕は左の如き法文を執る。

適法なる呼出を受けたる證人出頭せざる必要を失はしめんか爲に、其の辯解として虚偽の申告を口實としたるとき、又は適法なる呼出を受けたる證人出頭せざるときは、其の舉措に因つて惹起したる費用の賠償及び金銭に於てする秩序罰又は三箇月以下の秩序罰拘留を言渡すへし。金銭に於てする秩序罰徴收すること不可能なるときは、之に代ふるに六週間以下の秩序罰拘留を以てす。證人の強制的引致をも許す。虚偽の辯解又は不出頭の反覆ありたる場合には更に秩序罰を科することを得。

〔譯者註十九〕 現行刑事訴訟法第五十一條第一項の規定左の如し。

適法なる呼出を受けたる證人出頭せざるときは闕席に因つて生じたる費用の賠償、竝に金銭に於てする秩序罰を言渡し、其の徴收不可能なる場合については六週間以下の拘留の刑を言渡すへし。

尙ほ證人の強制的引致をも許す。闕席反覆せられたる場合に於ては、再ひ此の罰に處することを得。

(二十一) 第五十二條〔譯者註二十〕は次の如き法文を執る。

被疑者の親屬、其の兄弟姉妹の子、及び其の父母の兄弟姉妹は證言を拒絶するの權利を有す。是等の者に對しては其の訊問を爲すに先たちすへて、其の證言を拒絶するの權利を有することを教示すへし。是等の者は訊問中と雖此の權利の拋棄を取消すことを得。

〔譯者註二十〕 現行刑事訴訟法第五十二條の規定左の如し。

證言を拒絶するの權利を有する者左の如し。(一) 被疑者の婚約者。(二) 被疑者の配偶者、其の婚姻關係のものはや解消したる場合にあつても尙ほ且然りとす。(三) 被疑者と直系に於て血族、姻族たり、又は養子縁組に依つて相結合し、又は傍系に於て三等以内の血族又は二等以内の姻族たる者にして姻族關係を設定する婚姻關係のものはや解消したる場合にあつても尙ほ且然りとす。(第二項) 前項に記載したる者に對してはすへて其の訊問に先たち、其の證言を拒絶するの權利を有することを教示すへし。是等の者は訊問中と雖此の權利の拋棄を取消すことを得。

(二十二) 第五十三條〔譯者註二十一〕に於て

(a) 第一項に於て第二號及び第三號に代ふるに次の法文を以てす。

(一) 免許醫、藥劑師及び其の他國家試験に合格したる醫療業者、辯護士、刑事事件に於ける辯護人、及び其の他法律上當然に又は司法行政部の指令に依り裁判所に於て口頭辯論を爲すことを許されたる者、及び公證人は其の職業上自己に開示せられたるか又は知悉するに至りたる事項に関する場合。

(二) 第二號に記載したる者の職業上の助手並に當該職業修習の爲第二號に記載したる者の職業上の動作に參與したる者は、此の資格に於て自己の開示を受けたるか又は知悉するに至りたる事項に関する場合。

(b) 第二項に於て「場合には」の次に「此の規定に基きて」の字句を挿入す。

〔譯者註二十一〕 現行刑事訴訟法第五十三條の規定左の如し。

其の外證言を拒絶するの權利を有する者左の如し。(一) 僧侶は教誨の實行に際し自己に對し開示せられたる事項に関する場合。(二) 被疑者の辯護人は其の此の資格に於て自己に對し開示せられたる事項に関する場合。(三) 辯護士及び醫師は其の職業の執行に際し自己に對して開示せられたる事項に関する場合。(四) 定期刊行物の編輯人、發行人及び印刷人並に該刊行物の技術的製作に際し従業したる者は、編輯人が犯人として處罰せられたるか、又は其の處罰に何等法律上の障礙の

反對するものを存せざるに、筆者の人物又は有罪内容の公表の寄書に関する場合。(第二項) 第二號及び第三號に記載したる者は其の黙秘の義務を解除せられたる場合には證言を拒絶することを得す。

(二十三) 第五十三條の次に第五十三條^aとして左の規定を挿入す。

第五十三條^a 證人はすへて公の事項に於ける法律に基く秘密の選舉又は表決に際し、如何に選舉を爲し、表決を行ひたるやの間に對する答辯を拒絶することを得。證人に對し此の權利を教示すへし。

(二十四) 第五十五條〔譯者註二十二〕に於て「第五十二條第一號乃至第三號に記載したる親屬の一人」の字句に代ふるに、「自己と第五十二條に記載したる種類の關係に在る者」の字句を以てす。

〔譯者註二十二〕 現行刑事訴訟法第五十五條の規定左の如し。

證人はすへて答辯を與ふるに於ては自己自身又は第五十二條第一號乃至第三號に記載したる親屬の一人に、刑事裁判上の訴追の危險を招來するに至るべき間に對する報告を拒絶することを得。

(二十五) 第五十六條〔譯者註二十三〕に於て第二段は次の如き法文を執る。

疏明の爲には眞實開示の義務を引合として行ふ證人の保證を以て足る。

〔譯者註二十三〕 現行刑事訴訟法第五十六條の規定左の如し。

證人か第五十二條、第五十三條、第五十五條の各場合に於て證言の拒絶の理由とする事實は、其の要求ありたるときは之を疏明すべし。證人の宣誓的保證 *edelli lo Vost'herri de* を以て足る。

(二十六) 第五十七條乃至第六十四條〔譯者註二十四〕に代ふるに左の如き規定を以てす。

第五十七條 訊問に先たち證人に向つて眞實の開示を警告し、證人は法律に規定したる場合に於ては眞實開示の義務を引合として其の供述の正確と完全とを保證し、場合に依つては其の供述をも宣誓するを要する旨を指示するものとし、此の際不完全又は不正確なる供述の刑法上の結果に關して證人を教示す。

第五十八條 證人はすへて各個別々に、且後に聴取すべき證人の不在中に訊問すべし。

第五十九條 證人は法律に別段の規定を存せざる限りはすへて、訊問後に眞實開示の義務を引合として其の供述の正確と完全とを保證するを要す。

第六十條 保證は判事か各證人につき再び明示的に虚偽の供述の有罪なるを指示したる後、

「貴下は眞實開示の義務を引合として貴下の供述の正確にして完全なるを保證するや」の問を發し、證人は之に對して

「余は其の然るを保證す」

と答ふるの方法に於て之を行ふ。

啞者は「余は其の然るを保證す」の語を書下して、之に署名する方法に於て保證を爲す。啞者執筆不可能なるときは通事の助力を俟つて記號を以て保證を爲す。

證人第五十二條及び第五十五條に依り證言を拒絶することを得へかりしときは、訊問後にあつても尙ほ保證を爲すを拒絶することを得。此の點につき證人を教示すべし。

第六十一條 左の場合にあつては保證(第五十九條)を爲さしむるを許さす。

(一) 訊問の當時十六歳に満たざる者、又は其の理解力を缺けるの故を以て若は理解力薄弱なる故を以て眞實開示の義務を引合として行ふ保證の本質及び意義につき、何等充分なる觀念を有せざる者の場合。

(二) 審理の客體を成す行爲の故を以て正犯、共犯、庇護者又は贓物授受者として容疑中たり、又は既に有罪の言渡を受けたる者の場合。

(三) 裁判所及び關係人か保證を拋棄したるとき。

(四) 裁判所のすへての判事の心證上供述が重要ならず、且また證人は重要な事實を證言することを能はざるとき。

第六十二條 左の各號の一に該當する場合には裁判所の裁量に従つて保證(第五十九條)を爲さざることを得。

- (一) 専ら違警罪に關する手續。
- (二) 違警罪以外の手續に於て裁判所のすへての判事の心證上供述か明白に信憑の價値を有せざる者。

第六十三條 其の外左の各號の一に該當する者の訊問の場合にあつては、裁判所の裁量に依り保證(第五十九條)を爲さざることを得。

- (一) 被害者。
- (二) 第五十二條に依り證言拒絶の權利を有する者。
- (三) 被害者に對して第五十二條に記載したる種類の關係に在る者。
- (四) 訊問の當時滿十六歳に達したるも、尙ほ未だ十八歳に滿たざる者。
- (五) 最近十年内に獨逸普通刑法典第八十三條乃至第八十六條aに於て刑を規定したる行爲の一に基き、既判力を以て刑の言渡を受けたる者、又はかくの如き刑に服役したる者。
- (六) 自己又は自己に對して第五十二條に記載したる種類の關係に在る者に刑事裁判上の訴追の危險を招來することあるべき、又は其の不名譽に歸着することあるべき事實に關する間に對する報告につきすへての證人。

第六十四條 眞實開示の義務を引合として爲す供述の正確、完全の保證は第五十四條第二項、

第二百二十三條の規定を留保して公判に於て之を行ふ。

専ら違警罪に關するにあらざる準備手續及び豫審にあつては遲延するに於ては危險の虞を存するとき、又は證人か公判に於ける出頭を妨げらるるか若は其の出頭は距離の著しく遠隔なるの故を以て特に困難たるべきとき、又は保證か爾後の手續にとつて重要な點に關する眞實に従ふ供述を招來する爲の手段として必要と認めらるるときに限り、保證を爲すことを得るものとし、是か理由は調書中に開示すべし。豫審判事の囑託に基きて證人を訊問するときは、第六十一條第四號、第六十二條第二號、第六十三條の各場合に於ては豫審判事は保證を爲すの件に關して裁判を爲すを要す。

第六十四條 裁判所は證人の供述に判決の發見にとつての決定的の意義を認むるとき、及び事情を評價するに當つて眞實探究の最後の手段としての宣誓を缺くこと能はざるものこの意見を懷抱するときは、證人は第五十九條に依る保證を爲すことを爲さずして、其の供述又は其の一部を宣誓するを要する旨を決議することを得。既に保證の行はれたる場合にあつても宣誓を決議することを得。

證人の宣誓を行ふときは、宣誓に先たち之に對し宣誓の意義をも指示すべし。

第六十四條 宣誓は判事か證人に向つて

「貴下は全能全知の神を引合ひとして貴下か良心に従ひ、純然たる眞實を語り、何事をも默秘せざるを誓ふものなり」

の語を發し、證人か之に對して

「余は神懸けて之を誓ふ」

の語を發するの方法に於て之を行ふ。

宣誓は宣誓者の希望ありたるときは、判事か「全能全知の神を引合ひとして」の語を省略し、宣誓者は

「余は之を誓ふ」

と表示するに止むるの方法に於て行ふを要す。

宣誓者は右手を舉ぐへし。

宣誓者の宣誓については第六十條第二項を準用す。

第六十四條。宣誓は第二百二十三條第三項第二段の規定を留保して公判に於て行ふものとし、第六十條第三項を準用す。供述か宣誓せられたるときは、文句通りに之を調書中に録取すへし。

〔譯者註二十四〕 現行刑事訴訟法第五十七條乃至第六十四條の規定左の如し。

第五十七條 左の各號の一に該當する者は無宣誓を以て訊問すへし。(一) 訊問の當時尙ほ十六歳に満たざるか、又は理解力の成熟を缺くの故を以て若は理解力薄弱の故を以て宣誓の本質及び意義につき何等充分なる觀念を有せざる者。(二) 刑罰法規の規定上證人として宣誓の上訊問を受く

るの能力を有せざる者。(三) 審理の客體を成す行爲に關して、共犯庇護者又は贓物授受者として容疑中なるか又は既に有罪の言渡を受けたる者。

第五十八條 人か被疑者と第五十二條に依り證言を拒絶するの權利を有する關係に在るときは、無宣誓の儘之を訊問すへきや、はたまた宣誓を爲さしむへきやは判事の裁量に繋るものとす。(第二項) 前項に記載したる者は訊問後にあつても證言の宣誓を拒絶することを得へく、尙ほ此の權利は之を本人に教示すへし。

第五十九條 各證人は各個別々に且後に審訊すへき證人の不在中に訊問すへし。(第二項) 他の證人又は被疑者との對質は準備手續に於ては、そか事件にとつて不利益を來すことなくしては之を公判まで猶豫すること能はざる場合に限り之を行ふ。

第六十條 宣誓を爲すに先たち判事は證人に向つて適當なる方法に於て宣誓の意義を指示すへし。

第六十一條 各證人は各個別々に且其訊問に先たちて宣誓するを要す。然れども特別なる原因に基き、特に宣誓を許すや否やに對して懸念を存する場合には、訊問の終結するまで之を猶豫することを得。

第六十二條 訊問に先たちて爲すへき宣誓は「證人か良知に従ひ純然たる眞實を語り、何事をも

黙秘せず、何事をも附加することなかるへし」と云ひ、訊問後に爲すべき宣誓は「證人か良知に従ひ純然たる眞實を語り、何事をも黙秘せず、何事をも附加することなかりし」と云ふものとす。

第六十三條 宣誓は「余は全能全知の神を引合として誓ふ」と云ふ語句を以て始まり、「神懸けて然り」と云ふ語句を以て結ぶ。

第六十四條 宣誓は宣誓規範を包含する宣誓文の鸚鵡返し（カウチ）の發言又は朗讀の方法に依つて行ふ。宣誓者は宣誓に際し右手を舉ぐへし。(第二項)文字を書し得へき啞者は宣誓規範を包含する宣誓文を書寫し、之に署名する方法を以て宣誓す。(第三項)啞者文字を書くこと能はざるときは、通事の助力を俟つて記號を以て宣誓す。

(二十七) 第六十六條「譯者註二十五」及び第六十七條「譯者註二十五」を削除す。

〔譯者註二十五〕 現行刑事訴訟法第六十六條及び第六十七條の規定左の如し。

第六十六條 證人の宣誓は第二百二十三條の規定を留保して公判に於て之を行ふ。(第二項)證人が公判に出頭するに支障あるへしと豫見せらるるか、又は其の出頭か距離の著しく遠隔なるの故を以て特に困難ならしめらるへきとき、又は宣誓か眞實に適したる供述を招來する爲の手段として必要と認めらるるときは、豫審に於て既に證人の宣誓を行ふことを得。(第三項)準備手續にあつては遅延するに於ては危険を存するとき、又は宣誓か公訴の提起を左右する事實に關する眞實に適した

述を招來する爲の手段として必要と認めらるるときに限り宣誓を許す。(第四項)準備手續に於て宣誓を行ふときは、其の理由を調書中に開示すへし。

第六十七條 證人か宣誓の上訊問を受けたる後同し準備手續に於て又は同し本手續に於て再度訊問せらるるときは、判事は宣誓を再びせしむることを爲さずして證人をして前に爲したる宣誓を援用して自己の供述の正確なるを保證せしむることを得。

(二十八) 第六十九條の次に左の規定を挿入す。

第六十九條 a 證人か其の帳簿又は其の他の記録を手にして行ふことを必要とするものと豫見せらるる報告か訊問の客體を成すときは、證人をして豫め報告の爲に必要な研究及び審査を爲すの義務を負擔せしむることを得。事物又は土地に關する報告か訊問の客體を爲す場合にあつても亦、證人をして此の事物又は土地を見分することに依つて供述の準備を爲すの義務を負擔せしむることを得。

此の指令は呼出狀中に記載すへく、其の期日に口頭を以て行はれたるときは調書中に録取すへし。

第六十九條 b 證人又は其の親屬の一人にとつて不名譽に歸着することあるへき事實についての問は其の必要缺くへからざるものある場合に限り之を發することを得。

證人に對しては眞實開示の義務を引合として爲す保證又は宣誓の適否に關して裁判を爲す爲に、前

科の刑を確認することを必要とする場合に限り前科の刑について問ふことを得。此の間は證人か最近十年内に言渡を受けたるか、又は服役したりし刑にのみ及ぶことを得。

(二十九) 第七十條〔譯者註二十六〕に於て

(a) 第一項に於て「又は」の次に「眞實開示の義務を引合として爲す保證又は」の字句を「宣誓」の次に「又は第六十九條^aに依り課せられたる義務の履行」の字句を挿入し、「拘留の刑」の語に代ふるに「秩序罰拘留」の語を以てす。

(b) 第二項に於て「證言」の次に「又は第六十九條^aに依り課せられたる義務の履行」の字句を挿入し、「拘留」の語に代ふるに「秩序罰拘留」の語を以てす。

〔譯者註二十六〕 現行刑事訴訟法第七十條の規定左の如し。

證人法律上の原因あるにあらずして證言又は宣誓を拒絶したるときは、拒絶に因つて惹起せられたる費用の賠償、竝に金錢に於てする秩序罰を言渡し、且其の徴收不可能なる場合につき六週間以下の拘留の刑を言渡すへし。(第二項) 尙ほ證言を強制する爲に拘留を命ずることを得るも、當該の審級に於ける手續の終了の時期以上に互ることを得ず。尙ほ六箇月以上の期間に互ることを得ず。且其の違警罪の場合にあつては六週間以上の期間に互ることを得ず。(第三項) 此の處分の權限は豫審判事、準備手續に於ける區裁判所判事並に受命判事及び受託判事にも歸屬す。(第四項) 是等の處分

を用ひ盡したるときは、同一の手續中、又は同一の行爲を客體とする他の手續中に於ては處分を繰返すことを得ず。

(三十) 第七十條の次に左の規定を挿入す。

第七十條^a 檢事を行ふ證人の訊問には第四十八條乃至第五十條、第五十二條乃至第五十六條、第五十八條、第六十八條乃至第六十九條^bの規定を準用す。

第七十條^b 檢事の適法に呼出したる證人出頭するの必要を失はしめんか爲に虚偽の申告を辯解の口實としたるとき、又は出頭せざりしとき、又は法律上の原因を存するにあらずして證言又は第六十九條^aに依り課せられたる義務の履行を拒絶したるときは、檢事の申立に基き裁判所に於て金錢に於てする秩序罰を確定し、且是か強制的引致を命ずることを得。金錢に於てする秩序罰徴收不可能なるときは、之に代ふるに六週間以下の秩序罰拘留を以てす。虚偽の辯解又は闕席の反覆せられたる場合には再び秩序罰を確定することを得。第五十一條第二項及び第四項を準用す。

(三十一) 第七十四條第三項〔譯者註二十七〕に於て「宣誓」の次に「又は眞實開示の義務を引合として爲す保證」の字句を挿入す。

〔譯者註二十七〕 現行刑事訴訟法第七十四條第三項の規定左の如し。

忌避(鑑定人の)の原因は疏明すべく、疏明の爲の手段としては宣誓を許さす。

(三十二) 第七十七條 (譯者註二十八) に於て「鑑定を爲す」より「場合には」に至るまでの字句に代ふるに、「適法に呼出されたる鑑定を爲すの義務を負ふ鑑定人出頭するの必要を失はしめんか爲に虚偽の申告を辯解の口實としたるとき、出頭せざるべきとき、又は法律上の原因を有するにあらすして鑑定を爲すこと、又は第六十九條^a及び第七十二條に依り自己の負擔せしめられたる義務を履行すること、又は第七十九條に規定したる保證を爲すことを拒絶したるときは」の字句を以てす。

〔譯者註二十八〕 現行刑事訴訟法第七十七條の規定左の如し。

鑑定を爲すの義務を負ふ鑑定人出頭せず、又は拒絶したる場合には之に對し費用の賠償及び金錢に於てする秩序罰を言渡す。不従順の反覆せられたる場合には再び秩序罰を言渡すことを得。

(三十三) 第七十九條 (譯者註二十九) は左の如き法文を執る。

鑑定人は其の訊問を受けたる後裁判所の要求ありたるべきとき、又は關係人の一人の申立ありたるべきは、眞實開示の義務を引合として自己が公平に且良知良心に従つて其の鑑定を爲したることを保證するを要す〔原註〕。爾他の場合に於ては保證を行はず。宣誓を認めず。

〔原註〕 獨逸普通刑法典第八十三條^a (虚偽の保證) に對する追加に依つて、此の規定はここに規定したる鑑定人の保證をも併せ包括するものなるを明確にするを要す。

〔譯者註二十九〕 現行刑事訴訟法第七十九條の規定左の如し。

鑑定人は鑑定を爲すに先たち「自己は自己の要求せられたる鑑定を公平に、且良知良心に従つて爲すべき」の宣誓を爲すを要す。(第二項) 鑑定人が當該の種類の鑑定を爲すにつき概括的に宣誓を爲したるときは、其の爲したる宣誓を援用するを以て足る。

(三十四) 第八十條の次に左の規定を挿入す。

第八十條^a 被疑者を療養院若は養育院又は酒精濫用者療養所若は節制所に收容するの指令の行はるべきものと豫期すべきときは、既に準備手續に於て鑑定人に向つて公判に於て爲すべき鑑定の準備の爲の機會を與ふへし。

(三十五) 第八十一條 (譯者註三十) に於て

- (a) 第一項及び第二項に於てそれぞれ被告人 *Angeschuldigte* 及び被告人 *Angeschuldigte* の語に代ふるに被疑者 *Beschuldigter* 及び被疑者 *Beschuldigter* の語を以てす〔譯者註三十一〕。
- (b) 第一項に於て「精神病院」の語に代ふるに「療養院若は養育院の」語を以てす。
- (c) 第二項の次に左の第三項を挿入す。

準備の手續に於ては公判の命令を爲すにつき管轄權を有すべき裁判所に於て裁判を行ふ。

〔譯者註三十〕 現行刑事訴訟法第八十一條の規定左の如し。

裁判所は鑑定人の申立ありたるべきときは、辯護人の意見を徴したる後被告人の精神状態に關する鑑定

の準備の爲、被告人を公立の精神病院に移し、ここに観察に附する旨を命ずることを得。(第二項) 辯護人を有せざる被告人には辯護人を選任すべし。(第三項) 此の決定に對しては即時抗告を許す。此の即時抗告は停止の效力を有す。(第四項) 施設内に於ける收容は六週間以上に互ることを得す。

〔譯者註三十一〕 現行刑事訴訟法第五十七條には「本法に所謂 *Angeschuldigte* とは公訴の提起を受けたる *Beschuldigte* を謂ひ *Angeklagte* とは本手續の開始を決定せられたる *Beschuldigte* 又は *Angeschuldigte* を謂ふあり。今以下に於ては *Anschuldigte* を被告人、*Beschuldigte* を被疑者、而し *Angeklagte* を *Angeschuldigte* と區別して公判被告人と譯出したり。

(三十六) 第八十一條の次に左の規定を挿入す。

第八十一條 a・手續にとつて重大の意義を有する事實を認定する爲に被疑者の検査を命ずることを得。

此の命令は判事の權限に屬するものとし、遅延するに於ては危険の虞あるときは検事及び検事の補助官として其の命令に服従するを要する警察官及び保安官吏の權限にも屬するものとす。

(三十七) 婦女の検査は之を醫師に委任すべく、遅延するに於ては危険の虞あるときは之を婦女に委任することを得。此の検査には他の醫師又は婦女を立會はしむることを得。爾他の者は立會ふことを得ず。雖、被疑者又は其の法定代理人の請求ありたるときは、他の婦女又は親屬一人を立會はしむることを許す。

第八十一條 b 被疑者以外の者は其の身體に有罪行爲の特定の痕跡又は結果を存するや否やを認定することか缺くべからざる必要たる場合に限り、其の承諾なくして之を検査することを得。第八十一條 a 第二項及び第三項を準用す。

第八十一條。刑事訴訟手續の遂行の目的、又は誠認上の用務 *Erkennungszweck* の目的にとつて必要なる限りは、被疑者の意思に反しても其の寫眞及び指紋を採取することを得べく、本人に對して計量其の他の處置を爲すことを得。

(三十七) 第八十七條〔譯者註三十二〕に於て

(a) 第一項に於て「判事の」の字句を削りて「検屍は」の次に「検事に於て」の字句を挿入し、「判事」の語に代ふるに「検事」の語を以てす。

(b) 第二項に於て「判事」の語に代ふるに「検事」の語を以てす。

〔譯者註三十二〕 現行刑事訴訟法第八十七條の規定左の如し。

判事の検屍は醫師の立會の下に行ひ、屍體の解剖は判事の臨席の下に醫師二人に於て之を行ふものとし、其の中一人は裁判醫たることを必要とす。死亡の直前に死者の罹りたる疾病に於て死者を治療したる醫師には屍體の解剖を委任することを得す。然れども病床日誌に基きて説明を與ふる爲に

屍體の解剖に立會ふべきを此の醫師に催告することを得。(第二項) 判事の裁量上其の必要なしと認むるときは検屍に際し醫師を立會はしめざることを得。(第三項) 既に埋葬済なる屍體の検案又は解剖の爲之を發掘することを許す。

(三十八) 第八十八條第二段〔譯者註三十三〕に於て「呈示すへし」の字句に代ふるに「呈示することを得」の字句を以てす。

〔譯者註三十三〕 現行刑事訴訟法第八十八條の規定左の如し。

特別なる障礙の反對なるものを存するにあらざる限りは、屍體の解剖に先たち、特に死者の知己たる者に照會することに依つて死者の人物を確認すへし。被疑者を存するときは讞認の爲之に屍體を呈示すへし。

(三十九) 第九十一條第二項〔譯者註三十四〕に於て「判事」の語に代ふるに「検事」の語を以てす。

〔譯者註三十四〕 現行刑事訴訟法第九十一條の規定左の如し。

加毒の嫌疑を存するときは、化學者又はかくの如き検査の爲に設定せられある専門官廳を通して、屍體内に於て又は其の他發見したる容疑の物質の検査を行ふへし。(第二項) 判事は醫師の參與若は指揮の下に此の検査を行ふべき旨を命ずることを得。

(四十) 第九十二條〔譯者註三十五〕に於て

(a) 第一項第一段に代ふるに左の法文を以てす。

通貨に關する重罪及び輕罪の場合にあつては必要な場合には此の通貨又は紙幣を鑑定の權限を有する官廳に提出すへく、此の所管官廳は國司法長官に於て國大藏長官と相協調して之を定む。

(b) 第二項を削除す。

〔譯者註三十五〕 現行刑事訴訟法第九十二條の規定左の如し。

通貨に關する重罪及び輕罪の場合にあつては必要な場合には此の通貨又は紙幣をは此の種の真正なる通貨又は紙幣を流通せしむる官廳に提出すへし。貨幣又は紙幣の眞否又は變造の有無竝に如何なる方法に於て偽造の所犯ありたるものと推定すへきやの點に關して此の官廳の鑑定を徴すへし。(第二項) 外國の貨幣又は紙幣に關するときは、外國の官廳の鑑定に代へて獨逸の官廳の鑑定を要求することを得。

(四十一) 第九十四條〔譯者註三十六〕に於て

(a) 第一項に代ふるに次の規定を以てす。

物件及び其の他の財産上の價值にして證據方法として手續にとつて重大なる價值を有することあり得るか、沒收せられ、官沒を宣告せられ、滅却せられ又は廢棄せらるることあり得るものは、之を保管すへく、又は他の方法に於て之を確保すへし。被疑者が有罪行爲に因つて獲得し、又はかくの

如き物件若は財産上の價値の對價として受領したる物件及び其の他の財産上の價値についても亦同しからしむることを得。

(b) 第二項に於て「物體」(Gegenstände) 語に代ふるに「物件」(Sachen) の語を以てす。

〔譯者註三十六〕 現行刑事訴訟法第九十四條の規定左の如し。

證據方法として審理上價値を有することあり得るか、又は沒收を受くる物體は、之を保管すべく、又は他の方法に於て之を確保すへし。(第二項) 當該の物體か人の保管中にして、任意的には之を引渡さるときは、押收を必要とす。

(四十二) 第九十五條〔譯者註三十七〕に於て

(a) 第一項に於て「物體」の語に代ふるに「物件」の語を以てす。

(b) 第二項に於てそれぞれ「強制手段」の語に代ふるに「處分」の語を以てす。

〔譯者註三十七〕 現行刑事訴訟法第九十五條の規定左の如し。

前掲の種類の物體を保管中なる者は、要求を受けたる場合に之を提出し、引渡すの義務を負ふ。(第二項) 前項の者提出又は引渡を拒絶したる場合に於ては、第七十條に規定したる強制手段を以て之を強制することを得。證言を拒絶するの權利を有する者に對しては此の手段を適用せず。

(四十三) 第九十六條〔譯者註三十八〕に於て「官公吏」(öffentliche Beamte) の語に代ふるに「公務員」

Anstehiger の語を以てす。

〔譯者註三十八〕 現行刑事訴訟法第九十六條の規定左の如し。

〔官廳及び官公吏に依る記録又は其の他官の保管中なる文書の提出又は引渡は、其の最高服務官廳が此の記録又は文書の内容の知れ渡るを以て國又は獨逸の一邦の福祉に不利益を醸すへしと宣言したる場合には、之を要求することを得す。〕

(四十四) 第九十七條〔譯者註三十九〕に左の第二項を追加す。

第五十三條第一項第二號及び第三號に擧げたる者か其の職業を執行するに當つて作成したる記録に ついても、其の第五十三條第一項第二號及び第三號に依り其の内容に關する證言を拒絶するの權利を有する限りは亦前項に同し。

〔譯者註三十九〕 現行刑事訴訟法第九十七條の規定左の如し。

被疑者と被疑者に對する自己の關係の故を以て第五十二條及び第五十三條に依り證言を拒絶するの權利を有する者との間の書面に依る通信は、其の後者の手中に在りて且後者が共犯、庇護又は贓物授受の嫌疑を受くるにあらざる限りは押收を受くることなし。

(四十五) 第九十八條〔譯者註四十〕に於て

(a) 第二項に於て「成年者たる親屬」の語に代ふるにそれぞれ「成年者たる家族の一員」の語を以て

(b) 第三項に於て「譯者曰、第三項にては「物體」に代ふるに「物件」を以てせるの外は文字の配置を異にせるのみにして譯文に相違を來すことなし」。

〔譯者註四十〕 現行刑事訴訟法第九十八條第二項及び第三項の規定左の如し。

(第二項) 判事の命令あるにあらすして押收を行ひたる場合に於て押收に際し押收の處分を受くる者も其の成年者たる親屬も其の場に居合はさざりしとき、又は押收の處分を受くる者及び其の不在の場合には押收の處分を受くる者の成年者たる親屬か、押收に對して明示的に異議を申立てたるときは、押收を命じたる官吏は三日内に判事の認可を求むるを要す。押收の處分を受けたる者は、何時たりとも判事の裁判を求むることを得。公訴の尙ほ提起せられざる間は此の裁判は、押收の行はれたる地を管轄する區裁判所判事に於て之を行ふ。(第三項) 公訴の提起ありたる後に至つて檢事又は警察若は保安の官吏に依つて押收行はれたるときは、三日内に判事に押收の通知を爲すべく、且押收したる物體を判事の處置に任すへし。

(四十六) 第九十九條〔譯者註四十一〕は左の如き法文を執る。

書狀、其の他の郵便物及び電信にして被疑者に宛てたるものは獨逸國郵便局に於て之を押收することを得。是等の書狀、其の他の郵便物及び電信か被疑者の發したるものなること又は被疑者に宛て

たるものなること、及び其の内容か審理にとつて重大なる意義を有することの推斷を事實か理由あらしむる限りは、爾他の書狀、其の他の郵便物及び電信についても亦同し。

郵便及び電話の交通に關する報告は郵便物又は通信か被疑者に宛て指向せられたりしとき、又は郵便物又は通信は被疑者より發せられたるものなること、若は被疑者に宛てられたるものなること、及び此の報告か審理にとつて重大なる意義を有することの推斷を事實か理由あらしむるときに限り、獨逸國郵便行政の官廳に於て之を要求することを得。

第一項及第二項の規定は獨逸國郵便行政に屬せる獨逸の電信局にして直接に、若は第三者の仲介を通じて獨逸國郵便行政と送附したる電信に關しての清算を爲すものの保管中なる電信についても亦之を適用す。

〔譯者註四十一〕 現行刑事訴訟法第九十九條の規定左の如し。

被疑者に宛てたる書狀及び郵便物を郵便局に於て、竝に被疑者に宛てたる電信を電信局に於て押收するを許すものとし、また被疑者の發したるか、又は被疑者にあてたること、及び其の内容か審理にとつて重大なる意義を有することを論結するの根據となる事實を存する書狀、郵便物及び電信を前記の場所に於て押收することも許す。

(四十七) 第一百條〔譯者註四十二〕は左の如き法文を執る。

押收（第九十九條第一項及び第三項）は判事の命令する所とし、遅延するに於ては危険を存するときは、審理が専ら違警罪のみに關するにあらざる場合には、檢事に於ても之を命ずることを得。第九十九條第二項及び第三項に依り報告の要求せらるる場合に於ては本項の規定を準用す。檢事の押收は其の三日内に判事に依つて認可せられざるときは、其の效力を失ふ。獨逸國郵便行政の官廳及び第九十九條第三項に記載したる官署は、封緘の郵便物を未開封の儘引渡すを要す。

檢事は自己の引渡を受けたる郵便物及び電信を直ちに判事に提出するを要す。判事は之を開封すべきものなりや否や、及び如何なる程度まで之を抑留すべきものなりやを裁判す。

〔譯者註四十二〕 現行刑事訴訟法第百條の規定左の如し。

押收（九十九條）の權限を有するは判事のみに限るものとし、遅延するに於ては危険を存するとき、及び審理が獨り違警罪のみに關するにあらざる場合には、檢事も亦此の權限を有す。然れども檢事は其の引渡を受けたる物體を直ちに判事に提出すべく、特に書狀及び其の他の郵便物は未開封の儘之を判事に提出するを要す。（第二項）檢事の命したる押收は其の尙ほ未だ引渡の結果を伴はざる場合に於ても、三日内に判事に於て之を認可したるにあらざるときは其の效力を失ふ。（第三項）檢事の命したる押收並に引渡ありたる書狀又は其の他の郵便物の開封に關する裁判は、管轄權を有す

る判事に依つて之を行ふ。

（四十八） 第百一條〔譯者註四十三〕に於て

- (a) 第一項及び第二項に於て「關係人」の語に代ふるにそれぞれ「處分を受けたる者」の語を以てす。
 (b) 第二項に於て「郵便物」の語の次に「及び電信」の語を挿入す。

〔譯者註四十四〕 現行刑事訴訟法第百一條の規定左の如し。

審理の目的を危殆ならしむることなくして爲し得べきときは、關係人に向つて其の爲したる處分（第九十九條、第百條）を通知すへし。（第二項）開封を命せられざる郵便物は直ちに之を關係人に引渡すへし。開封後に於ても抑留を必要とせざる限りは亦同し。（第三項）抑留したる書狀の一部にして審理に對する顧慮上押收するの必要なものと認めらるる部分は、謄本を以て之を受領權利者に通知すへし。

（四十九） 第百一條の次に左の規定を挿入す。

第百一條^a 請求ありたる場合に限り訴追を爲すべき行爲の故を以て、請求の提出せらるるに先立ち差押を行ひたるときは、直ちに請求を爲すの權利を有する者に之を通知すべく、數人の權利者を存するときは少くとも其の中の一人に通知するを要す。訴追につき同意を必要とする場合亦之に準す。

二週間内に此の請求なきとき、又同意の附與せられざるときは、差押を取消すへし。通知中に於て此の事實を指示するを要す。

(五十) 第二百二條〔譯者註四十五〕に左の第二項を追加す。

女子に對しては其の承諾あるにあらざれば婦女に限り搜索を爲すことを得へく、女子の着用する被服についても亦同し。

〔譯者註四十五〕 現行刑事訴訟法第二百二條の規定左の如し。

有罪行爲の正犯若は共犯として又は庇護者若は贓物授受者として嫌疑を受くる者については、本人の逮捕の目的の爲にも、はたまた搜索か證據方法の發見を導くことあるべきを推定すべき場合にも、住居及び其の他の場所竝に本人の一身及び本人に屬する物件の搜索に取かかることを得。

(五十一) 第二百三條〔譯者註四十六〕に於て

(a) 第一項に於て「物體」の語に代ふるに「物件」の語を以てす。

(b) 第二項に於て「又は警察監視を受けつつある者の居住し若は滞在せる場所」の字句を削除す。

〔譯者註四十六〕 現行刑事訴訟法第二百三條の規定左の如し。

爾他の者(有罪行爲の正犯若は共犯として又は庇護者若は贓物授受者として嫌疑を受くる者以外の)については搜索は被疑者を逮捕する爲、又は有罪行爲の痕跡を追究する爲、又は特定の物體の押收

の爲にのみ、且搜索の客體たる人物、痕跡若は物件か搜索すべき場所内に在るものと推斷するの根據となる事實を存する場合に限りて搜索を許す。(第二項)被疑者か逮捕せられたる場所、又は被疑者か追究を受けつつある間立入りたる場所、又は警察監視を受けつつある者の居住し若は滞在せる場所に對しては此の制限を適用せず。

(五十二) 第二百四條〔譯者註四十七〕に於て第二項は次の如き法文を執る。

夜間何人の出入をも許す場所、又は被處罰者の宿泊所若は集合所として、又は有罪行爲に因つて獲得したる物件の置場として、又は賭博者若は營利の目的を以て常習的に淫行に従事し、若は一九二二年一月二十三日の國際阿片協約の實施の爲にする一九二〇年十二月三十日の法律の規定の適用を受くる物質及び調理物を常習的に攝取する者の潜伏所として警察に知れ居たる場所に對しては前項の制限を適用せず。

〔譯者註四十七〕 現行刑事訴訟法第二百四條の規定左の如し。

住居、執務の場所及び圍牆を廻らしたる地所は夜間にあつては現行犯の追究の場合、又は遅延するに於ては危険を存する場合、又は逃走したる囚人の再逮捕に關する場合に限り搜索を爲すことを得。

(第二項)警察監視を受けつつある者の住居、竝に夜間何人の出入をも許せる場所、又は被處罰者の宿泊所若は集合所として、有罪行爲に因つて獲得したる物件の置場として、又は賭博者若は營業的

淫行の潜伏所として警察に知れ居たる場所に對しては前項の制限を適用せず。(第三項)夜間とは四月一日より九月三十日まで午後九時より午前四時まで、十月一日より三月三十一日まで午後九時より午前六時までの時間を包括す。

(五十三) 第二百五條第三項〔譯者註四十八〕に於て「住居及び」の字句を削除す。

〔譯者註四十八〕 現行刑事訴訟法第五條第三項の規定左の如し。

前項に於て命したる搜索の制限は第四百條第二項に記載したる住居及び場所には適用せず。

(五十四) 第六條第一項〔譯者註四十九〕に於て「物體」の語に代ふるに「物件」の語を以てし、「成年者たる親屬」の語に代ふるに「成年者たる家庭の一員、成年者たる」の語を以てす。

〔譯者註四十九〕 現行刑事訴訟法第六條第一項の規定左の如し。

搜索を受くべき場所又は物體の占有者は搜索に立會ふことを得。占有者不在なるときは、其の可能とする限りは其の代理人又は成年者たる親屬、同居人又は隣人を立會はしむへし。

(五十五) 第七條第二段、第八條第一段及び第九條〔譯者註五十〕に於てそれぞれ「物體」の語に代ふるに「物件」の語を以てす。

〔譯者註五十〕 現行刑事訴訟法第七條、第八條及び第九條の規定左の如し。

第七條 搜索を受けたる者の請求ありたるときは、搜索の終了後之に對し書面に依る通知を爲

すへく、此の通知には搜索の原因(第二條、第三條)並に第二條の場合には其の有罪行為を記載するを要す。尙ほ其の請求ありたるときは保管又は押收したる物體の目録を交附すへく、何等嫌疑の事物を發見せざりしときは之に關する證明書を交附すへし。

第八條 搜索の機會に審理とは全然關係を有することなきも、他の有罪行為の犯行の行はれたるを暗示する物體を發見したるときは、一時之を押收すへし。此の點につき檢事に通告を與ふるを要す。

第九條 保管又は押收したる物體は精密に是か目録を作製すへく、混淆を豫防する爲に官印を以て、又は其の他適當なる方法に於て之を明にすへし。

(五十六) 第十條第二項〔譯者註五十一〕に於て「官公吏」の語に代ふるに「公務員」の語を以てす。

〔譯者註五十一〕 現行刑事訴訟法第十條第二項の規定左の如し。

爾他の(判事以外の)官公吏は持主が閲覽を承諾したる場合に限り發見したる書類を閲覽するの權限を有す。然らざる場合には是等の官公吏は自己が閲覽を適當と認めたる書類を封筒に收めて之を判事に交附するを要するものとし、此の封筒は持主の面前に於て官印を以て封緘すへし。

(五十七) 第十條の次に次の規定を挿入す。

第十條 a 沒收又は官沒の宣告を保全する爲に確保し又は押收したる物件は、其の損敗の危險ある

場合には没収又は官没の宣告に關する裁判に先立ち、之を讓渡することを得。其の賣得金を以て當該の物件に代らしむ。

此の讓渡の命令は判事の權限に屬する所とし、調査手續に於ては檢事又は檢事の補助官も其の確保又は押收を命したる限りは亦此の權限を有す。讓渡の命令は處分を受けたる者に通知すへし。此の通知は其の爲し得へからざるときは之を行はざることを得。讓渡は擔保としたる物件の賣却に對して適用ある規定に従つて之を行ふ。

(五十八) 第一百十一條「譯者註五十二」に於て

(a) 第一項に於て「物體」の語に代ふるに「物件又は其の他の財産上の價值」の字句を以てす。

(b) 第二項に於て「關係人」の語に代ふるに「處分を受けたる者」の語を以てす。

〔譯者註五十二〕 現行刑事訴訟法第一百十一條の規定左の如し。

有罪行爲に因つて被害者より奪取したる物體は、第三者の請求權の反對なるものを存するにあらざる限りは審理の終了後、適當なる場合には其の以前に既に、職權を以て被害者に還附すへく、此の點に關して判決を必要とすることなし。(第二項)關係人に向つては民事訴訟手續に於てする其の權利の主張を留保す。

(五十九) 第一編第九章の表題「譯者註五十三」は左の如く改む。

被疑者の自由の制限。

〔譯者註五十三〕 現在の第一編第九章の表題左の如し。
勾留及び檢束。

(六十) 第一百十二條「譯者註五十四」及び第一百三條「譯者註五十四」に代ふるに左の規定を以てす。

第一百十二條 被疑者は判事の勾留狀に基きてのみ之を未決勾留に引致することを得。

第一百十二條^a 未決勾留は被疑者か行爲の有力なる嫌疑者にして、且

(一) 被疑者か逃亡せるか、又は潜伏せるとき、又は

(二) 各個の場合の事情、特に被疑者の境遇及び逃亡に反對する事情を評價するに當つて被疑者は刑事訴訟手續を免るへしとの懸念を理由あらしむるとき(逃亡の嫌疑)、又は

(三) 被疑者か行爲の痕跡を滅却することに依り、又は證人若は共同責任者を左右することに依つて眞實の調査を困難ならしむるの危険を理由あらしむべき事實を存するとき(湮滅の危険)。

第一百十二條^b 行爲に基きて死刑又は一年以上の自由刑に處せらるるものと期待すへきとき、又は被疑者か無籍者又は浮浪者たるか、又は自己の一身に關して證明を爲す能はざるときには、以て逃亡の嫌疑を理由あらしむるに充分とす。

第一百十二條。三箇月以下の自由刑よりも重からざる刑又は罰金の何れか一、又は兩者併科、又は之

に伴ふに附加刑及び附帶的結果を以てして處罰を規定せらるる有罪行爲については、湮滅の危険の故を以て未決勾留を科することを得ず。一箇月の禁錮又は拘禁、又は拘留若は罰金の何れか一、又は兩者併科、又は之に伴ふに附加刑若は附帶的結果を以てする以上の重き刑を期待するを要するにあらざる爾他の有罪行爲についても亦同し。

本條第一項に記載したる種類の場合に於ては逃亡の嫌疑を理由あらしむる爲には、被疑者か既に一度手續を免れたりしこと、又は逃亡の用意を爲したること、又は被疑者か國內に於て何等永續的の居所を有せざることを確認せらるるを必要とす。

第百十三條 公訴の提起以前にあつても検事の申立ありたるときは、裁判籍の樹立せらるる地、又は被疑者の居住する地を管轄する區裁判所判事は勾留狀を發するものとし、遅延するに於ては危険を存するときは職權を以てしても之を發す。

公訴の提起ありたる後にあつては當該の事件に執掌する裁判所は勾留狀を發し、上告審に於ては自己の判決に對して不服の申立ありたる裁判所之を發するも、緊急の場合に於ては裁判長も亦勾留狀を發することを得。豫審に於ては豫審判事勾留狀を發す。

第百十三條 a 請求ありたる場合に限り訴追を爲す行爲に關して請求の行はるる以前に勾留狀を發したるときは、直ちに請求を爲すの權利を有する者に之を通知すべく、數人の權利者あるときは少く

とも其の中の一人に通知すべし。訴追につき同意を必要とする場合亦之に準ず。

勾留後二週間に請求の提出又は同意の附與か裁判所の知る所とならざるときは、勾留狀を取消すべし。通知中に此の事を指示すべし。

第百十三條 b 勾留狀には被疑者、被疑者の責任とせられたる行爲及び適用すべき罰則を記載すべく、行爲の場所及び時並に有罪行爲の法定標識の發見せられたる事實を特記すべし。

其の外被疑者か逃亡し若は潜伏したること、又は逃亡の嫌疑若は湮滅の危険の存することを明にする原因若は事實を開示すべし。

被疑者か現に逮捕せられありたるにあらざるときは、其の逮捕の場合に最近の監獄に引渡すべきや、はたまた特定のに表示したる別の監獄に引渡すべきやをも命令すべし。

〔譯者註五十四〕 第百十二條及び第百十三條の現行の規定左の如し。

第百十二條 被告人は之に對し有力なる嫌疑の原因を存し、且本人か逃亡の嫌疑を有するか、又は本人か行爲の痕跡を滅却すること、又は本人か證人若は共同責任者をして虚偽の供述を爲さしめ、若は證人をして證言の義務を免れしむるの誘導を爲すべきことを推斷すべき事實を存するときに限り、未決勾留に引致することを得。此の事實は記録中に記載すべし。(第二項) 左の各號の一に該當する場合には逃亡の嫌疑に別段の理由を必要とすることなし。(一) 重罪か審理の客體を成すと

き、(二)被告人が無籍者若し浮浪者なるか、又は自己の一身に關して證明を爲す能はざるるとき、(三)被告人が外國人にして呼出あるも裁判所に出頭するや否や、及び判決に服従するや否やにつき理由ある疑を存するとき。

第百十三條 行爲か拘留又は罰金のみを以て處罰せらるるに止まる場合に於ては、未決勾留は逃亡の嫌疑の故を以てのみ、且被告人が第百十二條第二號若し第三號に記載したる者に屬する場合、又は其の警察監視に附せられつつある場合、又は邦警察官廳への附託に處することを得べき違警罪に關する場合に限り之を科することを得。

(六十一) 第百十四條〔譯者註五十五〕に於て最初の二項を削る。

(六十二) 第百十四條第三項、第百十四條b〔譯者註五十六〕第百十四條。〔譯者註五十六〕に於てそれ「被告人」の語に代ふるに「被疑者」の語を以てす。

〔譯者註五十五〕 第百十四條の現行規定左の如し。

勾留は判事の勾留狀に基きて行ふ。(第二項) 勾留狀中には被告人を精密に表示すべく、其の責任たらしめらるる有罪行爲並に勾留の原因を開示すへし。(第三項) 勾留狀は爲し得る限り勾留の際被告人に披露すへし。言渡に依つて披露を行ひたる場合に於ては、被告人の請求あるに於ては之に謄本を附與すへき旨を被告人に向つて指示すへし。勾留の際披露行はれざるときは、被告人に向つ

て假に本人か如何なる有罪行爲の嫌疑を受くるものなりやを通知すへし。此の場合に於ては遅滯なく披露を追完するを要す。

〔譯者註五十六〕 第百十四條b及び第百十四條cの現行規定左の如し。

第百十四條b 被告人か勾留狀に基きて逮捕せられたるときは、遅滯なく、遅くも逮捕の翌日には之を管轄權を有する判事の許に引致すへし。(第二項) 判事は遅滯なく、遅くも翌日には歸責の事項につき被告人を訊問するを要す。(第三項) 訊問に際し被告人に向つて其の責任たらしめらるる事情を指示すへし。訊問は被告人に嫌疑の原因を去り、自己の利益に歸着すへき事實を主張するの機會を與ふへし。

第百十四條c 被告人を遅くも逮捕の翌日に管轄權を有する判事の面前に拉致する能はざる場合に於て、被告人の請求ありたるときは遅滯なく、遅くも逮捕の翌日には最近の區裁判所判事の許に引致すへし。(第二項) 第百十四條b第二項及び第三項を準用す。(第三項) 訊問の際勾留狀の取消ありたること、又は被逮捕者か勾留狀中に表示せられたる人物にあらざること判明したるときは、被逮捕者を釋放すへし。

(六十三) 其の外第百十四條。第一項に於ては「區裁判所判事」の語の前に「未決勾留者を收容するに適したる勾置場を有する裁判所の」の字句を挿入す。

(六十四) 第一百十四條 d 乃至第一百十五條 a 「譯者註五十七」に於てそれぞれ「被告人」の語に代ふるに被疑者の語を以てす。
 (六十五) 其の外第一百十五條 a に於て

(a) 第二項に於て「未決勾留か」の前に「遅くも」の字句を挿入す。

(b) 第五項に於て「第二百七條第二項」の指示に代ふるに第二百三條第一項、第二百五條第二項又は第二百六十八條第四項の指示を以てす。

(c) 左の第六項を追加す。

被疑者は書面を以て、又は當該官署の調書を以てして審査を放棄することを得。被疑者は同一の方法に於て放棄を取消すことを得。被疑者か放棄を取消したるときは、被疑者か放棄を爲すにあらざれば行ふことを必要としたるべき時期に審査を行ふ。取消の時期までにはや期間を剩さざるときは、直ちに審査を行ふへし。然れども裁判所か第五項第二段の場合に於ける被疑者の放棄に顧み、新なる期間の指定を斷念したるときは、裁判所は新に指定すべき期間の經過後に至つて初めて審査を行ふべき旨を指定することを得るものとし、此の期間は勾留を維持する裁判の告知後遅くも三箇月を以て終了することを必要とす。

「譯者註五十七」 第一百十四條 d 乃至第一百十五條 a の現行規定左の如し。

第一百十四條 d 被告人か重罪又は輕罪の故を以て發せられたる勾留狀に基きて勾留中なる場合に於て、其の申立ありたるときは、勾留狀を維持すへきや、はたまた之を廢止すへきや、但はまた第一百十七條に依る命令を爲すへきやに關して口頭辯論を経て裁判を爲す。(第二項) 此の口頭辯論の期日は被告人の同意あるにあらざれば、申立の到後達一週間以上に定むることを得す。(第三項) 本條第一項及び第二項又は第一百十五條 a に依り既に口頭辯論を行ひたるときは、裁判所は再度の口頭辯論を求むる申立に關して自由なる裁量に従つて裁判を爲す。

第一百五十五條 勾留狀の披露に際し被告人に向つて被告人は勾留狀に對して抗告を提起することを得へき旨を指示すへし。重罪若は輕罪の故を以て勾留狀を發したるときは、其の外被告人に向つて被告人は抗告に代へて第一百十四條 d に依る口頭辯論の申立を爲すことを得へき旨を指示すへし。

第一百五條 a 被告人か未決勾留中なるときは、裁判所は特定の期間内に職權を以て勾留を維持すへきや否やを審査すへし (勾留審査手續 Hafpfürungsverfahren)。(第二項) 此の審査は未決勾留か二箇月以上存続したる場合に初めて之を行ふ。(第三項) 裁判所か被告人を釋放せざるべきときは、同時に何時勾留審査手續を反覆すへきやを定むるものとし、此の期間は原則として少くとも三週間にして、三箇月以上に及ぶことを得す。勾留審査手續のあらゆる反覆についても亦同し。(第四項) 被告人の申立ありたるときは勾留審査手續に於ては口頭辯論を経て裁判を爲すものとし、被告人に

向つて此の権利を指示することを要す。被告人が申立を爲さるときは、裁判に先たちて之を審訊すべく、被告人が辯護人を有るときは、辯護人の意見をも聴くを要す。(第五項)被告人が第二項に規定したる期間の経過中に勾留状に對して抗告を申立てたるか、又は第百十四條dに依り口頭辯論を申立てたる時、又は第百七條第二項に依り未決勾留の續行を命ぜられたるときは、此の期間は勾留を維持する裁判の告知と同時に被告人につき新に其の進行を開始す。第三項に依り裁判所の指定したる期間の進行中にかくの如き裁判の言渡ありたるときは、裁判所は新なる期間を指定するを要す。

(六十六) 第百十五條b「譯者註五十八」に於て「本手續の開始」の語に代ふるに「公判の命令」の語を以てす。

〔譯者註五十八〕 第百十五條bの現行規定左の如し。

本手續の開始後にあつてはもはや勾留状に關する口頭辯論を行はず。

(六十七) 第百十五條d「譯者註五十九」に於て「被告人」の語に代ふるにそれぞれ「被疑者」の語を以てす。

〔譯者註五十九〕 第百十五條dの現行規定左の如し。

口頭辯論の場所と時とは檢事並に被告人及び辯護人に通知すへし。(第二項) 被告人は辯論に引致す

ることを必要とするも、本人が公判に出席することを断念したるとき、又は距離の遠隔若は被告人の疾病、又は其の他除去すへからざる支障の引致に反對するときは此の限にあらす。被告人が口頭辯論に引致せられるときは、辯護人に於て公判に於ける被告人の権利を保護することを要す。(第三項) 口頭辯論の開始までに被告人の未決勾留か勾留以來三箇月以上繼續するときは、被告人が公判に引致せられたる場合にあつても、辯護人を公判に立會はしむへし。(第四項) 被告人が未だ辯護人を選定せざるときは、被告人の爲に公判についての辯護人一人を選任するを要す。此の場合には第百四十三條乃至第百四十五條、第百四十六條を準用す。(第五項) 口頭辯論に於ては立會ひたる關係人の意見を徴すへし。證據調の方法及び範圍は裁判所に於て之を定め、申立、抛棄又は前の決定に依つて羈束せらるることなし。辯論に關しては調書を録取すへく、此の調書に對しては第百七十一條乃至第百七十三條の規定を準用す。(第六項) 裁判は口頭辯論の終結に際して之を言渡すへし。其の不可能なる場合には、遅くも一週間以内に此の裁判を發表すへし。

(六十八) 第百五十六條「譯者註六十」を削除す。

〔譯者註六十〕 第百十六條の現行規定左の如し。

被勾留者は爲し得る限り他の被告人と區別し既決囚と同一の場所内に監置すへからす。本人の同意ありたるときは、此の規定を無視することを得。(第二項) 被勾留者に對しては勾留の目的を保全し

又は監獄内に於ける秩序を維持するに必要な制限のみを課することを得。(第三項)被拘留者の身分及び財産關係に應じての便利と仕事とは、其の拘留の目的と相兩立し得べく、且監獄内に於ける秩序を妨ぐることもなければ、其の安寧を危殆ならしむることもなき限りは、本人の費用を以て之を調達することを得。(第四項)戒鎖は監獄に於ては被拘留者の人物の特に危険なるの故を以て、特に他の者を保安するに必要なものと認めたることに限り、又は本人か自殺若は逃亡の試圖を爲し、又は是か準備を爲したるときに限り之を被拘留者に施すことを得。公判の際には戒鎖を脱せしむべし。(第五項)前記の規定の定むる所に従つて必要とする處分は、判事に於て之を爲すを要す。

緊急の場合に於て判事以外の官吏の爲したる指圖は判事の許可を受くべきものとす。

(六十九) 第一百七十七條「譯者註六十一」及び第一百十九條乃至第二百二十二條「譯者註六十一」に於てそれ「被告人」の語に代ふるに「被疑者」の語を以てす。

〔譯者註六十一〕 第一百七十七條及び第一百十九條乃至第二百二十二條の現行規定左の如し。

第一百七十七條 被告人の拘留か全然逃亡の嫌疑に基きて命せられたるものなるときは、保證金と交換的に未決拘留を免除することを得。

第一百十九條 被告人か保釋を申立てたるときは、其の獨逸國內に居住せざる場合には、管轄裁判所の區域内に居住する者に送達受領の委任を爲すの義務を負ふ。

第二十條 被告人か逃亡の用意を爲したるとき、召喚狀に對して被告人か充分なる辯解原因を存することなくして、出頭せざるるとき、又は新に判明したる事情か其の拘留を必要ならしめたるときは、保證にも拘らず被告人を拘留するを要す。

第二十一條 被告人拘留せられたるとき、又は拘留命令か取消されたるとき、又は其の處せられたる自由刑の服役開始せられたるときは、尙ほ未だ沒取せられざる保證金を還付す。(第二項)被告人の爲に保證を爲したる者は裁判所の指定すべき期間内に被告人の出頭を實現するか、又は被告人の意圖したる逃亡の嫌疑を理由あらしむる事實を適時に申告して、以て拘留を實現するを得しむることに依つて其の免責を招來することを得。

第二十二條 被告人か審理又は其の處せられたる自由刑の服役の開始を免れたるときは、尙ほ未だ還付せざる保證金を國庫に沒取す。(第二項)此の裁判に先たち被告人並に被告人の爲に保證を爲したる者に向つて辯明を催告すべし。第一段記載の者は此の裁判に對して即時抗告のみを爲すことを得。此の抗告に關する裁判に先たち關係人及び檢事に向つて口頭を以て其の申立の理由を述べ、並に其の行はれたる調査に關して説明を爲すの機會を與ふべし。(第三項)沒取を言渡す裁判は被告人の爲に保證を爲したる者に對しては、民事裁判官の爲したる、假執行の宣言を附したる終局判決の效力を有し、抗告期間の經過したる後にあつては既判力ある民事上の終局判決の效力を有

す。

(七十) 第二百二十二條第三項に於て尙ほ其の外「關係人」の語に代ふるに「彼等」(被告人及び被告人の爲に保證を爲したる者)の語を以てす。

(七十一) 第二百二十二條の次に左の規定を挿入す。

第二百二十二條 a 逃亡の危険又は湮滅の危険か居住の制限又は其の他の處分に依つて豫防せらるることを得る間は、保證を立つることなきも尙ほ勾留の執行を行はざることを得。特に疾病に罹れる被疑者か病院内に在るか、又は病院に收容せらるべきときは、此の條件の下に勾留の執行を行はざることを得。

第二百二十二條 b 判事か被疑者に安全の護照 *Das sichere Geleit* を付與するときは、勾留の執行を行はす。此の護照は特定の條件に繋らしむることを得。

自由刑を言渡す判決ありたるとき、被疑者か逃亡の用意を爲したるとき、又は被疑者か護照を付與したるの條件を具備せざるときは、護照は消滅す。

(七十二) 第二百二十三條〔譯者註六十二〕は次の如き法文を執る。

被疑者に對する行爲の嫌疑かもはや有力ならざるか、又は未決勾留を科するについての別段なる條件をもはや存することなきに至りたるときは、勾留命令を取消すへし。特に被疑者か釋放せられた

るか、又は免訴せられたるか、又は手續の停止せられたるとき、又は刑事訴追の爲に必要な請求又は必要な同意か適時に(第一百三條 a 第二項)裁判所の知る所とならざる場合には、勾留命令を取消すへし。

上訴を提起することに依つて被疑者の釋放を妨ぐることを得す。

其の外檢事か公訴の提起に先たちて其の申立を爲したるときは、勾留命令を取消すへし。此の申立と同時に檢事は被疑者の釋放を命ずることを得。

〔譯者註六十二〕 第二百二十三條の現行規定左の如し。

勾留命令中に記載したる勾留の原由消滅したるとき、又は被告人か釋放若は免訴せられたるときは、勾留命令を取消すへし。(第二項)上訴を提起することに依つて被告人の釋放を延引せしむることを得す。

(七十三) 第二百二十四條〔譯者註六十三〕に於て

(a) 第一項乃至第三項は次の如き法文を執る。

勾留狀を發したる後にあつては公訴の提起以前に於ける保證の件を包含する未決勾留に關する裁判については、勾留狀を發したる區裁判所判事は管轄權を有す。未決勾留か他の地に於て行はれたるときは、檢事か其の申立を爲したる限りは、區裁判所判事は此の地の區裁判所を以て管轄權を有

するものと宣告す。此の地か數個の裁判所の管轄區域に分たるるときは、邦司法行政部は一般的の命令を以て管轄裁判所を定む。

公訴の提起後にあつては豫審に於ては豫審判事、其の場合にあつては事件に執掌する裁判所是か裁判を爲す。上告の提起後にあつては不服の申立ありたる判決を爲したる裁判所是か裁判を爲すも、上告裁判所か被告人を釋放し、又は手續を停止したるときは、上告裁判所は勾留命令を取消すを要す。起訴狀の提出後にあつては緊急の場合に於て檢事か裁判に同意したるときは、裁判長も亦是か裁判を爲すことを得るも、爾他の場合には遲滞なく裁判所の裁判を求むへし。

豫審判事は第四項第二段の規定を留保して檢事の同意ありたる場合に限り、勾留狀の取消及び被告人の釋放を爲すの權限を有す。檢事か此の同意を拒絶したる場合に於て、豫審判事か此の異議のありたる處分を命せんと欲するときは、豫審判事は遲滞なく、遅くも二十四時間内に裁判所の裁判を求むるを要す。

(b) 第四項に於て第一段は次の如き法文を執る。

勾留命令に關する口頭辯論(第百十四條d第百十五條)は本條第一項乃至第三項に依り管轄權を有する裁判所に於て之を行ふ。

〔譯者註六十三〕 第百二十四條の現行規定左の如し。

保證の件を包含する未決勾留に關する裁判は、管轄裁判所に於て之を爲す。(第二項)豫審に於ては豫審判事勾留狀を發するの權限を有し、檢事の同意ありたるときは之を取消すの權限、竝に保證と交換的に被告人を保釋するの權限をも有す。檢事か此の同意を拒絶したる場合に於て、豫審判事か此の異議ありたる處分を命せんと欲するときは、豫審判事は遲滞なく、遅くも二十四時間内に裁判所の裁判を求むへし。(第三項)本手續の開始後にあつても緊急なる場合に於ては、判決裁判所の裁判長は同一の權限を有す。(第四項)勾留命令に關する口頭辯論(第百十四條d、第百十五條a)も亦管轄裁判所に於て之を行ふ。豫審に於ては第百十四條dの場合にあつては豫審判事是か裁判を爲し、檢事の態度に羈束せらるることなきも、第百十五條aの場合に於ては豫審判事裁判を爲すことなく、裁判所是か裁判を爲す。

(七十四) 第百二十五條及び第百二十六條〔譯者註六十四〕に代ふるに次の規定を以てす。

第百二十五條 被告人か行爲の當時責任無能力者たりし故のみを以て勾留命令を發すること能はざる場合に於て、裁判所か被告人を療養院若は養育院に收容することを公安の利益上必要なるものと認むるときは、裁判所は被告人に對し假拘置 *einstweilige Unterbringung* を命ずることを得、此の場合には第百十三條第二項を準用す。勾留命令の取消ありたる場合に第一段の條件の下に被告人の假拘置を命ずることを得。

被告人辯護人を有せざる時は、是か爲に辯護人一人を選任すへし。

本條の決定は被告人及び其の辯護人に通知すべく、及び被告人が法定代理人を有する場合には、此の法定代理人にも通知すへし。其の外假拘留に對しては第百十三條b乃至第百十五條dの規定を準用す。

第百二十六條 假拘留を命令したる後にあつては假拘留に關する爾他の裁判については、豫審に於ては豫審判事、其の他の場合にあつては當該の事件に執掌したる裁判所是か裁判を爲す。上告の提起ありたる後にあつては、不服の申立ありたる裁判を爲したる裁判所是か裁判を爲すも、其の療養院若は養育院への收容の命令を取消す場合には、上告裁判所も亦假拘留を取消すことを得。

第百二十四條第二項第三段、第三項及び第四項を準用す。

〔譯者註六十四〕 第百二十五條及び第百二十六條の現行規定左の如し。

第百二十五條 公訴の提起以前にあつても勾留命令を發することを正當たらしむる原由を存したるときは、檢事の申立に基き、又は遅延するに於ては危険の虞あるときは職權を以てして、區裁判所判事に於て勾留命令を發することを得。(第二項)當該の事件についての裁判籍の樹立あるか、又は勾留すへき者の逮捕せられたる地を管轄する區裁判所判事は、すべて此の勾留命令を發し、保證に關する件を包含する未決勾留に關する裁判を爲すの權限を有す。(第三項)第百十四條乃至第百二

十三條の規定を準用す。

第百二十六條 公訴尙ほ未だ提起せられざる場合に於て、檢事の申立ありたるときは勾留命令を取消すへし。

檢事は申立と同時に被疑者を釋放すへき旨を命ずることを得。

(七十五) 第百二十七條及び第百二十八條〔譯者註六十五〕は次の如き法文を執る。

第百二十七條 勾留命令の條件を存する場合に於て遅延するに於ては危険の虞あるときは、檢事及び警察及び保安の官吏は被疑者を檢束することを得。

現行犯を逮捕せられ、又は追究せらるる者は、其の逃亡の嫌疑あるとき、又は其の人物の直ちに認定する能はざるときは、何人に於ても之を檢束することを得。

請求ありたる場合に限り、又は同意を得たる場合に限り訴追を行ふ有罪行爲の場合にあつては、檢束はかくの如き請求の提出又は同意の附與に繋らしめらるることなし。

第百二十八條 被檢束者は之を放還したるにあらざる限りは遲滯なく、遅くも檢束の翌日には未決囚を收容するに適したる拘留場の設備ある最近の區裁判所判事の面前に引致すへし。公訴の既に提起ありたるときは、被檢束者をかくの如き區裁判所判事の面前に引致することを爲さずして、遲滯なく勾留に關する裁判を管轄する裁判所又は豫審判事の許に引致するを要するも、遅くも檢束の翌日

に引致を行ふ能はざるものと豫見すべきときは、被検束者の請求に基き遅滞なく、遅くも検束の翌日には最近の區裁判所判事の許に引致すへし。

被検束者を區裁判所判事の許に引致したるときは、遅くも其の翌日には之を訊問すへし。區裁判所判事か未決勾留を科することを必要と思料したるときは、勾留狀を發すへく、又は公訴の既に提起ありたる場合にあつては、被検束者を遅滞なく管轄裁判所又は豫審判事の許に引致すへき旨を命ずるを要す。區裁判所判事か未決勾留を科するを正當ならずと思料せるときは、區裁判所判事は第二百二十九條の規定を留保して被検束者の放還を命ず。

被検束者か管轄裁判所又は豫審判事の許に引致せられたるときは、遅くも翌日には之を訊問すへく、次に未決勾留に關して裁判を爲すへし。

〔譯者註六十五〕 第二百二十七條及び第二百二十八條の現行規定左の如し。

第二百二十七條 何人かか現行犯を逮捕せられ、又は追究せらるる場合に於て逃亡の嫌疑あるか、又は其の人物を直ちに認定すること能はざるときは、何人に於ても判事の命令なきも尙ほ之を檢束するの權限を有す。(第二項) 檢事及び警察及び保安の官吏は勾留命令の條件を存し、且遅延するに於ては危險の虞あるときにあつても檢束を爲すの權限を有す。(第三項) 申立ありたる場合に限り訴追を行ふ有罪行爲の場合にあつては、檢束はかくの如き申立の提出に繋らしめらるることなし。

第二百二十八條 被検束者は其の之を放還せざる場合にあつては遅滞なく檢束の行はれたる地を管轄する區裁判所判事の許に引致すへし。區裁判所判事は遅くも引致の翌日には被検束者を訊問すへし。(第二項) 區裁判所判事か檢束を正當ならずと思料し、又は其の原由を以て除却せられたるものと思料せるときは、區裁判所判事は是か釋放を命ず。然らざる場合には區裁判所判事は勾留命令を發するものとし、此の勾留命令には第二百二十六條の規定を適用す。

(七十六) 第二百二十九條及び第三百十條〔譯者註六十六〕に代ふるに次の規定を以てす。

第二百二十九條 未決勾留に關して終局的の裁判を爲すまてには事實關係か尙ほ未だ充分に闡明せられざる場合に於て、左の各號の一に該當するときは、第二百二十八條に依り管轄權を有する判事は、第二百十二條aの條件を存することなきも尙ほ被疑者に對し、監置命令 *Verwahrungsbefehl* を發することを得。

(一) 被疑者か行爲につき充分なる嫌疑を有するとき、
(二) 被疑者に對して有力なる行爲の嫌疑の根據となる別段なる基礎資料か幾何もなくして供給せらるへしとの推斷を正當なりと認めらるるとき、及び

(三) 歸罪の輕重と、被疑者の個人的關係とに顧み逃亡の嫌疑を理由ありと認めしむるか(逃亡の嫌疑に基く監置命令 *Verwahrungsbefehl* wegen Fluchtverdacht) 又は案件の事情に顧み湮滅の

危険を存するとき(湮滅の危険に基く監置命令 *Verwahrungsbefehl wegen Verdunkelungsgefahr*)。監置命令の發令を正當ならしむべき事實は、法定の標識を列擧して監置命令の理由中に之を記載すべし。

第百十四條 a を準用す。

第百三十條 監置命令は遅くも檢束後三日目には之を取消すを要するも、記録中に書面を以て認定すべき特殊の事情か、監置の三日以上に互るを必要たらしむべき場合は此の限にあらざらず。此の場合に於ても監置は檢束後五日以上に互ることを得ず。

監置期間の経過せる後にあつては被疑者か既に前以て放還せられたるにあらざるときは、其の間に對し勾留命令の發せられたるにあらざる限りは、被疑者を放還するを要す。

〔譯者註六十七〕 第百二十九條及び第百三十條の現行規定左の如し。

第百二十九條 被檢束者に對して既に公訴の提起ありたるときは、直ちに、又は被檢束者か差當り引致せられたりし區裁判所判事の處分に基きて、管轄裁判所又は豫審判事の許に引致すべく、管轄裁判所又は豫審判事は遅くも引致の翌日には、被檢束者の放還又は勾留に關して裁判を爲すを要す。

第百三十條 申立ありたる場合に限り訴追を行ふべき有罪行爲の嫌疑に基き、申立の提出せらるるに先たちて勾留命令を發したるときは、直ちに申立権利者に勾留命令の發令ありたる事實を告知すべく、申立権利者數人ある場合には少くとも其の中の一人に告知するを要す。此の勾留狀にはまた第百二十六條の規定を適用す。

(七十七) 第百三十一條〔譯者註六十八〕に於て第二項乃至第四項は次の如き法文を執る。

被檢束者又は被監置者勾留若は監置より逃走し、又は其の他監視を脱したるときは、裁判所、檢事及び警察官廳は前以て勾留命令の發せられたるにあらざる場合にあつても尙ほ逮捕狀 *Stockbrief* を發することを得。

逮捕狀中には被訴追者を表示し、爲し得る限りは之を描寫すべし。また本人の嫌疑ありとせらるる有罪行爲並に行爲の場所及び時を記載すべし。被逮捕者の引渡さるべき施設をも表示すべし。

第百十四條 b、第百十四條 c、第百二十八條を準用す。

〔譯者註六十八〕 第百三十一條の現行規定左の如し。

勾留すべき者か逃亡若は潜伏せるときは、判事並に檢事に於て勾留命令に基き逮捕狀を發することを得。(第二項)豫め勾留命令を存するにあらざるときは被檢束者か監獄より逃走したるか、又は其の他監視を脱したる場合に限り逮捕狀に依る訴追 *stockbriefli che Verfolgung* を許す。此の場合に於ては警察官廳も亦逮捕狀を發するの權限を有す。(第三項)逮捕狀は其の爲し得る限りは逮捕すべき者

の描寫を包含し、其の責任とせらるる有罪行為並に引渡を行ふを要する監獄を表示すへし。(第四項) 第百十四條b、第十一條cを準用す。(七十八) 第百三十一條の次に左の章を挿入す。

第九章 a 未決勾留の執行

第百三十二條「譯者註六十九」未決囚 Untersuchungsgefangene は原則として特別の施設に拘置すへく、其のかくの如き施設を存せざる限りは監獄の別監内に拘置すへし。男囚と女囚とは互に之を區別すへし。

〔譯者註六十九〕 現行刑事訴訟法の第百三十二條は一九二六年十二月二十七日の刑事訴訟法改正法に依つて削除せられたるものなり。

第百三十二條 a 未決囚を監置すへき施設は公訴の提起に先たちて検事に於て之を指定す。公訴の提起後にあつては豫審に於ては豫審判事、其の場合にあつては當該の事件に執筆する裁判所又は其の裁判所の裁判長、上告審に於ては不服の申立ありたる判決を爲したる裁判所又は其の裁判所の裁判長是か決定を爲す。

未決囚は判事又は検事の書面に依る處分に基きて之を施設内に收容す。收容は判事若は検事に告知すへし。

第百三十二條 b 未決勾留の執行に當つては未決勾留が専ら逃亡又は眞實調査の困難を豫防する爲にせらるるものなるの點を顧慮すへし。未決囚の人格及び名譽は爲し得る限り之を保惜すへく、之に對しては勾留の目的及び施設の安寧若は秩序の必要とする制限のみを課することを得。

第百三十二條 c 未決勾留を執行するに當つて判事の處分を必要とする限りは、第百三十二條 a の規定を留保して、第百二十四條に依り管轄權を有する判事之を爲す。其の他の點に於ては施設の長の管轄權を有す。施設の長判事の爲したる處分か施設の安寧若は秩序を危険ならしむへきを懸念するときは、自己の懸念を判事に通知するを要す。判事が處分を變更し若は取消すことを欲せざるときは、施設の長は抗告裁判所の裁判を招來することを得。

第百三十二條 d 未決囚か同一の行爲に關して正犯、共犯、庇護又は贓物授受の嫌疑ある他囚と聯絡を保つを妨くへし。未決囚は獨居監房に拘置すへし。未決囚自身の申立ありたる時、又は其の同意ありたる時は之を雜居監房に拘置することを得。獨居拘置か當該囚人の肉體若は精神に危険を及ぼすときは、獨居

拘置に付することを得ず。雑居拘置に於て雑居せしむる場合には被疑者の人物、特に年齢及び經歷及び其の歸責せられたる行爲を斟酌すへし。

獨居拘置に付せられたる未決囚を他囚と雑居せしむべきや否や、雑居拘置に付することを得べきや否や、及び雑居拘置より再び隔離するを要すべきや否やは判事に於て之を定む。

第三百二十二條 e。施設の長は相當なる時間の間隔を以て未決囚を其の監房に於て見舞ふへし。囚人の取扱を命せられたる施設の爾他の官吏は、未決囚か之を希望したるか、又は施設の長か之を命したる場合に限り、未決囚を見舞ふへし。

第三百二十二條 i。未決囚は自己の衣服と襯衣とを着用す。

未決囚の衣類が不充分、不體裁、不相當なるときは、施設に於て衣服及び襯衣を供給すへし。

施設の長は作業の際に於ける使用の爲、及び自己の衣服及び襯衣を保惜する爲に、未決囚の申立に基き之に對し施設衣類を供與することを得。

未決囚の着衣は既決囚の着衣 *Austatskleidung* と區別すへし。

未決囚は施設より寢臺を受く。未決囚には自辨の臥具及び敷布を使用するを許すことを得。

第三百二十二條 g。未決囚は施設より食事を受く。未決囚は判事か禁止せざる限りは自辨を以て自己自身を賄ひ、原則として施設を通して個々の食料品及び嗜好品を調達することを得。

喫煙を許し、其の適度の量に於てする限りは酒精分含有飲料についても亦然りとす。場所の關係上火災の特別なる危険を存するときは、喫煙を禁止することを得。

施設を通して調達するにあらざる食料品及び嗜好品は、其の未決囚に手交するに先たち施設の審査を受くるものとす。

第三百二十二條 h。未決囚は作業に従事するの義務を負担せしめらるることなし。未決囚は自ら施設の安寧及び秩序と兩立し得べき作業に従事することを得。本人の希望ありたるときは之に對して作業を配當することを得るも、施設の構内を出づることを得ず。配當したる作業に従事する未決囚に向つて、其の毎日一定の作業課程を致さんことを要求するを得ず。

未決囚配當せられたる作業に従事するときは、作業報酬を受く。施設か未決囚の故意又は重大なる過失に因つて惹起したる損害の額丈けを削減するの權利を有するにあらざる限りは、未決囚の計算高となりたる作業報酬は未決囚に於て之を自由に處分することを得。

第三百二十二條 i。疾病に罹れる未決囚の希望ありたるときは、之に對し自辨を以て其の選定したる醫師を招致するを許すへし。

疾病に罹れる未決囚は判事の允許ありたる場合に限り、特定の疾病の治療の爲に設備したる特別の施設又は別監又は病院又は公立の療養院若は養育院に收容することを得るものとし、妊婦を産院又

は病院に移す場合も亦同し。緊急の場合に於ては施設の長の命令に基きて移動を行ふことを得べく、施設の長は遅滞なく移動を判事に告知するを要す。

第三百二十二條 k 未決囚の重患及び死亡は判事及び検事にも通知すへし。

第三百二十二條 l 未決囚は判事か禁止したるにあらざる限りは、禮拜及び授業及び其の他の共同の催事に出席することを得。

第三百二十二條 m 未決囚は自己の圖書及び文書を使用し、新聞及び雑誌を購讀することを得。此の権利の行使は判事の監督を受く。

政治上の内容を有する圖書、新聞及び其の他の文書にして暴力を以てする現存の國家組織の顛覆を志すか、又は囚人を施設の官吏に對する共同暴擧、敵對又は服從拒絕、又は施設内に於ける秩序の其の他の侵害に使喚するものは、判事に於て之を除外することを得。判事は施設内に於ける安寧若は秩序を危殆ならしむるの懸念ある内容を有する新聞若は雑誌の各號を囚人より抑留するの權限を有す。一號の一部分に對してのみ異議を唱ふるを必要とするときは、爲し得る限り此の部分のみを囚人より抑留すへし。

第三百二十二條 n 未決囚は判事か之を禁止したるにあらざる限りは、他人の訪問を受くことを得。訪問者の未決囚との對話は判事、又は判事の命を受けたる裁判所の官吏若は施設の官吏の立會

の上にてのみ之を行ふことを得。訪問の外部的形式及び時間は判事に於て之を定む。

本條の規定に依つて第四百十八條の規定の效力を妨ぐることなし。

第三百二十二條。未決囚の信書の發受は時間の制限を受くことなし。未決囚の信書の發受は第四百十八條の規定よりして別段の論結を生ずるにあらざる限りは、判事の監督を受く。

受信は判事に於て之を開封すへし。判事か之に對して異議を唱へざるときは、判事は再び封緘して、之を未決囚に手交するの取計を爲すを要す。

未決囚の認めたる信書は開封の儘之を判事に提出すへし。未決囚か自己の認めたる信書の封緘の儘にて判事の許に到達するを希望したるときは、未決囚に對し開封の信書を收容する爲に特に定めたる封筒を交付すへく、未決囚は之に自己の姓名と判事の宛名とを記載し、此の中に判事の審査を受くへき信書を封入するを要す。

判事に於て異議を唱へたる文書は之を豫審記録中に收むへし。判事は此の文書を通知の爲施設の長に提出すへきや否やを決定す。

文書に對して異議の唱へられたるときは、其の理由を示して之を未決囚に告知すへし。受信の異議なき部分は之を未決囚に通知すへし。判事は異議の告知及び異議なき部分の通知を施設の長に囑託することを得。

第三十二條 p 未決囚は自己の拘置せられたる監房及び其の備品を自ら洒掃するの義務を負担せしめらるることなし。

監房は薄明の際には朝は施設内に於ける毎日の服務の開始より、夜は少くとも二十時に至るまで照明せらるることを必要とす。監房の照明は未決囚か其の申立を爲したるときは、前段所定以上二時間以内まで伸長することを得。

第三十二條 q 安寧若は秩序を危殆ならしめたる未決囚に對しては、醫師に依る救治か可能なにあらざる限りは、保安的處置を施すことを得。特に未決囚か暴力行爲を犯し、又は逃走を爲すへき危険を存する場合には、保安的處置を施すことを得。

保安的處置として認めらるるもの左の如し。

(一) 未決囚か逃走の試圖、暴力行爲又は其の他の方法に於て濫用するの懸念ある備品、器具、衣類又は其の他の物體の收去、

(二) 他囚との雜居又は他囚よりの隔離、

(三) 鎮靜監 *Beruhigungszelle* への拘置、

(四) 兩手若は兩足に戒鎖を施すこと。

戒鎖は未決囚か暴力行爲を犯すべくして、他の手段を以てしては此の危険を豫防する能はざるべき

急迫なる危険を存する場合に限り、之を許す。公判の際には未決囚の戒鎖を脱せしむへし。

保安的處置の命令を受けたりし未決囚は判事の裁判を求むることを得。

第三十二條 r 未決囚か法律若は刑務所規則の自己に對して課する義務に違反したるとき、特に未決囚か自己に對して與へられたる權利又は特典を濫用したるときは、之に對し刑務所罰 *Hausstrafe* を確定することを得。風俗又は儀禮に對する過誤の場合にあつても亦同し。

刑務所罰として認むるは左の五種に限る。

(一) 譴責、

(二) 第三十二條 g、第三十二條 l、第三十二條 m、第三十二條 n、第三十二條 p、第二項第二段に於て供與したる權利の四週間以下の制限又は停止、

(三) 戶外運動の一週間以下の制限若は停止、

(四) 一週間以下の減食、

(五) 一週間以下の寢臺使用の停止。

刑務所罰はまた本條第二項に記載したる數個の處置の併科に於て成立することをも得。

刑務所罰は判事に於て之を確定す。安寧又は秩序を維持する爲に直ちに刑務所罰を確定し、之を執行することを必要とするときは、刑務所長に於て假に刑務所罰を確定し、事後に至つて判事の裁判

を求むべく、判事は自己の裁判あるまでの間爾後の執行を猶豫すへき旨を命令することを得。

第三百二十二條^α 刑務所罰は直接未決勾留に續く未決勾留又は處罰勾留 *Strafhaft* 中に於ても其の全部又は一部を執行することを得。

第三百二十二條^λ 未決勾留は判事の允許ありたる場合に限り、自由刑の執行の目的を以て之を中斷することを得。判事は自由刑の執行中に該囚の發受する信書を共同審査の爲自己の許に提出し、且囚人訪問の許可は自己の允許ありたる場合に限り與ふることとせんことを要求するを得。第三百二十二條^μ 第一項第二段及び第四百四十八條を準用す。

中斷の始期及び終期は判事に通知すへし。

第三百二十二條^ν 未決囚は判事の允許ありたる場合に限り個人的、事務的又は法律的の種類の重要にして猶豫すへからざる事項を處理する爲、日中數時間施設の官吏に依つて施設外に連行せらるることを得。

第三百二十二條^ν 未決囚は判事の命令書に基きてのみ、又は第二百二十三條第三項第二段の場合に於ては檢事の命令書に基きてのみ之を釋放することを得。

釋放の時期は釋放を命したる官憲に通知すへし。

第三百二十二條^w 假に拘置せられたる者、被檢束者及び裁判所に引渡さるる者又は監置中なる者

の取扱に對しては、第三百二十二條^τ乃至第三百二十二條^νを準用す。然れども假に拘置せられたる者は爲し得る限り精神上の低能者の爲の施設又は別監又は病監に拘置すへく、尙ほ公立の療養院若は養育院に收容することを得。

(七十九) 第三百三十三條〔譯者註七十〕に於て第一項に左の第二段を追加す。

訊問の客體たる事項は別に懸念を存せざる時は召喚狀中に之を開示すへし。

〔譯者註七十〕 第三百三十三條の現行規定左の如し。

被疑者は訊問の爲に書面を以て之を召喚すへし。(第二項) 召喚は之に應せざる時は引致の行はるへきを威嚇して爲すことを得。

(八十) 第三百三十七條〔譯者註七十一〕に次の第三項を追加す。

不在者の親屬は不在者(第五百四十四條^h第三項)の爲に辯護人一人を選任することを得。

〔譯者註七十一〕 第三百三十七條の現行規定左の如し。

被疑者は手續の如何なる状態に於ても辯護人の補佐を利用することを得。(第二項) 被疑者か法定代理人を有するときは、此の法定代理人も亦獨立して辯護人を選任することを得。

(八十一) 第三百三十九條の次に左の規定を挿入す。

第三百三十九條^a 裁判所は被疑者か裁判所の所在地又は其の近傍には、辯護人としての辯護士を見出

す能はさる旨を疏明したる場合に於て、本人の申立ありたるときは之に辯護人一人を附するを要す。此の辯護人を附することか裁判に對して不服を申立てんか爲にのみ行はるべくして、然も其の不服申立は見込なしと認めらるるときは辯護人を附せず。

其の附すべき辯護人の選定に對しては、裁判所の所在地の近傍に居住し、此の裁判所に於て認許せられたる辯護士をも附することを得るの標準を以て、第四百四十四條を準用す。裁判所の所在地又は其の近傍に居住するにあらざる辯護士は、其の同意ありたる場合に限り之を被疑者に附することを得。

被疑者に附せられたる辯護士は、被疑者か自己に向つて手数料規則の定むる所に従つて算定すべき前金を拂渡すことを以て、辯護引受の條件と爲すことを得。

其の附せられたる辯護人に對しては、選任せられたる辯護人に關する規定を準用す。

(八十二) 第四百四十條〔譯者註七十二〕に於て

(a) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

參審裁判所に於て辯論すべき事件に於て公判被告人か公安にとつて危険なる常習的犯罪人として有罪の言渡を受くるか、又は其の療養院若は養育院への收容を命せらるるものと期待すべきときは、辯護を必要とす。其の外被疑者又は其の法定代理人か辯護人の選任を申立てたるるとき、及び

重罪か審理の客體を成すとき、又は輕罪につき特に重き場合と認められたるの故を以て懲役に處せらるるものと期待すべきときには辯護を必要とす。

(b) 第四項に於て「第一項及び第二項」の字句に代ふるに「第一項、第二項及び第三項第一段」の字句を以てし、「公判開始決定」の語に代ふるに、「公判への召喚」の字句を以てし、「第三項」の次に「第二段」の字句を挿入す。

〔譯者註七十二〕 第四百四十條の現行規定左の如し。

第一審に於て大審院又は控訴院に於て、又は陪審裁判所に於て辯論すべき事件に於ては辯護を必要とす。(第二項) 爾他の事件に於て被告人か豊者若は啞者なるときは辯護を必要とす。(第三項) 區裁判所判事の面前又は參審裁判所に於て辯論すべき事件に於て、獨り累犯たるの故を以てのみ重罪たるにあらざる行爲か審理の客體を成すとき、及び被疑者若は其の法定代理人か辯護人の選任を申立てたるときには、辯護を必要とす。(第四項) 第一項及び第二項の場合に於て未だ辯護人を選任せざる被告人に對しては、被告人か第二百一條に依り起訴狀に關して辯明を爲すべきを催告せられたるとき、又はかくの如き催告の規定せられざる場合にあつては、公判被告人に對し公判開始決定の送達せられたるときに、直ちに職權を以て辯護人一人を選任すへし。本條第三項に依る申立は被告人か第二百一條に依り起訴狀に關して辯明を爲すべきの催告を受けたる後三日の期間内に之を爲

すへし。

〔八十三〕 第四百四十一條〔譯者註七十三〕に左の第二項を追加す。

被疑者か精神上若は肉體上の廢疾の故を以て、又は其の教育程度の然らしむる所として、又は事件か困難なるの故を以て、又は被疑者か自由なる身分にあらざるの故を以て、自己自身に於て自己の權利の保護を能くせざるものと認めらるる場合には、前項の處置を行ふを要す。

〔譯者註七十三〕 第四百四十一條の現行規定左の如し。

第四百四十條に記載したる以外の場合に於ても裁判所及び緊急なる事情を存するときには裁判長は申立に基き、又は職權を以て辯護人一人を選任することを得。

〔八十四〕 第四百四十四條第二項〔譯者註七十四〕に於て

(a) *Solde*〔譯者曰翻譯を不可能とす〕の文字を削除す。

(b) 次の如き第二段を追加す。

かくの如き法律家は其の事務修習の爲に配屬せしめられたる部に於ける辯護人に選任すへからす。

〔譯者註七十四〕 第四百四十四條第二項の現行規定左の如し。

判事として任用せられたるにあらざる司法官吏、竝に司法の勤務の爲の第一次試験に合格したる法

律家も亦、辯護人として選任することを得。

〔八十五〕 第四百四十五條〔譯者註七十五〕に於て第一項の次に左の第二項を挿入す。

參審裁判所に於ける公判の經過中に至つて初めて、第四百四十條第三項第一段に依り辯護を必要とする案件を存するものなること判明したるときは、裁判長は公判被告人に辯護人一人を附するを要す。公判の經過に依り輕罪につき特に重き場合の認められたるの故を以て、懲役の言渡を期待すへくして、且公判被告人又は其の法定代理人か辯護人の選任を申立てたるとき亦同し。第一項第二段を準用す。

〔譯者註七十六〕 第四百四十五條の現行規定左の如し。

辯護が必要なる場合、又は第四百四十一條に依り辯護人の選任の行はれたる場合に於て、辯護人か公判に缺席し、不時に退廷し、又は辯護を爲すことを拒絶したるときは、裁判長は直ちに公判被告人に別の辯護人を附するを要す。然れども裁判所は公判の延期を決議することをも得。(第二項)新に附せられたる辯護人か辯護の準備の爲に必要な時日を剩ささるへき旨の陳述を爲したるときは、辯論を中止若は延期すへし。(第三項)辯護人の責任に依つて延期を必要とするに至りたるときは、辯護人をして之に因つて生したる費用を負擔せしむへく、其の外辯護士服務上の懲戒を留保す。

〔八十六〕 第四百四十八條第二項〔譯者註七十七〕に於て「本手續の開始せられ」の字句に代ふるに「公

判の命せられ」の字句を以てす。

〔譯者註七十七〕 第四百四十八條第一項及び第二項の現行規定左の如し。
勾留したる被疑者に對しては辯護人との書面又は口頭に依る交通を許す。(第二項) 本手續の開始せられざる間は、其の判事に閱覽を許さざるときは、判事は書面に依る通報を拒むことを得。

(八十七) 第四百四十九條〔譯者註七十八〕は次の如き法文を執る。

第四百四十九條 公判被告人の法定代理人は起訴狀の提出後は補佐人たるを許し、其の請求ありたるときは之を審訊すへし。公判の時と場所とは此の法定代理人には特に之を通知すへし。
公判被告人か自己の夫の認許を申立てたるときは、此の夫についても亦前項に同じ。
準備的手續 *vorherstehendes Verfahren* に於てはかくの如き補佐人の認許は檢事の裁量に屬し、豫審に於ては豫審判事の裁量に屬す。

〔譯者註七十八〕 第四百四十九條の現行規定左の如し。

公判被告人の夫は公判に於て補佐人として之を認許すへく、其の請求ありたるときは之を審訊すへし。(第二項) 公判被告人の法定代理人についても亦同じ。(第三項) 準備手續 *Vorverfahren* に於てはかくの如き補佐人の認許は判事の裁量に屬す。

(八十八) 第四百五十條〔譯者註七十九〕に於て第一項に次の第二段を追加す。

手数料を確定する手續は、邦司法行政部に於て之を定む。

〔譯者註七十九〕 第四百五十條の現行規定左の如し。

辯護人に選任したる辯護士には其の爲したる辯護に對して、手数料規則の定むる所に従ひ、邦金庫より手数料を支拂ふへし。(第二項) 費用賠償の言渡を受けたる公判被告人に對する求償を留保す。

(八十九) 第四百五十三條〔譯者註八十〕に代ふるに左の規定を以てす。

第四百五十三條 違警罪は之を訴追することを公の利益とする場合に限り之を訴追す。
輕罪の場合にあつては、意見を表示するの機會を與へらるへき被害者か、明示的に異議を唱へたるにあらざる限りは、檢事は區裁判所判事の同意を得て、公訴の提起を斷念することを得、裁判所か科刑を斷念するを得へき特に輕微なる場合を存するときは、區裁判所判事の同意を以て足る。
既に訴の提起ありたるときは、意見を表示するの機會を與へらるへき被害者か明示的に異議を唱へたるにあらざる限りは、裁判所は檢事の同意を得て手續を中止することを得。違警罪を存するときは、又は輕罪につき裁判所か科刑を斷念するを得へき特に輕微なる場合を存するときは、檢事の同意を以て足る。公判に於て中止の行はれたるときは、被害者の出頭したる場合、又は公判の期日につき被害者か全然通知を與へられざりし場合に限り、被害者の意見を徴することを必要とす。此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

〔譯者註八十〕 第一百五十三條の現行規定左の如し。

犯人の責任か輕微にして、行爲の結果か重大ならざるときは、違警罪の訴追を爲さざるも、裁判所の裁判を招來するにつき公の利益を存するときは此の限にあらすこと。〔第二項〕 輕罪につき犯人の責任か輕微にして、行爲の結果か重大ならざるときは、檢事は區裁判所判事の同意を得て公訴の提起を爲さざることを得。〔第三項〕 既に公訴の提起ありたるときは、裁判所は檢事の同意を得て手續を中止することを得べく、此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

〔九十〕 第一百五十四條〔譯者註八十一〕に於て

- (a) 第一項に於て「結果たるべき刑」の次に「、附加刑及び附帶的結果又は矯正及び保安の處分」の字句を、「要する刑」の次に「、附加刑及び附帶的結果又は矯正及び保安の處分」の字句を以てす。
- (b) 第三項及び第四項に於てそれぞれ刑の語の次に「、附加刑及附帶的結果又は矯正及び保安の處分」の字句を以てす。

〔譯者註八十一〕 第一百五十四條の現行規定左の如し。

訴追の結果導くことあるべき刑か他の行爲の故を以て被疑者の既判力を以て言渡されたる刑、又は他の行爲の故を以て被疑者の期待するを要する刑に比較して重きを爲すに足らざるときは、公訴の提起を爲さざることを得。〔第二項〕 既に公訴の提起ありたるときは、裁判所は檢事の申立に基き一

時手續を中止することを得。〔第三項〕 他の行爲の故を以て既に既判力を以て宣告せられたりし刑を斟酌して、一時手續を中止したるときは、此の既判力を以て宣告せられたりし刑か後に至つて消滅したる場合に於ては、其の間に時効の完成したるにあらざる限り、手續を再始することを得。〔第四項〕 他の行爲の故を以て期待すべき刑を斟酌して、一時手續を中止したるときは、其の間に時効の完成したるにあらざる限りは、他の行爲の故を以て言渡す判決の既判力の發生後、三箇月内に手續を再始することを得。〔第五項〕 裁判所か一時手續を中止したるときは、之を再始する爲には裁判所の決議を必要とす。

〔九十一〕 第一百五十四條の次に左の規定を挿入す。

第一百五十四條 a 其の外被疑者か此の行爲の故を以て外國政府に引渡されたるとき、又は被疑者か外國に在りて、其の外國にて此の行爲の故を以て訴追せらるるときは、公訴の提起を爲さざることを得。

被疑者か他の行爲の故を以て外國政府に引渡され、且内國の訴追の結果か導くことあるべき刑、附加刑及び附帶的結果又は矯正及び保安の處分か、外國に於て被疑者の既判力を以て言渡されたるか、又は外國に於て被疑者の期待すべき刑、附加刑及び附帶的結果又は矯正及び保安の處分に比較して、重きを爲すに足らざるべき亦同し。

被疑者が刑事判決に基き國外に追放せらるる場合にあつても亦、公訴の提起を爲さざることを得。第一項乃至第三項の場合に於て既に公訴の提起ありたるときは、裁判所は検事の申立に基き一時手續を中止す。

第一百五十四條第三項乃至第五項は、第四項に於ける期間を一年とするの標準を以て之を準用す。

第一百五十四條^b 行爲の當時獨逸の裁判權か犯人に及はざるときは、國司法長官の授權ありたる場合に限り、此の犯人に對して公訴を提起することを得。此の授權は取消すことを得。

第一百五十四條^c 國內に於て犯したるにあらざる行爲（獨逸普通刑法典第五條乃至第七條）の場合にあつては、公訴の提起を爲さざることを得。國內に於ける外國の艦船若は航空機上に於て犯したる行爲についても亦同し。既に公訴の提起ありたるときは、裁判所は検事の申立に基き手續を中止することを得。

外國に於ける外國人か大逆罪、背叛罪、國軍又は國民力に對する輕罪又は獨逸の公務員に對する有罪行爲（獨逸普通刑法典第六條第一號及び第二號）を犯したるときは、國司法長官の授權ありたる場合に限り、之に對して公訴を提起することを得。外國人に對し獨逸普通刑法典第七條に依り公訴を提起すへき場合にあつても亦同し。第一百五十四條^d 第二段を準用す。

第一百五十四條^d 國內に於て犯したるにあらざるも、行爲地法に依るも該行爲の處罰せらるるの故を

以て、獨逸法上も亦有罪なる行爲（獨逸普通刑法典第七條）の場合に、左の各號の一に該當するときは公訴の提起を爲すべからず。

(一) 外國の裁判所か既判力を以て犯人を釋放したるとき、又は外國の裁判所か既判力を以て犯人に有罪の言渡を爲し、刑を執行したるか、又は之を免除したりしとき。

(二) 行爲の行はれたる國の國法上當該の行爲又は刑か時効に罹れるとき。

(三) 行爲の行はれたる國の國法上當該の行爲は被害者の請求ありたる場合に限り、又は被害者の同意を得たる場合に限り訴追せらるるものにして、然も其の請求の提出若は同意の表示なきか、又は請求若は同意か法律上有效に取消されたりしとき。

第一百五十四條^e 國內に於て犯したるにあらざる違警罪に關しては、特別の法律若は條約の之を認むる場合に限り、公訴を提起することを得。

第一百五十四條^f 獨逸國民外國に於て、獨逸法上にあつては公職就任資格又は選舉權及び表決權の喪失を言渡さるることあるへき行爲の故を以て有罪の言渡を受けたるときは、其の責任ありと認められたる場合にあつては、之に對し是等の附加刑又は其の中の一を宣告せんか爲、公訴を提起することを得。

第一百五十四條^g 獨逸國民外國に於て重罪若は故意に因る輕罪の故を以て、一年以上の自由刑の言渡

を受け、其の國內に於て有罪の言渡を受けたりしならんには、獨逸普通刑法典第七十八條の適用を是認せしめたるなるべき條件を一身に具備せるときは、其の有罪なりと認められたる場合に於ては、之に對し保安監置の處分を宣告せんか爲、公訴を提起することを得。

第五十四條^h 被疑者の不在は、本法の規定上公判被告人は公判に出席することを必要とするものなるの程度に於てのみ手續を妨ぐるものとす。

不在者に對して公判を行ふことを得るときは、證據の保全に配慮すべく、證人及び鑑定人よりは公判につき適用ある規定に従つて第五十九條及び第七十九條に規定したる保證を徴すへし。公判の命令後に至つて初めて被疑者の不在なること判明したるときは、受命判事又は受託判事を通して尙ほ必要とする證據調を行ふ。

被疑者の居所知れざるるとき、又は其の外國に居住せるときは、本法に所謂不在たるものと看做す。不在者の居所知れざるときは、公刊の新聞紙上に於て裁判所への出頭、若は其の居所の申告を爲すべき旨を催告することを得。

(九十二) 第五十六條〔譯者註八十二〕に於て「審理」の語に代ふるに「豫審」の語を以てし、「開始」の次に「又は公判の命令」の字句を挿入す。

〔譯者註八十二〕 第五十六條の現行規定左の如し。

公訴は審理の開始ありたる後は之を取消することを得ず。

(九十三) 第五十七條〔譯者註八十三〕に於て「本手續の開始の決定」に代ふるに「公判の命令」の字句を以てす。

〔譯者註八十三〕 第五十七條の現行規定左の如し。

本法に於て「被告人 *Angeschuldigter*」を稱するは公訴の提起を受けたる被疑者 *Beschuldigter*」を謂ひ、「公判被告人 *Angeschuldigter*」を稱するは本手續の開始の決定を受けたる被疑者又は被告人」を謂ふ。

(九十四) 第五十七條の次に左の章を挿入す。

第一章^a 告發、請求、同意

第五十七條^a 有罪行爲の告發 *Anzeige* は檢事、警察及び保安の勤務の官廳及び官吏及び區裁判所に口頭又は書面を以て之を爲すことを得。口頭を以てする告發は之を録取すへし。

第五十七條^b 有罪行爲か請求 *Verlangen* ありたる場合に限り訴追せらるるときは、法律に別段の規定を存せざる限りは、被害者に於て此の請求を爲すことを得。

被害者が死亡したるときは行爲は被害者の配偶者又は子の請求ありたる場合に限り之を訴追し、被

害者か配偶者及び子の何れをも残さざりしとき、又は配偶者及び子が請求を爲すにつき遵守することを必要とする期間の経過するに先たちて死亡したるときは、被害者の父母、祖父母、孫又は兄弟姉妹の請求に基きて之を訴追す。被害者か明示的に刑事訴追の請求を爲すを欲せざるの意思を表示したる場合に於ては、行爲を訴追せず。獨逸普通刑法典第三百二十二條の場合に於ては、刑事訴追の請求を爲す権利は、被害者の配偶者の死亡と同時に消滅す。

請求を爲すの権利を有する者行爲無能力者なるか、又は未成年者なるときは、法定代理人を通して此の権利を行使す。滿十八歳に達したる未成年者は、獨立しても亦刑事訴追を請求することを得。

第二百五十七條。〔原註〕團體、法人、權利能力を有せざる社團又は其の資格に於て民事訴訟に於て訴ふることはさる會社か請求を爲すの權利を有するときは、法律又は規約上代理の權利を有する者に於て請求を爲す。

〔原註〕本條の規定中に於て列擧たる結合體の受動的侮辱 *passive Beleidigungsfähigkeit* は、刑法典中に於て明示的に之を規定するを要すへし。

第二百五十七條 d 上官の請求に基きて行爲を訴追するときは、行爲の當時當該の公務員の上官たりし官吏、及び此の官吏か退職したりしときは、其の服務上の後任者は請求を爲すの權利を有す。國政府の構成員の場合に於ては國政府、邦政府の構成員の場合に於ては邦政府は請求を爲すの權利

を有す。

官吏にあらざる公務員、及び公務員と同視せらるる者の場合に於ては、其の服務したりし官廳、及び本人か何れの官廳にも服務することなかりし場合に於ては、國家の監督官廳は請求を爲すの權利を有す。

權限ある官廳の請求に基きて行爲を訴追するときは、此の權限ある官廳は國政府に於て參議院の同意を得て制定すへき命令に依つて定めらるるものとす。

第二百五十七條。請求は區裁判所、又は檢事局には書面又は調書を以て爲すべく、警察及び保安勤務の官廳には書面を以て爲すを要す。

第二百五十七條 f 法律に別段の規定を存せざる限りは請求は三箇月内に限り之を爲すことを得。此の期間は權利者か行爲及び其の關係者の一人たりとも的人物を知りたるときより其の進行を開始す。法律又は規約に依つて其の任を有する代表者、又は上官か請求を爲すときは、此の代表者又は上官の知得の時期を以て標準とす。

被害者の死亡の結果刑事訴追を爲すの權利か他人に移轉したるときは、此の他人にとつては期間は早くも第一の權利者の死亡後三箇月にして滿了す。

有罪行爲の訴追か其の所犯後に至つて施行せられたる法律に依つて初めて、請求ありたることを訴

追の條件とするに至りたる場合に於て、此の法律の施行當時第二項及び第二項に規定したる期間の全部が既に満了し居たるか、又は其の一部が経過し居たりしときは、尙ほ三箇月内は請求を爲すことを得。

此の期間の懈怠に對しては原狀回復を許さず。

第五百七條^g 交互的に犯したる、請求ありたる場合に限り訴追せらるべき行爲が相牽聯する場合に權利者の一方が相手方の刑事訴追を請求したるときは、相手方は第一審の判決の言渡あるまでは、請求の爲の期間が既に経過したるか、又は既に請求の拋棄せられたりし場合にあつても尙ほ刑事訴追を請求することを得。

第五百七條^h 當該の行爲に關與したる者は、假令請求が其の中の一人に對して指向せられたるに止まる場合にあつても尙ほすへて訴追せらるるものとす。

第五百七條ⁱ 請求は刑を宣告する判決の尙ほ未だ言渡されざる間は、之を取下くることを得。

取下は行爲に關與せるすへての者の利益に於て效力を及ぼすものとす。
請求を取下けたる者は再び請求を爲すことを得ず。

第五百七條^k 有罪行爲が被害者の同意ありたる場合に限り訴追せらるるときは、第五百七條^b 第五百七條^c 及び第五百七條^hを準用す。

此の同意は取消すことを得ず。一度同意を拒絶したるときは、後に至つてもはや之を與ふることを得ず。

第五百七條^l 同意は區裁判所又は検事局には書面を以て、又は調書を以てして表示すべく、警察及び保安勤務の官廳には書面を以て表示するを要す。

第五百七條^m 検事は訴追を爲すに被害者の同意を必要とすべき有罪行爲の嫌疑を知悉したるときは、遲滞なく、權利者は刑事訴追に同意を與へんことを欲するや否やの點に關する權利者の意思表示を求むるを要す。検事は權利者に向つて期間内に明示的に同意を表示せざるときは、同意は拒絶せられたるものと看做すべき旨の指示を以て、此の意思表示を爲す爲に期間を指定することを得。此の期間は二週間を下るへからず。また三箇月を超ゆることを得ず。權利者が確定したる期間内に意思表示を爲さるときは、同意を拒絶せられたるものと看做す。

(九十五) 第五百十八條〔譯者註八十四〕を削除す。

〔譯者註八十四〕 第五百十八條の現行規定左の如し。

有罪行爲の告發又は刑事訴追の申立は検事局、警察及び保安勤務の官廳及び官吏、及び區裁判所に口頭又は書面を以て爲すことを得。口頭を以てする告發は之を録取するを要す。(第二項)申立ありたる場合に限り訴追を行ふべき有罪行爲の場合にあつては、裁判所若は検事局には書面を以て、又

は調書を以てして申立を爲すべく、爾他の官廳には書面を以て申立を爲すを要す。

(九十六) 第五百五十九條第二項〔譯者註八十五〕に於て

(a) 「埋葬」*Bestattung* の語に代ふるに「葬儀」*Bestattung* の語を以てす。

(b) 第二段として左の規定を追加す。

火葬は検事又は區裁判所判事の特別なる許可を必要とす。

〔譯者註八十五〕 第五百五十九條の現行規定左の如し。

人か不自然なる死を遂けたるについての根拠を存するとき、又は身許不詳の者の屍體の發見せられたるときは、警察及び市町村官廳は即時に検事又は區裁判所判事に告發を爲すの義務を負ふ。(第二項) 埋葬は検事又は區裁判所判事の許可書に基きてのみ之を行ふことを得。

(九十七) 第六十條〔譯者註八十六〕に左の第三項を追加す。

検事の調査は刑の量定、特に刑の條件付免除及び矯正及び保安の處分の命令について重大なる意義を有する事情にも及ぶへし。

〔譯者註八十六〕 第六十條の現行規定左の如し。

検事は告發に因り又は其の他の方法に於て有罪行爲の嫌疑を知りたるときは、公訴を提起すべきや否やの點に關する自己の決意の爲に事實關係を究明するを要す。(第二項) 検事は獨り歸責の爲のみ

ならず、また免責の爲に資せらるべき事情をも調査し、滅失を懸念するの必要ある證據を擧ぐるに配慮するを要す。

(九十八) 第六十一條〔譯者註八十七〕に於て

(a) 「宣誓訊問を除外して」の字句を削除す。

(b) 左の第二項を追加す。

第六十條第三項に記載したる目的の爲に検事は司法補助の援助を利用することを得。

〔譯者註八十七〕 第六十一條の現行規定左の如し。

前條に記載したる目的の爲に検事はあらゆる官公署より報告を要求し、宣誓訊問を除外して各種の調査を或は自ら行ひ、或は警察及び保安勤務の官廳及び官吏を通して行はしむることを得。警察及び保安勤務の官廳及び官吏は検事の囑託若は命令を果すの義務を負ふ。

(九十九) 第六十二條第一項〔譯者註八十八〕に左の第二段を追加す。

検事は自己の所在地たる區裁判所の管轄區域外に於て訊問を行ふとき、證據方法の滅失を懸念すべきとき、又は證人若は鑑定人か第五十九條及び第七十九條に依る保證を爲すとき、又は判事の檢證の實施と相關聯して訊問を行ふべきときに限り、區裁判所判事に證人又は鑑定人の訊問を求むる申立を爲すへし。

〔譯者註八十八〕 第六十二條の現行規定左の如し。

検事か判事の審理行爲 *richtliche Untersuchungsleitung* の實施を必要なるものと認めたる場合は、此の行爲を行ふべき地を管轄する區裁判所判事に其の申立を爲す。(第二項) 區裁判所判事は場合の事情上申立ありたる行爲を適法とするや否やを審査するを要す。

(百) 第六十二條の次に左の規定を挿入す。

第六十二條 a 誣告 (獨逸普通刑法典第九十二條) に基く手續は其の歸罪 *Anschuldigung* の結果として手續の繫屬する間は、開始し若は續行することを得す。

侮辱 (獨逸普通刑法典第三百十七條、第三百十九條及び第三百二十條) に基く手續についても、侮辱か有罪行爲の非難に於て成立し、且此の有罪行爲に基きて手續の繫屬せるときは亦前項の規定を準用す。

(百一) 第七十一條〔譯者註八十九〕に於て「自己の許に」より「申立」に至るまでに代ふるに「告發」の語を以てし、「申立人」に代ふるに「告發人」を以てす。

〔譯者註八十九〕 第七十一條の現行規定左の如し。

・ 検事が自己の許に提出ありたる公訴の提起を求むる申立に應せざるべきとき、又は検事が調査の終結後に至つて手續の中止を命じたるべきときは、検事は理由を開示して申立人に之を通知するを要す。

(百二) 第七十二條〔譯者註九十〕に於て

(a) 第二項に於て「申立人」に代ふるに「告發人」の語を以てす。

(b) 第二項の次に左の第二項を挿入す。

検事の上官に對する抗告の爲の期間は、検事の許に抗告を爲すことに依つても亦之を遵守することを得。

(c) 第三項 (從來の第二項) 第一段に於て「申立」の前に「裁判所の裁判を求むる」の字句を挿入す。
〔譯者註九十〕 第七十二條の現行規定左の如し。

申立人が同時に被害者なるときは、申立人は告知後二週間に此の判決に對し検事の上官に抗告を爲すの權限を有するものとし、其の却下の判決に對しては告知後一箇月内に裁判所の裁判を求むる申立を爲すの權限を有す。(第二項) 此の申立には公訴提起の根據となるべき事實と證據方法を開示するを要するものとし、尙ほ辯護士に於て之に署名するを要す。此の申立は裁判につき管轄權を有する裁判所に提出すへし。(第三項) 大審院に屬する事件に於ては大審院、爾他の事件に於ては控訴院是か裁判の權限を有す。

(百三) 第七十八條〔譯者註九十一〕に左の第三項を追加す。

検事は第二項の場合に於ては事件の範圍又は意義上豫審を必要と認むるとき、又は療養院若は養育

院への收容又は保安監置を命ぜらるるものと期待すべきときに限り、豫審を求むる申立を爲すへし。

〔譯者註九十一〕 第七十八條の現行規定左の如し。

豫審は大審院、控訴院又は陪審裁判所の管轄に屬する刑事事件に於て之を行ふ。(第二項) 區裁判所の管轄に屬する事件に於ては、違警罪を除き、左の各號の一に該當する場合に豫審を行ふ。(一) 檢事か之を申立てたる時、(二) 被告人か起訴狀に關する辯明(第二百一條)中に於て之を申立て、且其の辯護の準備の爲に豫審を必要と認むべき重大なる理由を主張したるとき。

(百四) 第八十八條〔譯者註九十二〕に於て

(a) 第三項第二段に於て「關係人に於て」の字句に代ふるに「審理に關係したる者に於て」の字句を以てす。

(b) 左の第四項を追加す。

廣汎なる範圍に互る筆記、特に證人及び鑑定人の供述及び檢證の結果に關する筆記は、普通に行はるる速記の方法に於て調書の附録として錄取することを得。此の場合に於ては附録は關係人に讀聞かすべく、調書作成人に於てのみ署名を爲すへし。關係人に讀聞かせたること、是認の行はれたること、又は如何なる異議の申立ありたるやを調書中に記載すへし。辯論の終結後には遲滯なく此の

調書の附録を通常の文字に翻譯し、調書作成人に於て之に認證すへし。此の翻譯は爾後の手續については附録に代る。翻譯の不實なるの立證は何時たりとも之を許す。

〔譯者註九十二〕 第八十八條の現行規定左の如し。

審理行爲に關してはすへて調書を作成すへし。調書は豫審判事及び調書作成人に於て之に署名すへし。(第二項) 調書には審理の場所と時、並に之に參與し、若は關係したる者の姓名を記載し、手續上の主要なる形式を遵守したりや否やを明かならしむるを要す。(第三項) 調書は其の本人に關する限り審理に關係したる者に向つて是認せしめんか爲に讀聞かすべく、又は本人の閲讀の爲に呈示すへし。是認の行はれたるときは其の旨を記載すべきものとし、調書は關係人に於て署名するか、又は其の何故に署名を存せざるやを調書中に記載すへし。

(百五) 第九十條〔譯者註九十三〕は左の如き法文を執る。

豫審に於ける調査の範圍に對しては第六十條第二項及び第三項を準用す。

豫審は公判を命ずべきや否や、又は被告人を免訴すべきや否やの點に關する裁判の根據を與へんか爲に必要とする所より以上に互るへからす。

〔譯者註九十三〕 第九十條の現行規定左の如し。

豫審は本手續を開始すべきや否や、又は被告人を免訴すべきや否やの點に關する裁判の根據を與へ

んか爲に必要とする所より以上に互るへからず。(第二項) 公判にとつて滅失を懸念すべき證據、又は被告人の防禦の準備の爲に調査を必要なりと認めらるる證據も亦、豫審に於て取調ふへし。

(百六) 第九十七條の次に新に左の規定を挿入す。

第九十七條 a 豫審の結果が管轄裁判所に於てする公判を命ずる爲に充分なる理由を與ふる限りは、檢事は豫審の終結後管轄裁判所に於てする公判を命令せんことを申立つるものとし、然らざる場合には被告人を免訴せんことを申立つるものとする。

被告人の不在又は被告人が行爲後に至つて精神病となりたるの事情か、爾後の手續を妨ぐるときは、檢事は一時手續を中止せんことを申立つるものとする。

公判の命令を求むる申立は起訴狀を提出することに依つて之を爲す。

(百七) 第二編第四章の表題〔譯者註九十四〕は次の如く改む。

公判の命令に關する裁判。

〔譯者註九十四〕 現行刑事訴訟法第二編第四章の表題は左の如し。

本手續の開始に關する裁判。

(百八) 第九十八條及び第九十九條〔譯者註九十五〕を削除す。

〔譯者註九十五〕 第九十八條及び第九十九條の現行規定左の如し。

第九十八條 豫審を行ひたるときは、大審院又は控訴院の管轄に屬する事件に於てはそれぞれ此の裁判所、其の場合にあつては地方裁判所は、本手續を開始すべきや否や、又は被告人を免訴すべきや否や、又は一時手續を中止すべきや否やに關して裁判を爲す。(第二項) 檢事は前項の目的の爲に自己の申立を具して、一件記録を裁判所に提出す。本手續の開始を求むる申立は起訴狀を提出することに依つて之を行ふ。

第九十九條 豫審を行ふことなくして檢事が起訴を爲すときは、一件記録を具して起訴狀を區裁判所判事の許に提出すへし。

(百九) 第二百條〔譯者註九十六〕は次の如き法文を執る。

第二百條 起訴狀(第七十條、第九十七條 a) は行爲の法定の標識と、適用すべき罰則とを擧示して、被告人の責任とせらるる行爲を表示すへし。法定の標識の記載に代ふるに單純なる法律上の觀念を以てすることを得。輕罪につき特に重き場合と認められたるの故を以て懲役に處せらるべきこと、又は被告人が公安にとつて危険なる常習的犯罪人として有罪の言渡を受くべきこと、又は其の療養院若は養育院への收容を命せらるべきことを期待すべきとき、は此の旨を起訴狀中に擧示すへし。其の外起訴狀には證據方法及び公判の行はるべき裁判所を開示すへし。

豫審を行ひたるときは其の外其の行はれたる調査の主要なる結果を起訴狀中に記載すへし。豫審を

行ひたるにあらざるも重罪か起訴の客體を成すとき、又は輕罪につき特に重き場合と認められたる故を以て、懲役に處せらるるものと期待すべきとき、又は第二の區裁判所判事の參與を求むる申立ありたるべき亦同し。爾他の事件に於ては調査の主要なる結果を起訴狀中に記載することを得。調査の主要なる結果を起訴狀中に記載したるときは、刑の量定につき重要なる事情(第六十條第三項)をも開示すへし。

〔譯者註九十六〕 第二百條の現行規定左の如し。

起訴狀は行爲の法定の標識と適用すべき罰則とを舉示して、被告人の責任とせらるる行爲を表示すへく、並に證據方法及び公判の行はるべき裁判所を開示するを要す。(第二項)大審院、控訴院又は陪審裁判所に於て審理すべき刑事事件に於ては其の外、其の行はれたる調査の主要なる結果を起訴狀中に記載すへし。參審裁判所に於て又は區裁判所判事の面前に於て審理すべき刑事事件に於ても、重罪か起訴の客體を成すとき、又は豫審を行ひたるべき亦同し。爾他の事件に於ては調査の主要なる結果を起訴狀中に記載することを得。

(百十) 第二百條の次に左の規定を挿入す。

第二百條 a 豫審を行ふことなくして檢事か起訴を爲したるときは、檢事は一件記録を具して起訴狀を區裁判所判事の許に提出するを要す。

豫審を行ひたるときは、檢事は一件記録を具して其の申立(第九十七條 a)を大審院又は控訴院の管轄に屬する事件に於てはそれぞれ此の裁判所に、爾他の事件に於ては地方裁判所に提出す。

(百十一) 第二百一條〔譯者註九十七〕に於て

(a) 第一項に代ふるに次の規定を以てす。

豫審を行ひたるときは、此の裁判所の裁所長は起訴狀を被告人に通知し、同時に之に對し指定すへき期間内に被告人は公判に先たち個々の證據調の舉行を申立てんことを欲するや否や、公判の命令に對し異議を申立てんことを欲するや否やを表示すへき旨を催告するを要す。豫審を行ふことなかりしも然も調査の結果を起訴狀中に記載したるときは亦同しとし(第二百條第二項第二段第三段)、此の場合に於ては同時に被告人に向つて被告人は豫審を申立てんことを欲するや否やの表示を爲すへき旨を催告すへし。

(b) 第二項を削除す。

〔譯者註九十七〕 第二百一條の現行規定左の如し。

裁判長は被告人に起訴狀を通知し、同時に之に向つて指定すへき期間内に被告人は豫審を申立てんことを欲するや否や、又は公判前に於ける個々の證據調の舉行を申立てんことを欲するや否や、又は本手續の開始に對し異議を申立てんことを欲するや否やを表示すへき旨を催告するを要す。此の

規定は參審裁判所に於て又は區裁判所判事の面前に於て審理すべき事件に於ては、重罪か起訴の客體を成すとき、又は輕罪にして調査の結果を起訴狀中に記載せられたるものに關するときに限り之を適用するも、是等の場合に於て豫審を行はざりしときは、同時に被告人に向つて被告人は豫審を申立てんことを欲するや否やを表示すべき旨を催告すへし（第二項）此等の申立及び異議に關しては裁判所決定を爲す。被告人か豫審を申立てたるときは、區裁判所判事は豫審を開始すべきや否やに關する裁判の爲検事の仲介を通して、被告人の申立を具して一件記録を地方裁判所に提出するを要す。此の決定に對する不服申立は第八十二條第一項及び第八十三條に於ける規定の定むる所に従つてのみ之を許す。

（百十二） 第二百二條乃至第二百七條〔譯者註九十八〕に代ふるに左の規定を以てす。

第二百二條 豫審を行はざりしときは、區裁判所判事は被告人の申立及び異議に關して裁判を爲す。區裁判所判事が被告人の證據調の申立を却下したるときは、區裁判所判事は被告人に向つて被告人は公判に於て此の申立を繰返すを得ること、證據方法も亦直接之を調達するを得べきこと、特に證人及び鑑定人を直接に召喚し得るものなることを指示すへし。被告人か豫審を申立てたるときは、區裁判所判事は此の點に關する裁判の爲、検事の仲介を通して被告人の申立を具して一件記録を地方裁判所に提出するを要す。此の決定に對しては第八十二條第一項及び第八十三條の規定の定

むる所に従つてのみ不服を申立つることを得。

事件を一層よく闡明する爲に區裁判所判事は職權を以てしても個々の證據調を命ずるを得るも、決定の執行は之を檢事に囑託することを得。區裁判所判事が豫審を必要と思料したるときは、豫審を開始すべきや否やの點に關する裁判の爲、検事の仲介を通して自己の見解の理由とする所を具して一件記録を地方裁判所に提出するを要す。此の決定に對しては不服を申立つることを得す。

第二百三條 被告人か行爲につき充分なる嫌疑あるものと認めらるるときは、區裁判所判事は公判を命じ、同時に職權を以て未決勾留の存續に關して決定を爲す。區裁判所判事が公判の命令を却下したるときは、此の決定には理由を附することを必要とす。

區裁判所判事か上級裁判所の管轄權樹立せらるるものと思料したるときは、裁判の爲検事の仲介を通して一件記録を此の裁判所に提出するを要す。

第二百四條 豫審行はれたるときは、裁判所は被告人の申立と異議とに關して裁判を爲すも、裁判長は獨立して個々の證據調の申立を許すことを得。第二百二條第一項第二段、第四段を準用す。事件を一層よく闡明せんか爲に裁判所は豫審の補完を命ずることを得。

此の決定に對しては不服を申立つることを得す。

第二百五條 裁判長檢事の申立と一致して、被告人を以て當該の行爲につき充分嫌疑あるものと思料し

たるべき、又は釋放の場合につきて被告人を療養院若は養育院に收容することを、公安の利益上必要なるものと認めたるときは、管轄裁判所に於ける公判を命ず。裁判長はまた検事か之を申立てたるときは、一時手續を中止することを得。

裁判長懸念を懐くとき、又は検事の申立に異なる處置を爲さんと欲するときは、裁判所の裁判を招來するを要す。被告人か未決勾留中なるか、又は一時拘置せらるるとき亦前段に同じく、此の場合に於ては裁判所は職權を以て未決勾留又は一時拘置の存続に關して決定を爲すを要す。被告人を免訴すべきの申立に關しては常に裁判所是か裁判を爲すものとし、此の決定には理由を附し、且被告人に告知すへし。

〔譯者註九十八〕 第二百二條乃至第二百七條の現行規定左の如し。

第二百二條 事件を一層よく闡明せんか爲、裁判所は豫審の補完を命ずることを得。(第二項) 區裁判所判事事件を一層よく闡明せんか爲に豫審を必要と思料したるときは、豫審を開始すへきや否やに關する裁判の爲、檢事の仲介を通して自己の意見の理由とする所を具して一件記録を地方裁判所に提出するを要す。(第三項) 個々の證據調は區裁判所判事に於ても之を命ずることを得。(第四項) 此の決定に對しては不服申立を許さず。

第二百三條 裁判所は豫審の結果上、又は豫審を行はざりしときは準備的手續の結果上、被告人

を以て有罪行爲につき充分嫌疑あるものと認めたるときは、本手續の開始を決定す。

第二百四條 裁判所か本手續を開始せすと決定したるときは、此の決定か事實上の原因に基くものなりや、はたまた法律上の原因に基くものなりやを、決定自體につき明白ならしむるを要す。(第二項) 其の豫審を行ひたる場合に於ては、被告人を免訴するを要する旨を宣告すへし。(第三項) 此の決定は被告人に告知すへし。

第二百五條 被告人の不在又は被告人か行爲後に至つて精神病に罹りたるの事情か、爾後の手續を妨ぐるときは、手續の一時中止を決定することを得。

第二百六條 裁判所は決定を爲すに當つて檢事の申立に羈束せらるることなし。

第二百七條 本手續を開始する決定中に於ては、行爲の法定標識と適用すへき罰則とを舉示して此の公判被告人の責任とせらるる行爲、並に公判の行はるべき裁判所を表示すへし。

(百十二) 第二百八條〔譯者註九十九〕に於て

- (a) 第一項に於て「本手續の開始を決定」に代ふるに「公判を命」の字句を以てす。
- (b) 第二項に次の第二段を追加す。
此の申立に關しては裁判所是か裁判を爲すものなるも、裁判長は獨立して個々の證據調の申立を許すことを得。

〔譯者註九十九〕 第二百八條の現行規定左の如し。

検事か被告人を免訴せんことを申立てたるも、裁判所は本手續の開始を決定したるときは、検事は此の決定と一致する起訴狀を提出するを要す。(第二項) 第二百一條の規定は此の場合にも亦適用するも、被告人か公判前に個々の證據調の實行せられんことを申立てんと欲するや否やの表示を求むる催告のみに止むべし。

(百十四) 第二百九條乃至第二百十一條〔譯者註百〕は次の如き法文を執る。

第二百九條 大審院はすべての裁判所に於ける公判を命ずることを得べく、控訴院及び地方裁判所は其の管轄区域内のすべての裁判所に於ける公判を命ずることを得。

控訴院又は地方裁判所か上級裁判所の管轄權樹立せらるるものと認めたるときは、裁判の爲検事の仲介を通して一件記録を此の裁判所に提出すべし。

第二百十條 公判を命じたる處分に對しては公判被告人に於て不服を申立つることを得ず。

公判の命令を却下し、又は検事の申立とは異りて下級裁判所に於ける公判を命じたる決定に對しては、検事は即時抗告を爲すの權限を有す。

第二百十一條 もはや取消すことを得へからざる決定を以て公判の命令を却下したるときは、訴は新なる事實又は證據方法に基きてのみ再始することを得。

〔譯者註百〕 第二百九條乃至第二百十一條の現行規定左の如し。

第二百九條 地方裁判所は何れの審級の判決裁判所に於ける本手續をも開始することを得るも、大審院に於ける本手續を開始することを得ず。地方裁判所か大審院の管轄權樹立せらるるものと認めたるときは、裁判の爲検事の仲介を通して一件記録を此の裁判所に提出す。(第二項) 區裁判所判事自己の許に提出ありたる事件か區裁判所の管轄を超過するものと認めたるときは、裁判の爲検事の仲介を通して一件記録を地方裁判所に提出するを要す。

第二百十條 本手續を開始したる決定に對しては公判被告人に於て不服を申立つることを得ず。

(第二項) 本手續の開始を却下し、又は検事の申立とは異りて下級裁判所への移送を言渡したる決定に對しては、検事は即時抗告を爲すの權限を有す。

第二百十一條 もはや取消すことを得へからざる決定を以て、本手續の開始を却下したるときは訴は新なる事實又は證據方法に基きてのみ再始することを得。

(百十五) 第二百十二條〔譯者註百一〕は次の如き法文を執る。

第二百十二條 區裁判所に於ては被疑者か承知したるか、又は檢束の結果被疑者か裁判所に引致せられたるか、又は違警罪の故のみを以て訴追せらるる場合にあつては、書面を以て起訴することなく、且特別なる命令を必要とすることなくして公判に進むことを得。起訴の主要なる内容は召喚狀中に

記載すべく、召喚の行はれざる場合に於ては公判始末書中に録取すへし。
判決の未だ言渡されざる間は、事件が専ら違警罪に關するにあらざる限りは、裁判所は此の手續に於て審理を爲すに適せざるものとして、事件を檢事に差戻すことを得べく、此の差戻の行はれたるときは、公訴は提起せられざるものと看做す。此の決定に對しては不服を申立つることを得ず。

〔譯者註百一〕 第二百十二條の現行規定左の如し。

區裁判所判事の面前又は參審裁判所に於ては被疑者が自發的に出頭したるとき、又は檢束の結果裁判所に引致せられたるとき、又は違警罪に基きてのみ訴追せらるるときには、書面を以て起訴することなく、且本手續の開始に關する裁判なくして公判に進むことを得。起訴の主要なる内容は自發的の出頭又は引致の場合に於ては公判始末書中に、然らざる場合には被疑者の召喚狀中に録取すへし。

〔百十六〕 第二百五五條〔譯者註百二〕に代ふるに次の規定を以てす。

公判被告人に對して豫め起訴狀を送達したるにあらざる限りは、召喚狀と同時に起訴狀を送達すへし。

〔譯者註百二〕 第二百五五條の現行規定左の如し。

本手續の開始に關する決定は遅くも召喚狀と共に公判被告人に送達すへし。

〔百十七〕 第二百十六條〔譯者註百三〕に次の第三項を追加す。

不在者（第五十四條h第三項）の召喚狀には、公判被告人の姓名、及び其の知れ居たる限りは洗禮名、年齢、身分、營業及び住所若は居所の記載、公判被告人の責任とせらるる行爲の表示、並に公判の場所及び時日の記載を包含するを要す。

〔譯者註百三〕 第二百十六條の現行規定左の如し。

自由なる身分にある公判被告人の召喚は、其の辯解せずして闕席したる場合には勾留又は引致の行はるべきを警告して、書面を以て之を行ふ。第二百三十二條の場合に於ては警告を存せざることを得。（第二項）自由なる身分にあらざる公判被告人の召喚は、第三十五條に従つて公判期日を告知することに依つて行ふ。其の際公判被告人に向つて公判についての自己の辯護に關して申立を爲すを要するや否や、若し申立を爲すを要すときは如何なる申立を爲すを要するやを問ふへし。

〔百十八〕 第二百十七條〔譯者註百四〕に於て第二項に於て、「本手續の開始に關する決定の朗讀」の字句に代ふるに、「本案に關する本人の訊問」の字句を以てす。

〔譯者註百四〕 第二百十七條の現行規定左の如し。

召喚狀の送達と公判の期日との間には一週間以上の期間を存するを要す。（第二項）此の期間を遵守せざりしときは、本手續の開始に關する決定の朗讀の始まらざる間は、公判被告人は辯論の延期を

請求することを得。

(百十九) 第二百十九條第一項〔譯者註百五〕に次の第三段を追加す。

第二百二條第一項第二段を準用す。

〔譯者註百五〕 第二百十九條第一項の現行規定左の如し。

公判被告人か公判の爲証人又は鑑定人の召喚又は其の他の證據方法の調達を請求するときは、公判被告人は證據を擧げんとする事實を開示して、自己の申立を裁判長に提出するを要す。之に基きて爲したる處分は公判被告人に告知すへし。

(百二十) 第二百二十三條〔譯者註百六〕に於て

(a) 第一項に於て第二段を削除す。

(b) 第二項の次に左の第三項を追加す。

第五十九條及び第七十九條に於て規定したる保證は、其の認めらるる限りは之を徴すへく、第六十一條第四號、第六十二條第二號及び第六十三條の場合に於ては裁判所は、保證を徴するの件に關して裁判を爲すを要す。第六十四條に依る供述の宣誓は裁判所之を命するも、宣誓は第一項の場合に於ては受命判事の面前に於て行ふを得へく、爾他の場合に於ては裁判所に於てのみ行ふことを得。

〔譯者註百六〕 第二百二十三條の現行規定左の如し。

公判に於ける証人又は鑑定人の出頭か長期間若は不定の期間、疾病若は廢疾又は其の他除去すへからざる差支に因つて碍けらるるときは、裁判所は受命判事若は受託判事に依る是か訊問を命令することを得。此の訊問は宣誓を認めらるる限りは、宣誓の上にて行ふ。(第二項)距離の著しき遠隔の故を以て出頭の特に困難とせらるるべき証人又は鑑定人を訊問すへきとき亦前項に同し。

(百二十一) 第二百二十四條第一項〔譯者註百七〕に於て、「檢事、公判被告人及び辯護人」の語に代ふるに「關係人」の語を以てす。

〔譯者註百七〕 第二百二十四條第一項の現行規定左の如し。

此の訊問の目的の爲に指定せられたる期日は、遅延するに於ては危險なるの故を以て實行不可能なるによらざる限りは、豫め檢事、公判被告人及び辯護人に通知するを要するも、訊問の際は等の者在廷することは必要ならず。作成したる調書は檢事及び辯護人に呈示すへし。

(百二十二) 第二百二十五條の次に左の規定を挿入す。

第二百二十五條 檢事は當該の行爲に因る被害者に公判の期日を通知すへし。

法律の規定に従ひ申立ありたるときは有罪の言渡の公告を命令することを必要とする場合に於ては、檢事は申立権利者に公判の期日を通知するを要す。

被害者又は申立権利者か公判に呼出されたる時、又は第二項の場合に於ては申立か既に公判に先立ちて提出せられたりしときは通知を必要とせず。

(百二十三) 第二百二十九條及び第二百三十條〔譯者註百八〕は次の如き法文を執る。

第二百二十九條 中斷せられたる公判が一週間内に續行せられざる時は、新に之を開始するを要す。

第二百三十條 公判被告人は法律に別段の規定を存せざる限りは、公判に出席することを必要とす。

裁判所は何時たりとも公判被告人自身の出頭を命令するの權限を有す。

公判被告人か適法なる召喚にも拘らず、充分なる辯解なくして闕席したるときは、勾引命令

Vorführungsbefehl 又は勾留命令を以て其の出頭を強制することを得。

〔譯者註百八〕 第二百二十九條及び第二百三十條の現行規定左の如し。

第二百二十九條 中斷したる公判は中斷後遅くも四日目には續行するを要するものとし、之に反する場合には新に手續を開始すへし。

第二百三十條 闕席したる公判被告人に對しては公判を行はす。(第二項) 公判被告人の闕席か充分に辯解せられざる時は引致を命すへく、又は勾留命令を發すへし。

(百二十四) 第二百三十一條〔譯者註百九〕第二項に於て、「公判被告人の闕席の儘」の字句に代ふるに「公判被告人なくして」の字句を以てす。

〔譯者註百九〕 第二百三十一條の現行規定左の如し。

出頭したる公判被告人は公判より退廷することを得す。裁判長は退廷を防止する爲に適當なる處置を爲すことを得へく、尙ほ公判の中斷中公判被告人を監禁せしむることをも得。(第二項) 其の然るに拘らず公判被告人か退廷したるとき、又は中斷したる公判の續行に際し公判被告人か闕席したるときは、起訴に關する本人の訊問既に行はれ、裁判所は是以上本人の在廷を必要とせざるものと認めたる限りは、公判被告人闕席の儘公判を終結せしむることを得。

(百二十五) 第二百三十二條〔譯者註百十〕に於て第一項は次の如き法文を執る。

公判被告人か適法なる召喚にも拘らず闕席したるときは、行爲か單に罰金のみを以て處罰せらるるに止まるか、又は之に沒收若は廢棄處分を伴ふに過ぎざる限りは、公判被告人なくして審理することを得。

〔譯者註百十〕 第二百三十二條第一項の現行規定左の如し。

公判被告人の闕席の場合に於て、審理の客體を成す行爲か單に罰金、拘留又は沒收の何れか一を以て、又は互に併科して處罰せらるるに止まるときは、公判に進むことを得。

(百二十六) 第二百三十三條第一項〔譯者註百十一〕に於て

(a) 第一段に於て「區裁判所判事の面前及び參審裁判所」の字句に代ふるに、「區裁判所」の語を以

(b) 第二段に於て「獨り累犯の故を以てのみ重罪たるにあらざる」の字句を削除す。

〔譯者註百十一〕 第二百三十三條第一項の現行規定左の如し。

公判被告人は區裁判所判事の面前及び參審裁判所に於ける手續に於ては、自己の申立に基き公判に出頭するの義務の免除を受くることを得。獨り累犯の故を以てのみ重罪たるにあらざる重罪の場合にあつては此の規定を適用せず。

(百二十七) 第二百三十四條〔譯者註百十二〕に左の第二段を追加す。

親屬も亦公判に於て不在者(第百五十四條h第三項)の代理人たるを許し、委任を必要とすることなし。

〔譯者註百十二〕 第二百三十四條の現行規定左の如し。

公判被告人の出頭を俟つことなくして公判を行ふことを得べき限りは、公判被告人は委任狀を有する辯護人を以て自己を代理せしむるの權限を有す。

(百二十八) 第二百三十四條の次に左の規定を挿入す。

第二百三十四條a 公判被告人なくして審理を爲すことを得る場合に於て、公判被告人が全然公判に出席せざりしときは、第二百七十五條aの規定を留保して、罰金又は三箇月以下の自由刑の何れか

一若は兩者の併科より重き刑、及び公職就任資格又は選舉權及び表決權の喪失を言渡すことを得す。尚ほ矯正及び保安の處分を命し、又は之を許すものと宣告することを得す。

(百二十九) 第二百三十六條〔譯者註百十三〕を削除す。

〔譯者註百十三〕 第二百三十六條の現行規定左の如し。

裁判所は常に公判被告人の自身の出頭を命し、勾引命令若は勾留命令に依つて之を強制するの權限を有す。

(百三十) 第二百三十九條第一項〔譯者註百十四〕に於て

(a) 第一段に代ふるに左の規定を以てす。

裁判長は檢事又は辯護人の申立ありたるときは證人及び鑑定人又は其の各個の訊問を檢事及び辯護人に一任することを得。檢事及び辯護人の一致したる申立ありたるときは、裁判長は檢事及び辯護人に向つて檢事及び公判被告人の指名したる證人及び鑑定人又は其の各個の訊問を一任するを要す。

(b) 第三段(從來の第二段)に於て「公判被告人の指名したる」の字句に代ふるに「其他」の字句を以てす。

(c) 第三段の次に左の第四段を追加す。

直接訊問の権限を濫用したる者に對しては、裁判長に於て此の権限を剝奪することを得。第二百四十條第二項第二段、第三項を適用す。

〔譯者註百十四〕 第二百三十九條第一項の現行規定左の如し。
検事及び公判被告人の指名したる證人及び鑑定人の訊問は、検事及び辯護人の一致したる申立ありたるときは、裁判長に於て之を検事及び辯護人に一任すへし。検事の指名したる證人及び鑑定人にあつては検事、公判被告人の指名したる證人及び鑑定人にあつては辯護人は、先づ第一に訊問を爲すの權利を有す。

(百三十一) 第二百四十條〔譯者註百十五〕は左の如き法文を執る。

第二百四十條 陪席判事の請求ありたるときは裁判長は、之に對し公判被告人、證人及び鑑定人に問を發するを許すを要す。

參審員、陪審員及び關係人の請求ありたるときも、之に對しかくの如き問を許すへし。本案に關係せざるか、又は不適當なる問は裁判長に於て之を拒斥するを要す。
問の適否に關する疑問については裁判所是か裁判を爲す。

〔譯者註百十五〕 第二百四十條の現行規定左の如し。

陪席判事の請求ありたるときは裁判長は、之に對し證人及び鑑定人に問を發するを許すを要す。(第

二項) 裁判長は検事、公判被告人及び辯護人並に陪審員及び參審員に向つても同しく之を許すを要す。

(百三十二) 第二百四十一條及び第二百四十二條〔譯者註百十六〕を削除す。

〔譯者註百十六〕 第二百四十一條及び第二百四十二條の現行規定左の如し。
第二百四十一條 第二百三十九條第一項の場合に於て訊問の権限を濫用したる者に對しては、裁判長に於て此の権限を剝奪することを得。(第二項) 第二百三十九條第一項及び第二百四十條第二項の場合に於ては、裁判長は不適當、若は本案に關係せる問を拒斥することを得。

第二百四十二條 問の適否に關する疑問についてはすへての場合を通して裁判所是か裁判を爲す。

(百三十三) 第二百四十三條〔譯者註百十七〕に於て

(a) 第二項に於て「本手續の開始に關する決定」の字句に代ふるに「第二百條第一項第一段乃至第三段に記載したる起訴狀の内容」の字句を以てす。

(b) 第三項に左の第三段を追加す。
公判被告人の受けたる處罰は、裁判にとつて重要な程度に於てのみ之を確認すへし。其の之を確認すへきや否や、確認すへしとせば何時に然るやは裁判長に於て之を定む。

(c) 第四項に於て「決定」の語に代ふるに、「第二項に依る起訴狀」の字句を以てす。
 「譯者註百十七」 第二百四十三條の現行規定左の如し。

公判は證人及び鑑定人の呼上を以て始まる。(第二項) 公判被告人の個人的關係の訊問及び本手續の開始に關する決定の朗讀之に續く。(第三項) 次に第三百三十六條の定むる所に從つて公判被告人の爾後の訊問を行ふ。(第四項) 決定の朗讀及び公判被告人の訊問は、訊問すべき證人の在廷せざる間(百三十四)に之を行ふ。

(百三十四) 第二百四十四條「譯者註百十八」は次の如き法文を執る。

第二百四十四條 公判被告人の訊問に續いて證據調を行ふ。

證據調は職權を以て裁判につき意義を有するすべての事實に及ふべし。公判被告人を療養院若は養育院、又は酒精濫用者療養所若は節制院に收容すべき旨を命せらるるものと豫期すべきときは、公判に於て公判被告人の精神上若は肉體上の状態に關して、鑑定人を訊問するを必要とし、鑑定人か既に一度公判被告人を診察したるにあらざる限りは、公判に先たち鑑定人に是か爲の機會を與ふべし。

關係人か證據調を申立てたるときは、之を却下する爲には裁判所の決定を必要とす。却下は顯著なるの故を以て全然證據調を無用とすること、申立人の立證せんとする事實か裁判にとつて無意義なるか、又は既に證明せられたること、證據方法か入手不可能なるか、又は全然不適當なること、又は申立か訴訟遷延の目的の爲に提出せられたるものなることを理由とする場合に限り之を爲すことを得。

採證行爲 *Pavelshandlung* の實施に依つて公判の延期を必要とするときは、裁判所の決定を必要とす。

「譯者註百十八」 第二百四十四條の現行規定左の如し。
 公判被告人の訊問に續いて證據調を行ふ。(第二項) 證據調の申立か却下せらるべきとき、又は採證行爲の實施か公判の延期を必要とするときは、裁判所の決定を必要とす。(第三項) 裁判所は申立に基き及び職權を以て、證人及び鑑定人の召喚並に爾他の證據方法の調達を命ずることを得。

(百三十五) 第二百四十五條「譯者註百十九」に於て

(a) 第一項第一段に代ふるに次の規定を以てす。
 證人又は鑑定人か公判の爲に召喚若は出頭せしめられ、又は爾他の證據方法か調達せられたるときは、證據調は此の點にまで及ぶことを必要とするも、指名若は調達か訴訟遷延の目的の爲に行はれたるときは此の限にあらざらず。

(b) 第二項を削除す。

〔譯者註百十九〕第二百四十五條の現行規定左の如し。

證據調は召喚したるすへての證人及び鑑定人、並に調達したる爾他の證據方法に及ぶことを必要とするも、證據調が訴訟遷延の目的の爲に申立てられたる場合は此の限にあらすことす。證人又は鑑定人の召喚及出頭又は爾他の證據方法の調達か、公判中に至つて初めて行はれたる場合にあつても亦同し。然れども檢事及び公判被告人が承諾したるときは、個々の證據の取調を行はるることを得。

(百二十) (第二項) 違警罪に關するか、又は私的起訴の提起ありたるに基きて行はるる區裁判所判事の面前、參審裁判所及び地方裁判所に於ける辯論に於ては、裁判所は證據調の範圍を定むるものとし、此の場合に申立、拋棄又は前の決定に依つて羈束せらるることなし。

(百二十一) 第二百四十六條〔譯者註百二十〕に代ふるに左の規定を以てす。

第二百四十六條 立證せらるべき事實、又は證據方法か時機に後れて關係人に通知せられ、爲に關係人は事件の状況上必要とする取調の時日を有せざるに至りたるときは、裁判所は此の關係人の申立に基きて辯論を延期することを得。

第二百四十六條 a 區裁判所判事の面前及び地方裁判所に於ける辯論にして、専ら違警罪に關するか、又は私的起訴の提起ありたるに基きて行はるるものにあつては、裁判所は證據調の範圍を定むるものとし、此の場合に申立、拋棄又は前の決定に依つて羈束せらるることなし。

〔譯者註百二十〕 第二百四十六條の現行規定左の如し。

證據調は證據方法又は立證すべき事實か時機に後れて提出せられたるの故を以て、却下することを得す。(第二項)然れども訊問すべき證人又は鑑定人か申立人の相手方に時機に後れて指名せられ、又は立證すべき事實か時機に後れて提出せられて、爲に相手方が取調を爲すに必要な時日を有せざるに至りたるときは、相手方は證據調の終結するまでの間は、取調の目的を以てする公判の延期を申立つることを得。(第三項)檢事及び公判被告人は裁判長又は裁判所の命令に基きて召喚したる證人又は鑑定人に關して同一の權限を有す。(第四項)此の申立に關しては裁判所は自由なる裁量に從つて裁判を爲す。

(百三十七) 第二百四十七條第二項〔譯者註百二十一〕に於て第一段の次に左の第二段を挿入す。

公判被告人の面前に於て其の精神上若は肉體上の状態に關する鑑定意見を發表することか、公判被告人の健康に害を及ぼすべきを懸念すべきとき亦同し。

(譯者註百二十一) 第二百四十七條第一項の現行規定左の如し。

(百三十八) 裁判所は公判被告人の面前に於て共同公判被告人 *Mitangeklagter* 又は證人を訊問するときは、共同公判被告人又は證人が眞實を語らざるべきを懸念すべきときは、此の訊問中公判被告人を公判廷より退斥せしむることを得。然れども裁判長は公判被告人が再び公判廷に現はれたるときには直ちに、

其の不在中に供述せられ、又は其の他辯論せられたる事項の主なる内容を公判被告人に告知するを要す。

(百三十八) 第二百五十一條「譯者註百二十二」に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

證人又は鑑定人死亡したるとき、又は其の居所を明にすへからるとき、又は其の状態の然らしむる所として近き將來に於て、判決裁判所に於て訊問すること不可能なるときは、以前の判事の訊問の調書を朗讀することを得。同一の條件を存するときは、審理の客體を成す行爲に關與したりと歸罪せられたる者、又は其の然るの故を以て既に有罪の言渡を受けたる者についても亦同し。

(b) 第二項に於て「本手續の開始」の字句に代ふに「公判の命令」の字句を以てす。

(c) 第三項に代ふるに左の規定を以てす。

朗讀は裁判所の決定を以てしてのみ之を命ずることを得べく、尙ほ其の原因を宣告し、訊問を受けたる者か第五十九條に依る保證又は宣誓を爲したるや否やをも述ふることを必要とす。再訊問を實行し得べき場合については之に依つて、保證を爲すの必要に關する規定(第五十九條)の效力を妨ぐることをなし。

〔譯者註百二十二〕 第二百五十一條の現行規定左の如し。

證人、鑑定人又は共同被疑者 *Mitschuldiger* 死亡したるとき、又は精神病に罹りたるるとき、又は其の居所を明にすへからるときは、以前の判事の訊問に關する調書を朗讀することを得。既に有罪の言渡を受けたる共同責任者 *Mitschuldiger* についても亦同し。(第二項) 第二百二十三條に記載したる場合に於ては、以前の訊問か本手續の開始後に行はれたるとき、又は準備手續に於て第九十三條の規定を遵守して以前の訊問の行はれたるときに、前の訊問に關する調書の朗讀を許す。(第三項) 朗讀は裁判所の決定を以てするに於てのみ之を命ずることを得べく、尙ほ其の原因を宣告し、訊問を受けたる者か宣誓を爲したりしや否やをも述ふるを要す。再訊問を實行し得べき場合については、之に依つて宣誓の必要に關する規定の效力に何等變更を來すことなし。

(百三十九) 第二百六十條「譯者註百二十三」に於て第二項は左の如き法文を執る。

行爲か時効に罹りたるるとき、又は訴追すへからるときは中止を宣告すへし。

〔譯者註百二十三〕 第二百六十條の現行規定左の如し。

公判は判決の言渡を以て終る。判決は放免、有罪の言渡又は手續の中止のみを宣告することを得。

(第二項) 申立ありたる場合に限り訴追すべき有罪行爲につきて、所要の申立を存せざること判明したるとき、又は申立か適時に取下けられたるときは、手續の中止を宣告すへし。

(百四十) 第二百六十二條〔譯者註百二十四〕に於て

(a) 第一項に於て「行爲の」の前に「犯罪」の二字を挿入し、「民事上の法律關係の判斷」に代ふるに「民法又は行政法に従つて判斷すべき問題」の字句を以てし、「此の民事上の法律關係」に代ふるに「此の問題」の字句を以てす。

(b) 第二項に代ふるに左の規定を以てす。

然れども裁判所は審理を延期し、民事訴訟手續、又は行政訴訟手續に於てする問題の決定の爲に期間を定め、又はかくの如き手續の既に繫屬せる限りは、此の手續に於ける裁判を待つの特権を有す。

〔譯者註百二十四〕 第二百六十二條の現行規定左の如し。

行爲の有罪性 *Strafbarkeit der Handlung* が民事上の法律關係の判斷に繋るときは、刑事裁判所は刑事事件に於ける手續及び證據につき適用ある規定に従つて、此の民事上の法律關係についても裁判を爲す。(第二項) 然れども裁判所は審理を延期し、關係人の一人に民事訴訟提起の爲に期間を定め、又は民事裁判所の判決を待つの特権を有す。

(百四十一) 第二百六十三條〔譯者註百二十五〕に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

罪責問題、刑の量定、附加刑若は附帶的結果、矯正及び保安の處分の命令若は認許に關する公判被告人にとつて不利益なる裁判については、すべて三分の二の多數意見を必要とす。

(b) 左の第四項を追加す。

刑の條件付免除の允許及び罰金につき期間及び分納の允許については單純の多數を以て足る。

〔譯者註百二十五〕 第二百六十三條の現行規定左の如し。

罪責問題又は刑の量定に關する公判被告人にとつて不利益なる裁判については、すべて三分の二の多數意見を必要とす。(第二項) 罪責問題は刑法の特に規定したる有罪性を阻却、減輕若は加重する事情をも包括す。(第三項) 罪責問題は累犯及び時效の條件を包括せず。

(百四十二) 第二百六十四條乃至第二百六十七條〔譯者註百二十六〕に代ふるに左の規定を以てす。

第二百六十四條 判決發見の客體は起訴中に表示したる犯罪行爲にして、辯論の結果上明かとなりたる所のものとす。

裁判所は起訴狀の基礎となる犯罪行爲の判斷に羈束せらるることなし。然れども裁判所が起訴狀中に引用したる法律の代りに、別の罰則を適用せんと欲するときは、法律上の著眼點の變更を指示して公判被告人に防禦の機會を與ふるを要す。辯論中に於て初めて有罪性を加重し、又は獨逸普通刑法典第五十五條第一號乃至第四號に規定したる矯正及び保安の處分の一を命令するについての條件

を成す。刑法の特に規定する事情判明するに至りたるるとき亦同様に處置すへし。

第二百六十五條 公判被告人が辯論の經過中に、本人に對して起訴の行はれたる原因となりたる法律違反とは別の法律違反を歸罪せられたるときは、裁判所が第二百七十條第一項に依り其の管轄違を言渡したるにあらざる限りは、法定の標識及び適用すへき罰則を指示して、公判被告人に防禦の機會を與ふへし。

第二百六十六條 第二百六十四條第二項又は第二百六十五條の場合に於て、公判被告人が自己に對し起訴狀中に引用したる罰則よりも重き罰則の適用を認むるか、又は第二百六十四條第二項第三段に記載したる所のものに屬する、新に顯著となりたる事情に對する防禦、又は新に主張せられたる歸罪に對する防禦につき充分の準備なき旨を表示したるときは、其の申立に基き公判を中止又は延期すへし。

其の他の場合に於ても裁判所は事情變更の結果として、起訴又は防禦の充分なる準備の爲に適當なるものと認めたるときは、申立に基き又は職權を以て公判を中止又は延期するを要す。

區裁判所判事の面前及び地方裁判所に於ける辯論にして専ら違警罪に關するか、又は私的起訴の提起ありたるに基きて行はれたるものについては、本條第一項の規定を適用せず。

第二百六十七條 公判被告人が有罪の言渡を受けたるときは、判決主文 *verfügender Teil des Urteils*

(*Urteilsformel*) 中に於て、公判被告人は如何なる有罪行爲につき責任あるものなりや、及び如何なる刑に處せらるるや、又は刑を免除せらるるやを開示すへし。

其の外判決主文中には附加刑及び附帶的結果、矯正及び保安の處分の命令又は認許、刑の條件付免除及び罰金につき期間又は分納の允許を言渡すへし。

第二百六十七條 a 公判被告人が未決勾留又は其の他手續の開始又は遂行の目的の爲に命令したりし自由の剝奪を、自己自身の舉措に因り惹起し、又は伸張したるときは、裁判所は其の全部又は一部の通算を行はざるへき旨を指定することを得。

罰金の言渡の場合に如何なる程度まで未決勾留に依つて刑が償却せられたるものと看做すへきやは、裁判所自由なる裁量に従つて之を定む。

第二百六十七條 b 公判被告人が既に外國に於て處罰せられたりし犯罪行爲の故を以て有罪の言渡を受けたるときは、其の外國に於て言渡ありたる刑の執行せられたる限りは、是か通算を言渡すへし。外國の刑に依つて服役を了したるものと看做さるる刑の部分を確認すへし。

第二百六十七條 c 第二百六十七條 a 第二百六十七條 b に依る裁判は、判決主文中に於て之を言渡すへし。

第二百六十七條 d 裁判所が獨逸普通刑法典第五十六條に依り、療養院若は養育院への收容を命じた

るときは、同時に決定を以て處分の遂行に關する終局的の裁判あるまでの間、被告人を一時收容する旨を定むることを得。

第二百六十七條。判決理由は有罪行爲の法定標識を見出したる事實にして、立證ありたるものと認めらるるもの、及び適用したる罰則を開示するを要す。他の事實よりして證據の推究せられたる場合には、此の事實をも開示するを要す。其の外判決理由は如何なる事實か裁判所の心證を構成するについての標準となりたりしやを誠認せしむべく、また此の事實並に第二百七十三條第一項第二段に依り關係人の申立に基きて、調書中に於て認定したる主張をも評價するを要す。

有罪性を加重、減輕若は阻却する法律中に特に規定せらるる事情が確定したるものと認められ、又は辯論中に於て主張せられたる主張に反して確定せざるものと認めらるるときは、判決理由は此の點につき言明する所あるを必要とす。

其の外判決理由は獨逸普通刑法典第六十九條を特に斟酌して、刑の量定につき決定的なる事情を擧ぐることを必要とす。法律の規定に依り特殊の條件の下に刑を減輕することを得るか又は減輕することを必要とするとき、又は刑を免除するを得べきときは、何故に此の條件を存したりと看做したりしや、何故に辯論中に爲したる申立に反して此の條件を存せすと看做したりしやの點に關しても亦、判決理由は言明する所あるを必要とす。

其の外判決理由は何故に第二百六十七條第二項に擧げたる處置の一を命し、若は認許するものと宣告し、又は辯論中に於て行はれたる申立に反して之を命せず、若は認許せざるものと宣告したりしやをも明かにするを要す。

公判被告人が釋放せられたるときは、判決理由は公判被告人を以て服罪せざるものと認むるものなりや否や、又は立證せられたりと看做さるる犯罪行爲を以て有罪ならざるものと認むるものなりや否や、若し爾く認むるものとは如何なる原因に基きて然るやを明かにするを要す。

〔譯者註百二十六〕 第二百六十四條乃至第二百六十七條の現行規定左の如し。

第二百六十四條。判決發見の客體は起訴中に表示せられたる行爲にして、辯論の結果上明かにせられたる所のものとす。(第二項) 裁判所は本手續の開始に關する決定の基礎となれる犯罪行爲の判斷に羈束せらるることなし。

第二百六十五條。本手續の開始に關する決定中に擧げたる罰則以外の罰則に基く公判被告人に對する有罪の言渡は、公判被告人に向つて豫め法律上の着眼點の變更を特に指示し、之に防禦の機會を與ふることなくして行ふことを得す。(第二項) 辯論中に至つて初めて有罪性を加重する刑法の特に規定したる事情の主張せられたる場合も、亦同様に處置すへし。(第三項) 公判被告人が防禦の充分に準備せられざるを主張して、公判被告人に對し本手續の開始に關する決定中に擧げたる罰則よ

りも重き罰則の適用を認むる新に顯著となりたる事情、又は本條第二項に記載したる所のものに屬する新に顯著となりたる事情を争ふときは、公判被告人の申立に基き公判を延期すへし。(第四項) 尙ほ其の外的場合に於ても事情變更の結果として、起訴又は防禦の充分なる準備の爲に適當なるものと思料せらるるときは、裁判所は申立に基き、又は職權を以て公判を延期するを要す。(第五項) 第二百四十五條第二項に記載したる辯論に對しては、本條第三項の規定を適用せず。

第二百六十六條 公判被告人か公判の經過中に、自己に對して本手續の開始せらるる原因となりたりし犯罪行爲以外の犯罪行爲を歸罪せられたるときは、檢事の申立に基き、且公判被告人の同意を得て、此の犯罪行爲を同一の判決の客體ならしむることを得。(第二項) 當該の犯罪行爲か重罪を成すか、又は其の判決か裁判所の管轄を超過する場合にあつては本條の規定を適用せず。

第二百六十七條 公判被告人か有罪の言渡を受けたるときは、判決理由は有罪行爲の法定標識の存するを發見せられたる事實にして、立證せられたるものと認むるものを開示するを要す。證據か他の事實に基きて推知せられたる場合に於ては、此の事實をも開示すへし。(第二項) 辯論中に於て有罪性を阻却、減輕又は加重する、刑法の特に規定したる事情の主張せられたるときは、判決理由は此の事情か確定せられたるものと認むるや、又は確定せられざるものと認むるやの點に關して言明する所あるを必要とす。(第三項) 其の外處罰判決の理由は適用せられたる罰則を表示するを要す

るものとし、刑の量定にとつて決定的たりし事情を擧ぐへし。刑法か輕き刑の適用を一般的に減輕事情の存否に繫らしめたるときは、かくの如き事情の存在を認めたるか、又は公判中に行はれたる申立に反してかくの如き事情の存在を否定したる限りは、判決理由は此の點に關して爲したる裁判を明かにするを要す。(第四項) 不服申立の權利を有するすへての者が上訴を拋棄したるときは、有罪行爲の法定標識の存するを發見せられたる事實にして立證ありたるものと認められたるものの開示、及び適用せられたる罰則の開示を以て足るものとし、是と共に公判開始決定を援用することを得。(第五項) 公判被告人か釋放せられたるときは、判決理由は公判被告人か服罪せざるものなりや否や、又は立證ありたるものと看做さるる犯罪行爲か有罪ならざるものと認められたるものなりや否や、果して然りせせば如何なる原因に基きて然るやを明かにするを要す。

(百四十三) 第二百六十八條〔譯者註百二十七〕に於て第三項に代ふるに左の規定を以てす。
法律上當然に未決勾留又は其の他の自由の剝奪を刑に通算すべきときは、判決の言渡に際し之を公判被告人に告知すへし。

公判被告人か未決勾留に於て拘置せらるるか、又は假拘置に於て拘置せらるるときは、判決の宣告と同時に未決勾留若は假拘置の廢止又は存續に關する決定を言渡すへし。

〔譯者註百二十七〕 第二百六十八條第三項の規定左の如し。

「言渡に際し公判被告人が在廷せる場合に於て判決に對し上訴を許すときは、上訴の提起に關して公判被告人を教示すへし。

(百四十四) 第二百七十條〔譯者註百二十八〕に於て

(a) 第一項に於て「公判被告人の責任とせらるる犯罪行為」の字句に代ふるに、「公判被告人の責任とせらるる數個の犯罪行為中の一」の字句を以てし、左の法文を追加す。

(百四十四) 區裁判所判事か公職就任資格又は選舉權及び表決權の褫奪の判決、又は勞働所若は感化院への收容を適當と思料したるとき、又は區裁判所判事か一年の禁錮よりも重き刑を適當と思料したるときは、區裁判所判事は事件を參審裁判所に移送するを要す。區裁判所判事又は參審裁判所か療養院若は養育院、酒精濫用者療養所若は節制院への收容又は保安監置に於てする拘置を適當と思料したるときは、事件を擴張參審裁判所 *Erweiteres Schöffengericht* に移送するを要す。

(b) 第二項及び第三項に代ふるに左の規定を以てす。

第一項第一段に依つて爲したる決定は第二百條第一項の要件に適合することを必要とするも、證據方法の開示を必要とせず。

第二項第二段及び第三段に依つて爲したる決定は移送についての理由を掲ぐることを必要とし、此の決定は新なる辯論に於て起訴狀に牽聯して之を朗讀すへし。

第一項に依つて爲したる決定に對しては、移送か檢事の申立と異りて下級裁判所に向つて行はれるるか、又は擴張參審裁判所に向つて移送することを爲さずして、普通の參審裁判所に向つて行はれたるときには、檢事に於て即時抗告を爲すの權限を有す。其の場合に於ては此の決定に對する不服の申立を許さす。

(c) 第五項(從來の第四項)に於て「區裁判所判事又は參審裁判所」の字句に代ふるに「區裁判所」の字句を以てす。

〔譯者註百二十八〕 第二百七十條の現行規定左の如し。

辯論の結果上被告人の責任とせらるる犯罪行為か、此の裁判所の管轄を超過するものなること判明したるときは、裁判所は決定を以て其の管轄違を言渡し、事件を管轄裁判所に移送す。(第二項) 此の決定は本手續を開始する決定の效力を有するものとし、かくの如き決定の要件に適合するを要す。

(第三項) 此の決定の取消適性 *Anfechtbarkeit* は第二十條の規定に従つて定まる。(第四項) 區裁判所判事又は參審裁判所か此の決定を爲したるときは、公判被告人は豫審の行はれたるにあらざる限りは、決定を告知するに際し指定すべき期間内に公判前に於ける個々の證據調の舉行を申立つることを得。此の申立に關しては事件の移送を受けたる裁判所の裁判長是か裁判を爲す。

(百四十五) 第二百七十三條〔譯者註百二十九〕に於て

(a) 第一項に代ふるに左の規定を以てす。

調書は公判の経過の主要なる點を録取し、主要なるすへての形式の履踐を明かにし、辯論の経過中に行はれたる申立を記載するを要す。關係人が辯論中に主張ありたる事實を裁判にとつて重要なものと思料したるときは、其の申立に基き此の事實を調書中に録取すへし。其の外調書は裁判所に提出せられある文書にして、辯論中に朗讀せられたるもの、又は其の他の方法に於て裁判所の知る所となりたるものを記載するを要す。其の言渡したる裁判及び判決主文は調書中に掲載せらるることを必要とす。

(b) 第二項に於て「區裁判所判事及び參審裁判所」の字句に代ふるに、「區裁判所」の語を以てし、左の第二段を追加す。

此の判決に對し不服申立の權利を有するすへての者か上訴を拋棄し、刑事訴訟手續か判決なくして、完結し、又は判決に對して只上告の上訴のみを許すに止まる場合にあつては、録取を行はざることを得。

(c) 第三項の次に左の二項を追加す。
證人及び鑑定人の陳述は一般に行はるる速記に於ても書取ることを得。第百八十八條第四項を準用す。

關係人の書面を以てする申立は附録として調書に添付すへし。

〔譯者註百二十九〕 第二百七十三條の現行規定左の如し。

調書は公判の経過及び結果の主要なる點を録取し、主要なるすへての形式の履踐を明かにし、尙ほ朗讀したる文書の表示並に辯論の経過中に行はれたる申立、言渡ありたる裁判及び判決主文を掲ぐるを要す。(第二項) 區裁判所判事の面前及び參審裁判所に於ける公判については、其の外訊問の主要なる結果を調書中に録取すへし。(第三項) 公判中に於ける出來事又は供述者は表示の文句の確認を主眼とする場合にあつては、裁判長は完全なる書取及び朗讀を命ずるを要す。調書には朗讀を爲し、是認の行はれたること、又は如何なる異議の申立ありたるやを記入すへし。

(百四十六) 第二百七十三條の次に左の規定を挿入す。

第二百七十三條。 調書は公判の終結後遅くも三日内に之を完成すへし。此の事不可能なるときは、何日に調書か完成するに至るべきやを適時に關係人に通知すへし。調書の完成する以前には判決を送達すへからず。

公判の終結後一週間内、調書の完成が遅れたるときは完成後一週間内に、關係者は調書を閲覽して、更正を申立つることを得。

裁判長及び書記 *Protokollführer* か申立を理由ありと思料したるときは、裁判長及び書記は三日内に

補遺 Nachtrag を以て調書を更正し、之に署名するを要す。兩者か一致して申立を理由なしと料したるときは、此の旨を申立人に通知すへし。其の間疑を存するときは、必要な調査を爲したる後、裁判所は決定を以て申立に關し裁判を爲すを要す。之に對する抗告は何れの場合にも之を許さず。職權を以てする調書の更正は何時たりとも之を許す。調書を閲覽したる關係人、又は謄本の附與を受けたる關係人には更正を通知すへく、判決に對し上告の提起ありたる場合には、送達を以て抗告申立人に對する通知を行ふ。

(百四十七) 第二百四十七條〔譯者註百三十〕第二段に於て、最後に「も之に依つて第二百七十三條 a 第三項及び第四項の規定の效力を妨ぐることなし」の字句を追加す。

〔譯者註百三十〕 第二百七十四條の現行規定左の如し。
公判につき規定したる形式の履踐は調書を以てしてのみ之を立證することを得。此の形式に關する調書の内容に對しては偽造の立證のみを許す。

(百四十八) 第二百七十五條の次に左の規定を挿入す。

第二百七十五條 a 公判被告人が責任無能力者として療養院若は養育院に收容せらるべきの根據を存するときは、左の規定を適用す。

公判被告人の裁判所に出頭することか本人の状態の然らしむる所として不可能なるか、又は公安の理由に基き不適當なるときは、裁判所は公判被告人を在廷せしむることなくして公判を遂行することを得。

此の場合に於ては公判に先たち受命判事を通して、鑑定人立會の下に公判被告人を訊問すへし。此の訊問の期日は檢事及び辯護人に通知するを要するも、其の訊問に立會ふことは必要ならず。

裁判所はまた公判被告人の状態に對する斟酌上公判被告人の在廷を一時的に止むることを必要とし、且別段の方法を以てしては公判の適法なる遂行を不可能とするときは、公判被告人が只一時的に在廷したるに止まる場合にあつても尙ほ公判を遂行することを得。

公判被告人の出頭を俟たずして公判を行ひたるときは、判事の調書中に掲げらるる本人の以前の陳述を朗讀することを得。本條第三項第一段に依る豫備訊問に關する調書は朗讀すへし。

(百四十九) 第二編第七章(第二百七十六條乃至第二百九十五條)〔譯者註百三十一〕を削除す。

〔譯者註百三十一〕 現行刑事訴訟法第二編第七章は題して「不在者に對する手續」 Verfahren gegen Abwesende 及び、其の現行規定左の如し。

第二百七十六條 被疑者の居所知れざる時、又は被疑者か外國に居住して管轄裁判所への召喚を實行し得へからざるか、又は之を不適當と認むるときは、被疑者は不在なるものと看做す。

第二百七十七條 不在者に對しては審理の客體を成す犯罪行為か單に罰金又は沒收の何れか一を

以て、又は兩者を併科して處罰せらるる場合に限り公判を行ふことを得。(第二項)此の手續に對しては第二百七十八條乃至第二百八十四條の規定を適用す。

第二百七十八條 公判被告人の居所か知れざるるとき、又は外國に於ける送達についての現行の規定の遵守か實行不可能たり、又は其の效なきものと豫見せらるるときは、召喚狀の認證したる謄本を二週間第一審の裁判所の揭示板に貼付する方法に於て公判被告人を公判に呼出す。

第二百七十九條 召喚狀には左の事項を記載するを要す。公判被告人の姓名及び其の知れたる限りは洗禮名、年齢、身分、營業及び住所若は居所の記載、公判被告人の責任とせらるる有罪行為の表示、並に公判の日時の記載。(第二項)同時に公判被告人か辯解することなくして出頭せざる場合には、其の儘公判に移るべき旨の警告を添付すへし。

第二百八十條 公判に於ては辯護人一人公判被告人に代つて行動を爲すことを得。公判被告人の親屬も亦代理人として認許せらるるものとし、是か爲に委任を必要とすることなし。

第二百八十一條 判決の送達は第四十條第二項の規定の定むる所に従つて之を行ふ。

第二百八十二條 第二百八十條に記載したる者は被疑者の權限に屬する上訴方法を行使することを得。

第二百八十三條 判事の裁量上被告人に出來得る限りの苦痛を與ふべき最高の罰金額と手續の費

用との補償の爲に必要とする限りは、被告人の財産に屬する個々の物體を差押ふることを得。此の差押に對しては物的假差押 *dinglicher Arrest* の執行及び效果に關する民事訴訟法の規定を準用す。差押の原因消滅したるときは差押を廢止すへし。

第二百八十四條 前條の規定に依る補償か實行不可能なるものと認めらるる限りに於ては、裁判所の決定を以て獨逸國內に在る被告人の財産を差押ふることを得。此の決定は獨逸國官報を通して及び裁判所の裁量に依つては更に他の新聞紙を通して之を公告すへし。(第二項)被告人か獨逸國官報を通して行はれたる此の決定の最初の公告ありたる後に、其の差押られたる財産に關して爲したる處分は邦金庫に對しては無効とす。(第三項)財産差押の原因消滅したるか、又は第二百八十三條に依る差押に依つて邦金庫の補償行はれたるときは、財産の差押を廢止すへし。(第四項)差押の廢止は差押を公告したると同一の新聞紙を通して公告すへし。

第二百八十五條 第二百七十七條に記載したる以外の場合に於ては不在者に對して公判を行はす。不在者に對して開始したる手續は、不在者の將來出頭したる場合の爲に證據を確保するの任務を有す。(第二項)此の手續に對しては第二百八十六條乃至第二百九十四條の規定を適用す。

第二百八十六條 辯護人の認許は被疑者の不在に因つて阻却せらるることなし。辯護人の選定については被疑者の親屬も亦是か權限を有す。(第二項)證人及び鑑定人は宣誓を爲さしめたる上にて

訊問すへし。

第二百八十七條 不在の被疑者は手續の進行に關する通知を求むるの請求權を有せず。(第二項) 然れども判事は居所の知れたる不在者に向つて通知を送付せしむるの權限を有す。

第二百八十八條 居所の知れざる不在者に對しては公刊の新聞紙上に於て、裁判所への出頭又は其の居所の届出を催告することを得。

第二百八十九條 本手續の開始後に至つて初めて公判被告人の不在なること判明したるときは、其の尙ほ必要とする證據調は受命判事又は受託判事を通して之を行ふ。

第二百九十條 公訴の提起ありたる不在者に對して勾留命令を發するを是認せしむるに足るべき嫌疑の原因を存するときは、裁判所の決定を以て其の獨逸國內に在る財産を差押ふることを得。

第二百九十一條 差押を言渡す決定は獨逸國官報を通して之を公告すへく、裁判所の裁量に依つては他の新聞紙を通しても公告することを得。

第二百九十二條 獨逸國官報に於ける最初の公告の時期を以て被告人は、差押を受けたる財産を生前に處分するの權利を失ふ。(第二項) 差押を言渡す決定は不在者に關する管理を開始するの權限を有する官廳に通知すへし。此の官廳は管理を開始するを要す。

第二百九十三條 差押の原因消滅したるときは差押を廢止すへし。(第二項) 差押の廢止は差押自體を公告したると同じ新聞紙を通して公告すへし。

第二百九十四條 公訴の提起後に至つて開始したる手續に對しては、其の外豫審に關する規定を準用す。(第二項) 此の手續の終結後に言渡したる決定(第九十八條)中に於て、同時に差押の存續又は廢止に關して裁判を爲すへし。

第二百九十五條 裁判所は不在の被疑者に對して安全の護照 (Wahrscheinlichkeitsbescheinigung) を附與することを得へく、此の附與を條件に繁らしむることを得。(第二項) 安全の護照は未決勾留よりする解放を提供するものなるも、此の護照を附與するの基礎となりたる有罪行爲に關してのみ然りとす。(第三項) 自由刑を宣告する判決の言渡ありたるるとき、被疑者か逃亡の準備を爲したるとき、又は被疑者か安全の護照を附與せらるるにつき遵守すべき條件を滿さるときは、護照は其の效力を失ふ。

(百五十) 第二百九十七條〔譯者註百三十二〕に左の第二項を追加す。

被疑者か不在(第五十四條h第三項)なるときは、其の親屬は特別の委任を有することなきも、被疑者の爲に上訴を提起することを得。

〔譯者註百三十二〕 第二百九十七條の現行規定左の如し。

辯護人は被疑者の爲に上訴を提起することを得るも、其の明示の意思に反することを得ず。

(百五十一) 第二百九十八條第一項〔譯者註百三十三〕に於て

(a) "Beschuldigten" の語の次のコムマを削る。

(b) 「竝に被疑の妻の夫」の字句を削除す。

〔譯者註百三十三〕 第二百九十八條第一項の現行規定左の如し。

被疑者の法定代理人竝に被疑の妻の夫は、被疑者の爲に進行する期間内獨立して其の認めらるる上訴方法を行使することを得。

(百五十二) 第二百九十八條の次に左の規定を挿入す。

第二百九十八條 a 上訴の意思表示は書面を以て提出することを得へく、又は當該官署の調書を以て之を爲すことを得。

上訴の申立及び其の理由(第三百四十四條)は辯護人又は辯護士の署名したる書面に於てのみ、又は當該官署の調書を以てしてのみ公判被告人より之を提出することを得。

(百五十三) 第二百九十九條第一項〔譯者註百三十四〕に於て「自己の存在する」より「場合に於ては、其の拘置場」までの字句に代ふるに「當該の拘置場又は官廳の命令に基きて本人の監置せらるる監置施設」の字句を以てす。

〔譯者註百三十四〕 第二百九十九條第一項の現行規定左の如し。

自由なる身分にあらざる被疑者は上訴に關する意思表示を、自己の存在する拘置場の附置せらるる

裁判所の當該官署の調書を以て、及び當該の拘置場が裁判所附屬の拘置場にあらざる場合に於ては、其の拘置場の所在地を管轄する區裁判所の當該官署の調書を以て之を與ふることを得。

(百五十四) 第三百五條〔譯者註百三十五〕は左の法文を執る。

第三百五條 公判の命令後判決の準備の爲に言渡す裁判に對しては獨立して不服を申立つることを得すして、此の判決に對して提起したる上訴を以てしてのみ不服を申立つることを得。未決勾留、假拘置、療養院若は養育院への收容、差押及び秩序罰若は強制罰の確定に關する裁判竝に第三者に關係を及ぼす一切の裁判は此の限にあらすことす。

〔譯者註百三十五〕 第三百五條の現行規定左の如し。

判決を下すに先ちて爲したる判決裁判所の裁判に對しては抗告を爲すことを得す。勾留、差押又は罰の確定に關する裁判、竝に第三者に關係を及ぼす一切の裁判は此の限にあらすことす。

(百五十五) 第三百五條の次に左の規定を挿入す。

第三百五條 a 區裁判所、地方裁判所及び陪審裁判所の判決に對しては、其の訴訟費用についての裁判に關してのみ、又は裁判か判決の公告、沒收、官沒の宣告、滅却又は廢棄處分に關する言渡、又は未決勾留若は外國に於て受けたる處罰の通算に關する言渡を掲ぐることに、又は掲げざることに於て不服の申立てらるる限りに於てのみ、即時抗告を爲すことを得、即時抗告か控訴を以てして

は不服を申立つることを得ざる判決に對し指向せらるるときは、之に對し第三百三十七條乃至第三百二十九條を準用す。

抗告に對して爲す決定は既判力ある判決の效力を有す。手續の再審に對しては第四編の規定を準用す。

他の關係人か判決に對し別の上訴を提起したるときは、之に關して裁判を爲すの任を有する裁判所は、同時に即時抗告に關しても判断を爲す。

(百五十六) 第三百六條〔譯者註百三十六〕に於て、

(a) 第一項に於て「當該官署の調書を以て、又は書面を以てして」の字句を削除す。

(b) 第二項及び第三項を削除す。

〔譯者註百三十六〕 第三百六條の現行規定左の如し。

抗告は不服申立ありたる裁判を爲したる裁判所、又は不服申立ありたる裁判を爲したる裁判長の所屬する裁判所の當該官署の調書を以て、又は書面を以てして之を提起す。抗告は緊急の場合に於ては抗告裁判所へも提起することを得。(第二項) 不服申立ありたる裁判を爲したる裁判所又は裁判長は抗告を理由ありと認めたるときは、之に對し救済の方法を致すを要するものとし、然らざる場合には直ちに、遅くも三日の経過する以前に抗告裁判所に提出すへし。(第三項) 前二項の

規定は準備手續に於ける區裁判所判事の裁判、受命判事若は受託判事及び豫審判事の裁判にも之を適用す。

(百五十七) 第三百六條の次に左の規定を挿入す。

第三百六條 a 不服申立ありたる裁判を爲したる裁判所抗告を理由ありと認めたるときは、之に對し救済の方法を致す。

第三百六條 b 抗告不合法なるか、又は第三百十一條の場合に於て抗告時機に後れたるときは、不服申立ありたる裁判を爲したる裁判所は抗告を不合法として棄却す。

抗告人は此の決定の送達後一週内に抗告裁判所の裁判を求むる申立を爲すことを得。

第三百六條 c 第三百六條 a の條件も、第三百六條 b 第一項の條件も共に之を存せざるときは、直ちに、遅くも三日の経過する以前に抗告を抗告裁判所に提出す。第三百六條 b 第二項の場合にも此の規定を準用す。

第三百六條 d 第三百六條乃至第三百六條 c の規定は準備手續に於ける區裁判所判事の裁判、受命判事若は受託判事及び豫審判事の裁判に對しても之を適用す。

(百五十八) 第三百十條第一項〔譯者註百三十七〕に於て、「勾留」の語の次に、「假拘置又は療養院若は養育院への收容」の字句を挿入す。

〔譯者註百二十七〕 第三百十條第一項の現行規定左の如し。

地方裁判所か抗告審 *Rechtswortleinstanz* に於て爲したる決定は、其の勾留に關する限りは、之に對し再抗告を以て不服を申立つることを得。

(百五十九) 第三百十一條第二項〔譯者註百三十八〕に於て「此の抗告は」の次に「法律に別段の規定を存せざる限りは」の字句を挿入す。

〔譯者註百三十八〕 第三百十一條第二項の現行規定左の如し。

此の抗告（即時抗告）は一週間の期間内に提起すべきものとし、此の期間は裁判の告知と同時に其の進行を開始す。場合か緊急と認められざる場合にあつても抗告裁判所への提起は期間を遵守するに充分たるものとす。

(百六十) 第三百十二條〔譯者註百三十九〕に於て

(a) 「控訴は」の次に「第三百五條^aの規定を留保して」の字句を挿入す。

(b) 「區裁判所判事及び參審裁判所」の字句に代ふるに「區裁判所」の語を以てす。

〔譯者註百三十九〕 第三百十二條の現行規定左の如し。

控訴は區裁判所判事及び參審裁判所の判決に對して之を爲すことを得。

(百六十一) 第三百十三條〔譯者註百四十〕は左の法文を執る。

區裁判所の判決は其の内容上専ら違警罪に關するものにして、釋放、手續の中止、刑の免除又は罰金の何れか一のみ、又は之に併科して沒收、官沒の宣告、滅却又は廢棄處分を宣告する場合にあつては、控訴を以て之に對し不服を申立つることを得す。

〔譯者註百四十〕 第三百十三條の現行規定左の如し。

區裁判所判事の判決は其の専ら違警罪を客體とし、且公判被告人か釋放せられたるか、又は専ら罰金の言渡を受けたる場合にあつては、控訴を以て之に對し不服を申立つることを得す。

(百六十二) 第三百十三條の次に左の規定を挿入す。

第三百十三條^a 控訴を許す判決に對しては上告を以てしても亦不服を申立つることを得。

(百六十三) 第三百十四條〔譯者註百四十一〕は第一項に於て左の法文を執る。

控訴を許す判決に對し不服を申立てんとするときは、不服申立權利者は判決の言渡後一週間に第一審の裁判所に、自己は此の判決に對し不服を申立つべき旨の意思表示を爲すを要す。

〔譯者註百四十一〕 第三百十四條第一項の現行規定左の如し。

控訴は判決の言渡後一週間に第一審の裁判所に、當該官署の調書を以て、又は書面を以てして之を提起するを要す。

(百六十四) 第三百十五條〔譯者註百四十二〕に於て

(a) 第一項に於て「控訴提起」の字句に代ふるに「不服申立」の語を以てす。
 (b) 第二項に於てそれぞれ「控訴」の語に代ふるに「不服申立」の語を以てし、「提起」の語に代ふるに「表示」の語を以てす。

(c) 第三項に於て「控訴の提起」の字句に代ふるに「不服申立」の語を以てす。

〔譯者註百四十二〕 第三百十五條の現行規定左の如し。

控訴提起の期間の進行の開始は公判被告人の闕席に基きて言渡ありたる判決に對し、原狀回復の申請を爲し得べき事實に依つて阻却せらるることなし。(第二項) 公判被告人が原狀回復を求むる申請を爲したるときは、此の申請の棄却の場合には適時に直ちに控訴を提起することに依つて、控訴を保護することを得るものとす。此の場合には控訴に關する爾後の處分は、原狀回復を求むる申請の解決あるまでの間延期せらるるものとす。(第三項) 原狀回復を求むる申請と相牽聯することなき控訴の提起は、原狀回復を求むる申請の拋棄と看做す。

(百六十五) 第三百十五條の次に左の規定を挿入す。

第三百十五條 a 不服申立についての期間の經過後更に一週間内、又は此の時期に判決が未だ送達せられざりしときは其の送達後更に一週間内に不服申立人は、自己の不服申立を控訴として取扱はれんことを欲するや、はたまた上告として取扱はれんことを欲するやを表示するを要す。上訴か上告

として取扱はれんことを欲するときは、第二百九十八條第二項に規定したる形式に於て意思表示を爲し、且本條第一段所定の期間内に上告の申立及び其の理由(第三百四十四條、第三百四十五條)を提出するを要す。不服申立人が第一段所定の期間内に意思表示を爲さるか、又は此の意思表示が第二百九十八條 a 第二項の規定に従はざるものなるときは、不服申立を控訴として取扱ふ。數人の關係人が判決に對し不服を申立て、關係人の一人は上告に決し、他の一人は控訴に決したるときは、控訴の取下なきか又は其の不適法として棄却せられたるにあらざる限りは、すへての上訴を控訴として取扱ふこととす。

(百六十六) 第三百十六條〔譯者註百四十三〕に於て

(a) 第一項に於て「控訴の提起」の字句に代ふるに「不服申立」の語を以てす。

(b) 第二項に於て「控訴の提起」の字句に代ふるに「不服申立の意思表示」の字句を以てし、「直ちに之を送達すへし」の前に「第二百七十三條 a 第一項第三段の規定の留保の下に」の字句を挿入す。

〔譯者註百四十二〕 第三百十六條の現行規定左の如し。

適時に控訴の提起ありたるときは、其の不服を申立てられたるの程度に於て判決の既判力の阻止を來す。(第二項) 控訴人に對し理由を附したる判決未だ送達せられざりしときは、控訴の提起後直ちに之を送達すへし。